

平成 2 1 年工業統計調査

商 品 分 類 表

調査票甲の「13 製造品の出荷額、在庫額等」、調査票乙の「9 製造品出荷額等」の記入に当たりましては、本冊子を参照してください。

目 次

	ページ
説 明.....	1
製造品及び賃加工品分類表.....	5
0 9 食料品.....	5
1 0 飲料・たばこ・飼料.....	9
1 1 繊維工業品.....	10
1 2 木材・木製品.....	17
1 3 家具・装備品.....	19
1 4 パルプ・紙・紙加工品.....	21
1 5 印刷・同関連品.....	23
1 6 化学工業製品.....	24
1 7 石油製品・石炭製品.....	29
1 8 プラスチック製品.....	30
1 9 ゴム製品.....	33
2 0 なめし革・同製品・毛皮.....	35
2 1 窯業・土石製品.....	37
2 2 鉄鋼.....	42
2 3 非鉄金属.....	44
2 4 金属製品.....	46
2 5 はん用機械器具.....	50
2 6 生産用機械器具.....	53
2 7 業務用機械器具.....	59
2 8 電子部品・デバイス・電子回路.....	63
2 9 電気機械器具.....	66
3 0 情報通信機械器具.....	71
3 1 輸送用機械器具.....	74
3 2 その他の製品.....	77
その他収入分類表.....	82
(参考)「商品分類表」の検索方法について.....	84

平成 21 年 12 月

経 済 産 業 省

説 明

この商品分類表は、平成21年工業統計調査用に作成したもので、調査票甲「13 製造品の出荷額、在庫額等」及び調査票乙「9 製造品出荷額等」の記入に用います。

この商品分類表は、「説明」と製造品（くず・廃物を含む）及び賃加工品を6桁番号で細分した「製造品及び賃加工品分類表」、その他収入を6桁番号で細分した「その他収入分類表」からなっています。

「製造品及び賃加工品分類表」（以下「分類表」という。）（5～81頁）の使用について

分類表のうち6桁番号のついた製造品及び賃加工品は、調査票甲「13 製造品の出荷額、在庫額等」の「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」、「ウ 加工賃収入額」及び調査票乙「9 製造品出荷額等」の「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 加工賃収入額」の記入に用います。

(1) 調査票甲「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」及び調査票乙「ア 品目別製造品出荷額」の記入について

調査票甲

13 製造品の出荷額、在庫額等（単位：万円）										13イ 品目別製造品在庫額（年末現在） （帳簿価格）																		
13ア 品目別製造品出荷額（年間） （消費税等内国消費税額を含む。）										自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）はここに含めてください。仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず「エ その他収入額」に記入してください。																		
⊗	番 号			製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額（単位：万円）							数 量	金 額（単位：万円）													
	2	7	1				9	1	1	兆	千億	百億	十億		億	千万	百万	十万	万円	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
⊗	2	7	1	9	1	1	金銭登録機						5	1	1	1									9	2		
	3	0	1	4	1	1	ラジオ受信機	台	135,784					6	7	8	9	2	520						2	5	6	
	3	0	2	3	1	2	カーステレオ	台	50,804					2	5	4	2	0	4,981					2	4	9	0	3
	3	0	2	3	1	5	ハイファイアンプ	台	8,100					1	6	2	0	0	4,061					8	1	3	0	

調査票乙

9 製造品出荷額等（出荷額は、工場出荷価額によって記入してください。）																											
(1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいし、部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。																											
(2) 製造品には、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はウに記入してください。																											
(3) 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したのもも市価換算して製造品出荷額に含めてください。																											
(4) 製造品名、賃加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。																											
ア 品目別製造品出荷額（年間）					（自己の所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。）																						
⊗	番 号			製 造 品 名	数 量 単位名	数 量	金 額（単位：万円）																				
	2	4	4				1	1	1	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円									
⊗	2	4	4	1	1	1	鉄骨	t	645										1	2	8	5	0				
	2	4	4	2	1	9	その他の建設用金属製品												1	7	2	4	6				
	2	4	4	5	1	2	建築用板金製品																3	6	0	8	
	2	4	4	6	1	9	その他の製缶板金製品																5	4	2	0	

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：「番号」欄は、分類表にある製造品名の左側についている6桁番号を記入してください。

3：「製造品名」欄は、分類表にある製造品名を1品目ごとに、1行を用いて記入してください。

取引上の製造品名が、慣用商品名を用いているため、分類表の製造品名と一致しない場合には、内容例示などを参考にして、分類表の製造品名で記入してください。また、例示が見あたらない場合については、他の例示などから類推してください。

4：「数量単位名」欄は、分類表に数量単位を掲げていない品目（数量単位名のところが - となっている。）については、数量を記入する必要はありません。

取引上、使用している単位が分類表で指定した単位と異なっている場合には、指定した数量単位名を記入するとともに、数量については、指定した数量単位に換算して記入してください。

なお、指定した数量単位名のうち略字を使用しているものは次のとおりです。

略 字	使用単位名	略 字	使用単位名
km	キロメートル	m ²	平方メートル
g	グラム	m ³	立方メートル
kg	キログラム	kl	キロリットル
t	トン	mm 換算箱	ミリメートル換算箱
導体 t	導体トン	cm プライ	センチメートルプライ
総 t	総トン		

5：「数量」欄は、「数量単位名」欄に記入した単位名によって記入し、「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

(2) 調査票甲「ウ 加工賃収入額」及び調査票乙「イ 加工賃収入額」の記入について

調査票甲

13 ウ 加工賃収入額（年間）（消費税額を含む。）		他の企業（国内外にかかわらず）が所有する原材料又は製品に賃加工をして平成 21 年中に引き渡したものに対して受け取ったもしくは受け取るべき加工賃を記入してください。											
	番 号	賃 加 工 品 名	金 額（単位：万円）										
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		
⊗	3 0 1 4 9 1	ラジオ受信機・テレビジョン受信機(賃加工)							3	9	8	8	8
	3 0 3 1 9 1	電気音響機械器具、同部分品・取付具・附属品(賃加工)							6	7	7	7	

調査票乙

イ 加工賃収入額（年間）（消費税額を含む。）		他の企業（国内外にかかわらず）の所有する原材料又は製品に賃加工して平成 21 年中に引き渡したものに対して、受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃を記入してください。											
	番 号	賃 加 工 品 名	金 額（単位：万円）										
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円			
⊗	2 4 4 2 9 1	建設用金属製品(賃加工)							1	0	2	1	

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：賃加工品は、分類表において、番号の下2桁目が9、名前のあとに（賃加工）がついており、斜体で記しております。

3：「番号」欄は、分類表にある賃加工品名の左側についている6桁番号（下2桁目が9となっています）を記入してください。

4：「賃加工品名」欄は、分類表の賃加工品名のあとに（賃加工）とついている品名を、1品目1行を用いて記入してください。

5：「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

「その他収入分類表」の使用について（81～82頁）

その他収入分類表のうち6桁番号のついたその他収入の種類名は、調査票甲「13 製造品の出荷額、在庫額等」の「エ その他収入額」及び調査票乙「9 製造品出荷額等」の「ウ その他収入額」の記入に用います。

調査票甲「エ その他収入額」及び調査票乙「ウ その他収入額」の記入について

調査票甲

13エ その他収入額（年間）（消費税額を含む。）		ア、ウ以外のその他収入額（修理料収入、転売収入など）を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。														
	番 号						その他収入の種類名	金 額（単位：万円）								
	兆	千億	百億	十億	億	千万		百万	十万	万円						
⊗	8	0	0	0	0	0	転売収入（カーステレオの転売）					3	8	2	6	1
	8	9	0	0	0	0	修理料収入（自動改札機の修理）							4	2	5

調査票乙

ウ その他収入額（年間）（消費税額を含む。）		ア、イ以外のその他収入額（修理料収入、転売収入など）を記入してください。ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入や財産売却収入は除きます。													
	番 号						その他収入の種類名	金 額（単位：万円）							
	千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万円						
⊗	7	4	0	0	0	0	建設業収入（建築現場での鉄骨組立工事）					1	3	1	5
	8	0	0	0	0	0	転売収入（形鋼の転売）					5	7	5	

注1：「⊗」欄は、市区町村又は都道府県で使用しますので、記入の必要はありません。

2：「番号」欄は、「その他収入分類表」にあるその他収入の種類名の左側についている6桁番号を記入してください。

3：「その他収入の種類名」欄は、「その他収入分類表」にあるその他の収入の種類名と、括弧書きでその具体的な名称を、1種類1行を用いて記入してください。

その他収入の種類名については、「その他収入分類表」の例示を参考にして記入してください。

4：「金額」欄は、「万円」単位で記入してください。

製造品及び賃加工品分類表

中分類 09 - 食料品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
0911 部分肉・冷凍肉			0921 19	その他の水産缶詰・瓶詰	-
0911 11	部分肉、冷凍肉（プロイラーを除く）	-		かつお・さけ・ます・いわし・さんま・	
0911 91	部分肉、冷凍肉（プロイラーを除く） （賃加工）	-		にしん・うなぎ缶詰、かに缶詰、貝類缶詰、	
				海草・海藻缶詰、鯨肉缶詰、うに缶詰、	
				いか缶詰、たこ缶詰、塩から瓶詰、	
				つくだ煮瓶詰等	
0912 肉加工品			0921 91	水産缶詰・瓶詰（賃加工）	-
0912 11	肉缶詰・瓶詰・つぼ詰	t			
0912 12	肉製品	-			
	ハム、ソーセージ、ベーコン、焼豚等				
0912 91	肉加工品（賃加工）	-	0922 海藻加工		
0913 処理牛乳・乳飲料			0922 11	寒天	k g
0913 11	処理牛乳	-		注1：海藻加工缶詰・瓶詰は092119、	
0913 12	乳飲料、乳酸菌飲料	-		海藻つくだ煮は092919に分類される。	
	乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳、フルーツ			注2：ところてんは099939に分類される。	
	牛乳等		0922 12	海藻加工品	-
	注：牛乳を主とした飲料はここに分類される。			こんぶ、のり、ひじき、ふのり、焼きのり、	
	ミルク入りコーヒー飲料は101113に分類される。			わかめ、あらめ、とろろこんぶ、酢こんぶ、	
				味付のり、海藻類つぼ詰等	
0913 13	練乳、粉乳、脱脂粉乳	t	0922 91	海藻加工（賃加工）	-
0913 91	処理牛乳・乳飲料（賃加工）	-	0923 水産練製品		
0914 乳製品（処理牛乳・乳飲料を除く）			0923 11	魚肉ハム・ソーセージ（鯨肉製を含む）	-
0914 11	バター	t	0923 12	その他の水産練製品	-
	注：マーガリンは098212に分類される。			かまぼこ、ちくわ、はんぺん、	
0914 12	チーズ	t		焼きちくわ、揚げかまぼこ等	
0914 13	クリーム	t	0923 91	水産練製品（賃加工）	-
0914 14	アイスクリーム	-	0924 塩干・塩蔵品		
	アイスクリームミックス、乳製冷蔵等		0924 11	塩干・塩蔵品	-
0914 19	その他の乳製品	-		塩かずのこ、塩たらこ、筋子、いくら、	
	脱脂乳、カゼイン、乳糖、発酵乳等			キャビア等	
0914 91	乳製品（処理牛乳・乳飲料を除く） （賃加工）	-	0924 91	塩干・塩蔵品（賃加工）	-
0919 その他の畜産食料品			0925 冷凍水産物		
0919 11	プロイラー加工品（解体品を含む）	-	0925 11	冷凍水産物	-
0919 19	他に分類されない畜産食料品	-		冷凍魚介等	
	加工卵、乾燥卵、液卵、冷凍プロイラー、		0925 91	冷凍水産物（賃加工）	-
	すき焼缶詰、やきとり缶詰、精製はちみつ、		0926 冷凍水産食品（主として水産物を原料として		
	やきとり用串生肉等			洗浄、内臓の除去など前処理を施し、急速に	
0919 91	その他の畜産食料品（賃加工）	-		凍結したもの。）	
				注：冷凍調理食品は099511に分類される。	
0921 水産缶詰・瓶詰			0926 11	冷凍水産食品	-
0921 11	まぐろ缶詰	t		冷凍すり身、冷凍切身、冷凍開き、	
0921 12	さば缶詰	t		冷凍鯨肉等	
			0926 91	冷凍水産食品（賃加工）	-

中分類 09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名
0929 その他の水産食料品（つぼ詰を含む）			0943 ソース		
0929 11 素干・煮干	みがきにしん、するめ、いりこ等	-	0943 11	ウスター・中濃・濃厚ソース	k l
0929 19 他に分類されない水産食料品	水産つくだ煮、節、けずり節、生すり身、水産漬物、塩から、味付たこ、のりつくだ煮、くんせい、みりん干、さきいか、明太子、水産珍味、魚介類つぼ詰、鯨肉ベーコン等	-	0943 19	その他のソース類 トマトケチャップ、マヨネーズ、トマトピューレ、トマトソース、ドレッシング等	-
0929 21 水産食料品副産物	魚類の内臓・骨・皮等	-	0943 91	ソース（貸加工）	-
0929 91 その他の水産食料品（貸加工）		-	0944 食酢		
0931 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品（野菜漬物を除く）			0944 11	食酢	k l
0931 11 野菜缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む）	きのこ、たけのこ、アスパラガス、トマト等	-	0944 91	食酢（貸加工）	-
0931 12 果実缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む）		-	0949 その他の調味料		
0931 19 その他の缶詰（瓶詰・つぼ詰を含む）	みつ豆缶詰、ジャム缶詰、ゆであずき缶詰等	-	0949 11	香辛料（練製のものを含む） カレー粉、からし粉、こしょう粉、わさび粉、七味とうがらし、にんにく粉、につけい粉、とうがらし粉等	-
0931 21 冷凍野菜・果実		-	0949 12	ルウ類 カレールウ、シチュールウ、固形カレー等	-
0931 29 その他の農産保存食料品	ゼリー（果実加工品）、ピーナッツバター、ジャム、マーマレード、乾燥野菜、乾燥果実、野菜の水煮、果実のシロップ漬、乾燥きのこ、ジュース原液、乾燥いも、干柿、かんぴょう、マッシュポテト等	-	0949 13	グルタミン酸ナトリウム	t
	注：ゼリー（洋生菓子）は097211、乾燥ゼリー菓子は097919、食用ゼリー粉末は099939、ゼラチンは169411に分類される。		0949 19	他に分類されない調味料 スープ類、だしの素、エキス、タレ、濃縮そば汁等	-
0931 91 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品（貸加工）		-		注：粉味そは094111に、粉しょう油、固形しょう油は094211に分類される。	
0932 野菜漬物（缶詰・瓶詰・つぼ詰を除く）			0949 91	その他の調味料（貸加工）	-
	注：野菜漬物缶詰、瓶詰、つぼ詰は093111に分類される。		0951 砂糖製造（砂糖精製を除く）		
0932 11 野菜漬物（果実漬物を含む）	たくあん、梅干、らっきょう漬、わさび漬、かす漬、からし漬等	-		注：国内産の甘味資源作物を原料とするもの。	
0932 91 野菜漬物（貸加工）		-	0951 11	粗糖（糖みつ、黒糖を含む）	-
0941 味			0951 12	精製糖（国内産の甘味資源作物から一貫して製造加工したもの） 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖	t
	注：鉄火味そ、ピーナッツ味そ、タイ味そ、ゆず味そ等の加工味そは099939に分類される。		0951 91	砂糖（貸加工）	-
0941 11 味そ（粉味そを含む）		t	0952 砂糖精製		
0941 91 味そ（貸加工）		-		注：購入した粗糖から精製したもの及び購入した糖みつから製造加工したものを含む。	
0942 しょう油・食用アミノ酸			0952 11	精製糖（購入した粗糖・精製糖から製造加工したもの） 角砂糖、氷砂糖、液糖、ざらめ糖	t
0942 11 しょう油、食用アミノ酸（粉しょう油、固形しょう油を含む）		k l	0952 91	精製糖（貸加工）	-
0942 91 しょう油・食用アミノ酸（貸加工）		-	0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
			0953 11	ぶどう糖	t
			0953 12	水あめ、麦芽糖	t
			0953 13	異性化糖	-
			0953 91	ぶどう糖・水あめ・異性化糖（貸加工）	-

中分類 09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号			製造品名及び貸加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貸加工品番号			製造品名及び貸加工品名	数量単位名
0961 精米・精麦					0979 その他のパン・菓子				
0961 11			精米（碎精米を含む）	t	0979 11		あめ菓子	-	
0961 12			精麦	t			キャラメル、あめ玉等		
			圧搾麦、ひき割麦等		0979 12		チョコレート類	-	
0961 13			精米・精麦かす	-	0979 19		他に分類されない菓子	-	
			ぬか、はい芽等				かりん糖、ポテトチップ、チューインガム、		
0961 91			精米・精麦（貸加工）	-			甘納豆、味付豆、乾燥ゼリー菓子、ウエ		
0962 小麦粉							ハース、砂糖菓子、ザボン漬、アイスカ		
0962 11			小麦粉	t			ンデー、ポップコーン、ピーナッツ菓子、		
0962 12			小麦製粉かす	-			スナック菓子、コーンフレーク等		
			ふすま等		0979 91		その他のパン・菓子（貸加工）	-	
0962 91			小麦粉（貸加工）	-	0981 動植物油脂（食用油脂加工を除く）				
0969 その他の精穀・製粉					0981 11		大豆油	t	
0969 11			こんにゃく粉	kg	0981 12		混合植物油脂	t	
0969 19			他に分類されない精穀・製粉品	-			サラダ油等		
			あわ、ひえ、そば粉、きな粉、白玉粉、		0981 13		植物油搾かす	-	
			みじん粉、とうもろこし粉、豆粉、		0981 21		牛脂	t	
			はったい粉、米粉、香せん（煎）等				ヘット		
0969 91			その他の精穀・製粉品（貸加工）	-	0981 22		豚脂	t	
0971 パン							ロード		
			注：サンドイッチ、ホットドック等は099712に		0981 29		その他の動植物油脂	-	
			分類される。				やし油、綿実油、ごま・えごま油、菜種油、		
0971 11			食パン	-			米ぬか油、あまに油、ひまし油、パーム油、		
0971 12			菓子パン（イーストドーナッツを含む）	-			パーム核油、カポック油、落花生油、		
			アンパン、ジャムパン、チョコレートパン				つばき油、きり油、オリーブ油、麻実油、		
			等				とうもろこし油、しょうゆ油、にしん油、		
0971 91			パン（貸加工）	-			さめ油、いわし油、さなぎ油、さんま油、		
0972 生菓子							鯨油、たら油、いか油、内臓油、グリース、		
0972 11			洋生菓子	-	0981 91		動植物油脂（貸加工）	-	
			ケーキ、ケーキドーナッツ、カステラ、		0982 食用油脂				
			パイ、プリン、パームクーヘン、				注：購入した動植物油脂をさらに加工したもの		
			マロングラッセ、ホットケーキ、ゼリー等				に限る。		
0972 12			和生菓子	-	0982 11		ショートニング油	t	
			最中、ようかん、まんじゅう、団子、		0982 12		マーガリン	t	
			大福餅、おはぎ、生八ッ橋等		0982 19		その他の食用油脂	-	
0972 91			生菓子（貸加工）	-			精製ロード、精製ヘット等		
0973 ビスケット類・干菓子					0982 91		食用油脂（貸加工）	-	
0973 11			ビスケット類、干菓子	-	0991 でんぷん				
			クラッカー、乾パン、せんべい（小麦粉、				注：可溶性でんぷんは169911に分類される。		
			でんぷんを原料としたもの）、クッキー、		0991 11		でんぷん	t	
			えびせんべい（油菓を除く）、らくがん				さつまいもでんぷん、馬鈴しょでんぷん、		
			（落雁）等				コーンスターチ等		
0973 91			ビスケット類・干菓子（貸加工）	-	0991 12		でんぷんかす	-	
0974 米菓					0991 91		でんぷん（貸加工）	-	
0974 11			米菓	-					
			あられ、せんべい、うるちせんべい、						
			おこし、おかき、八ッ橋等						
0974 91			米菓（貸加工）	-					

中分類 09 - 食料品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
0992 めん類			0998 レトルト食品		
0992 11	即席めん類 即席中華めん、即席和風めん、 スナックめん等	-	0998 11	レトルト食品 レトルトカレー、レトルト米飯等	-
0992 12	和風めん うどん、きしめん、そば、そうめん等	-	0998 91	レトルト食品(賃加工)	-
0992 13	洋風めん スパゲッティ、マカロニ等	-	0999 他に分類されない食料品		
0992 14	中華めん 中華そば、ラーメン、チャンポンめん等	-	0999 11	イースト	t
0992 91	めん類(賃加工)	-	0999 19	その他の酵母剤 ふくらし粉、しいたけ種駒、きのこ種菌、 クロレラ、酵素等	-
0993 豆腐・油揚			0999 21	こうじ、種こうじ、麦芽	-
0993 11	豆腐、しみ豆腐、油揚げ類	-	0999 31	ふ、焼ふ	-
0993 91	豆腐・油揚(賃加工)	-	0999 32	バナナ熟成加工	-
0994 あん類			0999 33	切餅、包装餅(和生菓子を除く)	-
0994 11	あん類 生あん、練あん、乾燥あん等	-	0999 34	栄養補助食品(錠剤、カプセル等の 形状のもの)	-
0994 91	あん類(賃加工)	-	0999 39	その他の製造食料品 いり豆、こんにゃく、納豆、エッセンス、 パン粉、人造米、ゆば、春さめ、こぶ茶、 玄米茶、はぶ茶、せんべい生地、育児食、 ところてん、プレミックス食品、玄米乳、 粉末ジュース、甘酒、即席ココア、豆乳、 最中のかわ、野菜つくだ煮、食品添加物、 ホップ、中華まんじゅう、カレー缶詰、 麦茶、植物性蛋白、オブラート、米飯、 鉄火味そ、ピーナッツ味そ、タイ味そ、 ゆず味そ、食用ゼリー粉末、 ハンバーグ(生)等	-
0995 冷凍調理食品			0999 91	他に分類されない食料品(賃加工)	-
0995 11	冷凍調理食品 魚類フライ、スティック、コロッケ、 しゅうまい、ぎょうざ、ハンバーグ(冷 凍)、米飯(冷凍)等	-	くず・廃物		
0995 91	冷凍調理食品(賃加工)	-	5966 00	製造工程からでたくず・廃物	-
0996 そう(惣)菜					
0996 11	そう(惣)菜 煮豆、うま煮、焼魚、卵焼、野菜いため、 きんぴら、コロッケ、カツレツ、天ぷら、 フライ、しゅうまい、ぎょうざ、 酢れんこん、サラダ、グラタン、卵豆腐、 ハンバーグ(火通し)等	-			
0996 91	そう(惣)菜(賃加工)	-			
0997 すし・弁当・調理パン					
0997 11	すし、弁当、おにぎり	-			
0997 12	調理パン、サンドイッチ	-			
0997 91	すし・弁当・調理パン(賃加工)	-			

中分類 10 - 飲料・たばこ・飼料

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1011 清涼飲料			1031 製 茶		
	注：乳飲料、乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳は091312に、ジュース原液は093129に分類される。			注：購入した茶生葉又は荒茶を主原料とするもの。こぶ茶、玄米茶、はぶ茶等は099939に分類される。	
1011 11	炭酸飲料 サイダー、コーラ、炭酸水等	-	1031 11	荒茶	k g
1011 12	ジュース オレンジジュース、トマトジュース、 パインジュース、果汁（原液以外のもの） 等	-	1031 12	緑茶（仕上茶） せん茶、まっ茶、番茶等	k g
1011 13	コーヒー飲料（ミルク入りを含む） コーヒー缶詰、コーヒーシロップ、 ミルク入りコーヒー飲料等	-	1031 13	紅茶（仕上茶）	k g
1011 14	茶系飲料 緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、 ウーロン茶等	-	1031 91	製茶（賃加工）	-
1011 15	ミネラルウォーター	-	1032 コーヒー		
1011 19	その他の清涼飲料 シロップ、滋養飲料、豆乳飲料等	-	1032 11	コーヒー 粗びきコーヒー、インスタントコーヒー等	-
1011 91	清涼飲料（賃加工）	-	1032 91	コーヒー（賃加工）	-
1021 果実酒			1041 製 氷		
1021 11	果実酒 ぶどう酒、りんご酒、みかん酒、 いちご酒等	k l	1041 11	人造氷	t
1021 91	果実酒（賃加工）	-	1051 たばこ（葉たばこ処理を除く）		
1022 ビール類			1051 11	たばこ 紙巻たばこ、葉巻たばこ、 刻みたばこ、パイプたばこ等	-
1022 11	ビール	k l	1051 91	たばこ（賃加工）	-
1022 12	発泡酒	k l	1052 葉たばこ		
1022 91	ビール類（賃加工）	-	1052 11	葉たばこ（処理したものに限り）	-
1023 清 酒			1052 91	葉たばこ（処理したものに限り）（賃加工）	-
1023 11	清酒（濁酒を含む）	k l	1061 配合飼料		
1023 12	清酒かす	-	1061 11	配合飼料 動物性・植物性たん白質混合飼料、 フィッシュソリュブル吸着飼料等	-
1023 91	清酒（賃加工）	-	1061 12	ペット用飼料 愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、 ドッグフード、キャットフード等	-
1024 蒸留酒・混成酒			1061 91	配合飼料（賃加工）	-
1024 11	添加用アルコール（飲料用アルコール） （95%換算）	k l	1062 単体飼料		
1024 12	焼酎	k l		注：購入した動植物性加工副産物を原料とするもの	
1024 13	合成清酒	k l	1062 11	単体飼料 貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、 羽毛粉飼料等	-
1024 14	ウイスキー	k l	1062 91	単体飼料（賃加工）	-
1024 15	味りん（本直しを含む）	k l	1063 有機質肥料		
1024 16	チューハイ・カクテル	k l	1063 11	有機質肥料 骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす肥料、 バーク堆肥等	-
1024 19	その他の蒸留酒・混成酒 ジン、ウォッカ、ブランデー、薬味酒、 リキュール、ラム、老酒、梅酒等	-	1063 91	有機質肥料（賃加工）	-
1024 91	蒸留酒・混成酒（賃加工）	-	くず・廃物		
			6066 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 11 - 繊維工業品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1111 製 糸			1115 14	ポリエステル紡績糸（混紡を含む）	t
1111 11	製糸 器械生糸、座繰生糸、玉糸、 野蚕糸、副蚕糸、天蚕糸、さく蚕糸、 きびそ、びす、揚り繭、のし糸等	t		純ポリエステル紡績糸、混紡ポリエス テル紡績糸	
1111 91	製糸（賃加工） 注：製糸副産さなぎは616600に分類される。	-	1115 19	その他の化学繊維紡績糸 キュプラスフ糸、アセテート紡績糸、 純ナイロン紡績糸、混紡ナイロン紡績糸、 ポリプロピレン紡績糸、塩化ビニル紡績 糸等	-
1112 化学繊維				注：コンデンサー合成繊維糸は111512～111519に 分類される。	
1112 11	レーヨン・アセテート長繊維糸・短繊維 キュプラ、ビスコース長繊維糸・短繊維、 アセテート長繊維糸・短繊維	t	1115 91	化学繊維紡績糸（賃加工）	-
1112 21	ナイロン長繊維糸・短繊維	t	1116 毛 紡 績 糸		
1112 22	ポリエステル長繊維糸	t		注：落毛は616600に分類される。	
1112 23	ポリエステル短繊維	t	1116 11	純羊毛糸	t
1112 24	アクリル長繊維糸・短繊維	t	1116 12	混紡羊毛糸	t
1112 25	ビニロン長繊維糸・短繊維	t	1116 13	純紡毛糸	t
1112 26	ポリプロピレン長繊維糸・短繊維	t	1116 14	混紡紡毛糸	t
1112 29	その他の化学繊維 ポリ塩化ビニル長繊維糸・短繊維、ポリ 塩化ビニリデン長繊維糸、ポリエチレン 長繊維糸、スパンテックス長繊維糸等	-	1116 91	毛紡績糸（賃加工）	-
1112 91	化学繊維（賃加工）	-	1117 ねん糸（かさ高加工糸を除く）		
1113 炭素繊維				注：綿糸と絹糸については、縫糸かどうかで分類 を分けず、綿は111711、絹は111712となる。	
1113 11	炭素繊維	t	1117 11	綿縫糸、綿ねん糸 編織糸、漁網糸、漁具糸、レース糸、 刺しゅう糸等	t
1113 91	炭素繊維（賃加工）	-	1117 12	絹（生糸）縫糸、絹（生糸）ねん糸	t
1114 綿 紡 績 糸			1117 13	合成繊維縫糸	t
	注：落綿は616600に分類される。		1117 14	その他の合成繊維ねん糸 編織糸、漁網糸、漁具糸等	t
1114 11	純綿糸（落綿糸を含む）	t	1117 19	その他のねん糸 ビスコース・スフねん糸、人絹ねん糸 （アセテートを含む）、毛ねん糸等	-
1114 12	混紡綿糸（落綿糸を含む） 注：コンデンサー綿糸は111411、111412に分類さ れる。	t	1117 91	ねん糸（賃加工）	-
1114 91	綿紡績糸（賃加工）	-	1118 かさ高加工糸		
1115 化学繊維紡績糸			1118 11	かさ高加工糸 クリンプ加工糸、ストレッチヤーン等	-
	注：主たる繊維が同じであれば、純糸でも混紡糸 でも同じ番号に分類される。		1118 91	かさ高加工糸（賃加工）	-
1115 11	ビスコース・スフ糸（混紡を含む） 注：コンデンサー・ビスコース・スフ糸は111511 に分類される。	t	1119 その他の紡績糸		
	純ビスコース・スフ糸、混紡ビスコース ・スフ糸		1119 11	その他の紡績糸 絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、 ちよ麻糸（混紡を含む）、黄麻糸、 和紡糸、ガラ紡糸、水車紡績糸、 くず（葛）紡績糸、三河紡績糸、 ばしょう（芭蕉）紡績糸、亜麻糸（混 紡を含む）等	-
1115 12	ビニロン紡績糸（混紡を含む）	t	1119 91	その他の紡績糸（賃加工）	-
1115 13	アクリル紡績糸（混紡を含む） 純アクリル紡績糸、混紡アクリル紡績糸	t			

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1121	綿・スフ織物（合成繊維紡績系織物を含む） （幅13cm以上）		1122 49	その他の合成繊維長繊維織物 ピニロン長繊維織物、 ポリプロピレン長繊維織物等	千㎡
	注：広幅織物（幅51cm以上のもの） 小幅織物（幅13cm以上、51cm未満のもの）		1122 51	化学繊維タイヤコード	t
1121 11	ポプリン、ブロードクロス	千㎡	1122 91	絹織物（賃加工）	-
1121 12	かなきん、粗布、てんじく、細布、ネル	-	1122 92	ビスコース人絹・キュプラ・アセテート 長繊維織物（賃加工）	-
1121 13	別珍、コールテン	千㎡	1122 93	合成繊維長繊維織物（賃加工）	-
1121 14	クレープ	千㎡			
1121 19	その他の綿広幅生地織物	千㎡	1123	毛織物（幅13cm以上）	
1121 21	タオル地	t		注：紡毛織物は、服地は112321に分類されるが、 服地以外は112339の「その他の毛織物（紡毛 を含む）」に分類される。	
1121 29	その他の綿広幅系染織物	千㎡	1123 11	そ毛洋服地	千㎡
1121 31	白もめん（さらし地、手拭い地、ゆかた地）	千㎡	1123 19	その他のそ毛織物 そ毛和服地、芯地、ネクタイ地等	-
1121 39	その他の綿小幅織物 和紡織物等	千㎡	1123 21	紡毛服地	千㎡
1121 41	ビスコース・スフ織物 ビスコース・スフ生地織物、 ビスコース・スフ先染織物	千㎡	1123 39	その他の毛織物（紡毛を含む） 紡毛芯地、紡毛ネクタイ地、紡毛毛布地、 紡毛肩掛地等	-
1121 42	アクリル紡績系織物	千㎡		毛風合成繊維織物、織フェルト等	
1121 43	ポリエステル紡績系織物	千㎡	1123 91	毛織物（賃加工）	-
	注：ポリエステル紡績系の織物であれば全てここ に分類される。				
	ポリエステル紡績系織物・ポプリン、 ブロードクロス、その他のポリエステル 紡績系織物等		1124	麻織物（幅13cm以上）	
1121 49	その他の化学繊維紡績系織物 ナイロン紡績系織物、ピニロン紡績系 織物、ポリプロピレン紡績系織物、 アセテート紡績系織物、キュプラ紡績系 織物、ポリエチレン紡績系織物、 ポリ塩化ビニル紡績系織物等	千㎡	1124 11	麻織物 亜麻織物（リネン織物）、ちょ麻織物（ラ ミー織物）、黄麻織物（ジュート織物）等	千㎡
1121 51	綿・スフ・合成繊維毛布地	千㎡	1124 12	繊維製ホース、麻風合成繊維織物	-
1121 91	綿・スフ織物（合成繊維織物を含む） （賃加工）	-	1124 91	麻織物（賃加工）	-
1122	絹・人絹織物（合成繊維長繊維織物を含む） （幅13cm以上）		1125	細幅織物（幅13cm未満のもの）	
	注：広幅織物（幅51cm以上のもの） 小幅織物（幅13cm以上、51cm未満のもの）		1125 11	細幅織物 リボン、織マーク、綿テープ、エンドレス ベルト、畳縁、ゴム入り織物（織幅に関係 なし）、伊達締め用帯（幅13cm未満）、 弾性糸織物等	-
1122 11	羽二重類（交織を含む）（広幅のもの）	千㎡	1125 91	細幅織物（賃加工）	-
1122 12	クレープ類（絹）（広幅のもの）	千㎡	1129	その他の織物（幅13cm以上）	
1122 19	その他の絹広幅織物	千㎡	1129 11	モケット	千㎡
1122 21	ちりめん類（小幅のもの）	千㎡	1129 19	他に分類されない織物 抄織織物、ばしょう（芭蕉）布等	-
1122 29	その他の絹小幅織物	千㎡	1129 91	その他の織物（賃加工）	-
	注：先染も、後染もこちらに分類される。				
	その他の絹先染小幅織物、 その他の絹後染小幅織物		1131	丸編ニット生地	
1122 31	絹紡織物	千㎡	1131 11	綿丸編ニット生地	t
1122 41	ビスコース人絹織物	千㎡	1131 12	合成繊維丸編ニット生地	t
1122 42	キュプラ長繊維織物	千㎡	1131 19	その他の繊維製丸編ニット生地	t
1122 43	アセテート長繊維織物	千㎡	1131 91	丸編ニット生地（賃加工）	-
1122 44	ナイロン長繊維織物	千㎡			
1122 45	ポリエステル長繊維織物	千㎡			

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1132	たて編ニット生地		1145	織物手加工染色整理（織物手加工修整を含む）	
1132 11	たて編ニット生地	t	1145 11	綿織物手加工染色・整理	-
	注：合成繊維も綿もたて編はここに分類される。 合成繊維たて編ニット生地、 綿たて編ニット生地等		1145 12	絹織物手加工染色・整理	-
1132 91	たて編ニット生地（賃加工）	-	1145 19	その他の織物手加工染色・整理	-
			1145 91	綿織物手加工染色・整理（賃加工）	-
1133	横編ニット生地		1145 92	絹織物手加工染色・整理（賃加工）	-
1133 11	横編ニット生地（半製品を含む）	t	1145 93	その他の織物手加工染色・整理（賃加工）	-
1133 91	横編ニット生地（半製品を含む）（賃加工）	-	1146	綿状繊維・糸染色整理	
				注：綿状繊維・綿糸が、合成繊維系・その他の糸が、によって分類が分かれる。	
1141	綿・スフ・麻織物機械染色（タオル地染色を含む）		1146 11	綿状繊維染色・整理、綿糸染 原綿染色、ウールトップ染色、綿糸染等	-
1141 11	綿・スフ・麻織物精練・漂白・染色	-	1146 12	合成繊維糸染・その他の糸染	-
1141 12	合成繊維紡績系織物精練・漂白・染色、 麻風合成繊維織物機械整理仕上	-	1146 91	綿状繊維・綿糸染色整理（賃加工）	-
	注：毛風合成繊維織物の機械染色は114311に分類される。キュブラ・アセテート紡績系織物の機械染色は114111に分類される。		1146 92	合成繊維系・その他の糸染整理（賃加工）	-
1141 91	綿・スフ・麻織物機械染色（賃加工）	-	1147	ニット・レース染色整理	
1141 92	合成繊維紡績系織物機械染色（賃加工）	-	1147 11	ニット・レース染色・整理	-
			1147 91	ニット・レース染色・整理（賃加工）	-
1142	絹・人絹織物機械染色		1148	繊維雑品染色整理	
	注：キュブラ・アセテート長繊維織物の機械染色は114211に分類される。		1148 11	繊維雑品染色・整理（起毛を含む） タオル染色整理（タオル地を除く）、細幅 織物染色整理、組ひも染色整理、網網染色 整理等	-
1142 11	絹・人絹織物精練・漂白・染色	-	1148 91	繊維雑品染色・整理（起毛を含む）（賃加工）	-
1142 12	合成繊維長繊維織物精練・漂白・染色、 レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上	-	1151	網	
1142 91	絹・人絹織物機械染色（賃加工）	-	1151 11	合成繊維ロープ・コード・トワイン	t
1142 92	合成繊維長繊維織物機械染色（賃加工）	-	1151 19	その他の繊維製ロープ・コード・トワイン（麻を含む） 麻ロープ・コード・トワイン等	-
			1151 91	ロープ・コード・トワイン（賃加工）	-
1143	毛織物機械染色整理		1152	漁網	
	注：毛風合成繊維織物の機械染色整理も114311に分類される。			注：漁網地を含む。	
1143 11	毛織物機械染色・整理	-	1152 11	ナイロン漁網	t
1143 91	毛織物機械染色・整理（賃加工）	-	1152 12	ポリエチレン漁網	t
1143 92	毛風合成繊維織物機械染色・整理（賃加工）	-	1152 19	その他の漁網	-
			1152 91	漁網（賃加工）	-
1144	織物整理		1153	網地（漁網を除く）	
	注：毛織物、毛風合成繊維織物を除くその他の織物機械整理専業（織物幅出、乾燥等）をいう。毛織物、毛風合成繊維織物機械整理は1143に分類される。整理仕上げ工程が機械化されていても、精練、染色等を人力で行う場合は1145に分類される。			注：製品は除く。スポーツ用ネットは3253の 各々、安全ネットは329913に分類される。 （いずれも器具等を取り付けた場合）	
1144 11	織物機械整理	-	1153 11	漁網以外の網地 運動用、たな網用、運搬用等の網地	-
1144 91	綿織物機械整理（賃加工）	-	1153 91	網地（漁網を除く）（賃加工）	-
1144 92	絹織物機械整理（賃加工）	-			
1144 93	その他の織物機械整理（賃加工）	-			

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名			製造品番号及び 賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名		
1154	レース (刺繍、編、ボビン等)		1159 19	他に分類されない繊維粗製品	-
	注：刺しゅう製品は119611に分類される。			せん(剪)毛、別珍せん毛、精干綿、	
1154 11	刺しゅうレース生地	km ²		コールテンせん毛、ペニー、絹ラップ、	
	エンブroidアリレース、ケミカルレース、			真綿、絹紡織半製品、麻紡織半製品、	
	ギューチャーレース等			金銀糸、整経、そうこう(綜統)通し、	
1154 12	編レース生地	km ²		おさ通し、巻糸、芯縄、スカッチ加工綿、	
	ラッセルレース、きっこうしゃ(亀甲紗)			分織糸、総取(かせとり)、コーン巻、	
	レース等			カバーリングヤーン、たて糸のり付、	
1154 13	ボビンレース生地	km ²		電着植毛、よりひも(繊維製)、編ひも、	
	リバーレース、ボビーカーテンレース、ト			リリヤン、モール、ふさ、巻ひも等	
	ーションレース、ブレンネットレース等		1159 91	その他の繊維粗製品(製綿を含む)(賃加工)	-
1154 19	その他のレース生地・雑品	-			
1154 91	レース生地(賃加工)	-			
1155	組ひも		1161	織物製成人男子・少年服(不織布製及びレース製を含む)	
1155 11	組ひも	-		注：ニット製衣服は1166~1169に分類される。	
	靴ひも、麻さなだひも、ゴムひも、			なめし革製衣服は118912に分類される。	
	とじひも等		1161 11	織物製成人男子・少年用背広服上衣(ブ	点
1155 91	組ひも(賃加工)	-		レザー、ジャンパー等を含む)	
1156	整毛		1161 12	織物製成人男子・少年用背広服ズボン	点
1156 11	整毛	-		(替えズボンを含む)	
	毛紡織半製品 洗上羊毛、トップ(合成織		1161 13	織物製成人男子・少年用オーバーコー	着
	繊維を含む)等			ト類	
	その他の繊維反毛 羊毛、綿、人絹、			繊維製レインコート・スプリングコート等	
	合成繊維等の反毛		1161 14	織物製成人男子・少年用制服上衣・オー	点
1156 91	整毛(賃加工)	-		バーコート類	
1157	フェルト・不織布			警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服	
1157 11	プレスフェルト生地(ニードルを含む)	t		等の官公需用の制服	
	不織布(乾式)			注：会社の制服は116511に分類される。	
1157 12	プレスフェルト製品	-	1161 15	織物製成人男子・少年用制服ズボン	点
1157 91	フェルト・不織布(賃加工)	-	1161 16	織物製成人男子・少年用ゴム引合羽・レ	着
				インコート・ビニル合羽	
1158	上塗りした織物・防水した織物			注：高周波ミシン加工によるビニル合羽・レイン	
	注：ゴム引布は1991に分類される。			コートについては、材料を購入して加工した	
1158 11	上塗りした織物、防水した織物	-		ものは189819、材料から一貫作業によるもの	
	ろう引布、油布、絶縁布、レザークロス、			は189719に分類される。	
	ブラインドクロス、アスファルトフェルト		1161 91	織物製成人男子・少年服(賃加工)	-
	エンバイヤクロス、エンバイヤテープ、				
	エンバイヤチューブ、ワックスタフタ、		1162	織物製成人女子・少女服(不織布製及びレース製を含む)	
	ワニスクロス、ガムテープ(布製)、		1162 11	織物製成人女子・少女用ワンピース・ス	点
	タイプライタリボン(布製)、擬革布等			ーツ上衣(プレザー、ジャンパー等を含	
1158 91	上塗りした織物・防水した織物(賃加工)	-		む)	
			1162 12	織物製成人女子・少女用スカート・ズボ	点
				ン	
			1162 13	織物製成人女子・少女用ブラウス	ダース
			1162 14	織物製成人女子・少女用オーバー・レイ	着
				ンコート	
				トッパーコート、スプリングコート、ママ	
				コート等	
1159	その他の繊維粗製品		1162 15	織物製成人女子・少女用制服	点
	(ふとん綿、電着植毛を含む)			警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服	
1159 11	紋紙(ジャカードカード)	-		等の官公需用の制服	
	模様形染色型、染スクリーン写真型等			注：会社の制服は116511に分類される。	
1159 12	ふとん綿(中入綿を含む)	t	1162 91	織物製成人女子・少女服(賃加工)	-
	注：繊維の材質にかかわらず、ふとん綿は全て				
	こちらに分類される。				
	綿製ふとん綿、その他の繊維製ふとん綿				

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品名及び賃加工品名	数量単位名		製造品名及び賃加工品名	数量単位名	
1163 織物製乳幼児服(不織布製及びレース製を含む)			1167 ニット製アウターシャツ類		
注：ニット製乳幼児服は116613に分類される。			注：ニット製アウターであれば種類は問わず、 全て116711とする。		
1163 11 織物製乳幼児服	着		1167 11 ニット製アウターシャツ類	デカ	
上衣、ズボン、スカート、オーバー、レインコート、ロンパース、園児服等			ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、ランニングシャツ(陸上用)等		
1163 91 織物製乳幼児服(賃加工)	-		1167 91 ニット製アウターシャツ類(賃加工)	-	
1164 織物製シャツ(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)			1168 セーター類		
注：ニット製ワイシャツなどアウターシャツは116711に分類される。			注：スクールセーター類を含む。		
1164 11 織物製ワイシャツ	ダース		1168 11 ニット製成人男子・少年用セーター・カーディガン・ベスト類	デカ	
1164 19 織物製その他のシャツ	ダース		1168 12 ニット製成人女子・少女用セーター・カーディガン・ベスト類	デカ	
開きんシャツ、アロハシャツ等			1168 91 セーター類(賃加工)	-	
1164 91 織物製シャツ(賃加工)	-		1169 その他の外衣・シャツ		
1165 織物製事務・作業・衛生・スポーツ・学校服(不織布製及びレース製を含む)			1169 11 ニット製スポーツ上衣	デカ	
注1：学校服は116513～116516、116592に分類される。			トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣		
注2：ニット製事務・作業・衛生・スポーツ・学校服は1169に分類される。			スキーウェア上衣、レオタード等		
注3：会社の制服は116511に分類される。			1169 12 ニット製スポーツ用ズボン・スカート	デカ	
1165 11 織物製事務用・作業用・衛生用衣服	-		トレーニングパンツ、スポーツ用短パン等		
医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ズボン、前だれ(よだれ掛を除く)等			1169 13 ニット製海水着・海水パンツ・海浜着	デカ	
1165 12 織物製スポーツ用衣服	-		1169 19 他に分類されない外衣・シャツ(学校服、制服、作業服等を含む)	-	
スキー服、スケート服、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、海水着、海浜着、海水パンツ、ダウンジャケット、スポーツ用ズボン・スカート等			ニット製衛生用衣服、ニット製事務用衣服		
1165 13 織物製成人男子・少年用学校服上衣・オーバーコート類	点		ニット製学校服、ニット製作業服等		
1165 14 織物製成人男子・少年用学校服ズボン	点		1169 91 その他の外衣・シャツ(賃加工)	-	
1165 15 織物製成人女子・少女用学校服上衣・オーバーコート類	点		ニット製の事務・作業・衛生・スポーツ・学校服の賃加工		
1165 16 織物製成人女子・少女用学校服スカート・ズボン	点		1171 織物製下着		
1165 91 織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服(賃加工)	-		1171 11 綿織物製下着	ダース	
1165 92 織物製学校服(賃加工)	-		シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等		
1166 ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)			1171 19 その他の繊維織物製下着	ダース	
1166 11 ニット製上衣・コート類(ブレザー、ジャンパー等を含む)	デカ		シャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等		
1166 12 ニット製ズボン・スカート	デカ		1171 91 織物製下着(賃加工)	-	
1166 13 ニット製乳幼児用外衣	-		1172 ニット製下着		
上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、レギンス、ロンパース、園児服等			1172 11 ニット製肌着	デカ	
1166 91 ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)(賃加工)	-		ランニングシャツ(下着用)等		
			1172 12 ニット製ブリーフ・ショーツ類	デカ	
			パンティ、ズボン下等		
			1172 13 ニット製スリッパ・ベチコート類	デカ	
			1172 91 ニット製下着(賃加工)	-	

点：数量単位を点にて調査するもので、
上下組のものは上衣、下衣別に1点とします。
デカ：10を1単位とするものです。

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品名及び賃加工品名	数量単位名		製造品名及び賃加工品名	数量単位名	
1173 織物製・ニット製寝着類			1185 手袋		
注：賃加工については、織物製でもニット製でも117391に分類される。			注：一部革製手袋は118519、革製手袋（合成皮革製を含む）は2051、ゴム製手袋（医療用、衛生用）は199211、ゴム製手袋（作業用）は199911に分類される。		
1173 11 織物製寝着類（和式のものを除く） パジャマ、ナイトガウン等	-		1185 11 衣服用ニット手袋	千双	
1173 12 ニット製寝着類 パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等	-		注：ニット製の衣服用であれば、縫手袋、編手袋で分けないで、全てこちらに分類される。		
1173 91 寝着類（賃加工）	-		1185 12 作業用ニット手袋	千双	
1174 補整着			注：1対になっている手袋を数える単位です。		
1174 11 補整着 コルセット、ガードル、ブラジャー、 ウェストニッパー、ニット補正着、 ボディスーツ、プラスリップ等	-		1185 19 その他の手袋	-	
1174 91 織物製・ニット製寝着類（賃加工）	-		1185 91 手袋（賃加工）	-	
1181 和装製品（足袋を含む）			1186 帽子（帽体を含む）		
注：賃加工については、足袋の賃加工も含めて118191に分類される。			注：麦わら、パナマ類の帽子は328111、毛皮製帽子は118911、なめし革製帽子は209919に分類される。		
1181 11 既製和服・帯（縫製加工されたもの） 丹前、羽織、はかま、じゅばん、コート、 じんべい、タオルねまき、浴衣、しごき （扱）帯、柔道着、剣道着、はんでん（半纏）等	-		1186 11 織物製帽子	-	
1181 12 足袋類（類似品、半製品を含む）	-		1186 19 その他の帽子（フェルト製、ニット製、 帽体を含む） フェルト帽子、ニット帽子、帽体等	-	
注：地下足袋は192111に分類される。			1186 91 帽子（帽体を含む）（賃加工）	-	
1181 19 その他の和装製品（ニット製を含む） ショール、帯どめ、半えり、帯あげ、 羽織ひも、ふるしき、ふくさ等	-		1189 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品 （毛皮製衣服・身の回り品を含む）		
1181 91 和装製品（足袋を含む）（賃加工）	-		1189 11 毛皮製衣服・身の回り品 コート、えり巻、ベスト、ジャケット、 毛皮装飾品、毛皮製帽子等	-	
1182 ネクタイ			1189 12 なめし革製衣服（合成皮革製を含む）	-	
1182 11 ネクタイ（ニット製を含む）	千本		1189 13 繊維製履物 繊維製靴、繊維製スリッパ、繊維製ぞうり・同附属品、バレエシューズ等	-	
1182 91 ネクタイ（賃加工）	-		1189 14 衛生衣服附属品 よだれ掛、おしめ、おしめカバー、衛生 バンド等	-	
1183 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ			注：紙おむつは149931、149932に分類される。		
注：賃加工はスカーフ・マフラー・ハンカチ全てまとめて118391に分類される。			1189 19 その他の衣服・繊維製身の回り品（ニット製を含む） 繊維製鼻緒、靴下どめ、衣服用ベルト、 ガーター、ズボン吊り、子守りバンド、 腕カバー、腕バンド、き章（布製）、た すき、頭髮ネット、甲被縫製、アームバ ンド、サポーター、腹巻、膝かけ等	-	
1183 11 スカーフ・マフラー（ニット製を含む）	千ダース		注：合成皮革・プラスチック製甲被の縫製は192219に分類される。		
1183 12 ハンカチーフ タオルハンカチ、綿ハンカチ等	千ダース		1189 91 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品（毛皮製を含む）（賃加工）	-	
1183 91 スカーフ・マフラー・ハンカチーフ（賃加工）	-				
1184 靴下					
1184 11 ソックス	千足				
1184 12 パンティストッキング	千足				
1184 19 その他の靴下	-				
1184 21 タイツ	千足				
1184 91 靴下（賃加工）	-				

中分類 11 - 繊維工業品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1191 寝 具		
	注：毛布は119211に分類される。	
1191 11	ふとん（羊毛ふとんを含む） 掛ふとん、敷ふとん、座ふとん、かいまき等	-
1191 12	羽毛ふとん	-
1191 19	その他の寝具（毛布を除く） 寝具用カバー、シーツ、タオルケット、 座ふとんカバー、マットレス（和室用）、 クッション、寝袋、まくら、まくらカバ ー等	-
	注：ベッド用マットレスは131311に分類される。	
1191 91	寝具（賃加工）	-
1192 毛 布		
1192 11	毛布	-
1192 91	毛布（賃加工）	-
1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物		
	注：電着植毛製床敷物は115919に分類される。	
1193 11	じゅうたん、だん通	千m ²
1193 12	タフテッドカーペット	千m ²
1193 19	その他の繊維製床敷物、同類似品 しゅるマット、床マット、麻マット、 フックド・ラグ、フェルトマット、 くず繊維マット、やしマット等	-
1193 91	じゅうたん・その他の繊維製床敷物（賃加工）	-
1194 帆 布		
	注：かばんは2061に、袋物は2071に分類される。	
1194 11	綿帆布製品 シート、テント、日よけ、幌等	-
1194 12	合成繊維帆布製品 シート、テント、日よけ、幌等	-
1194 19	その他の繊維製帆布製品	-
1194 91	帆布製品（賃加工）	-
1195 織 維 製 袋		
	注：身の回り用の袋物は2071に分類される。	
1195 11	繊維製袋 麻袋、ガンニーバッグ、ヘッシャンバッグ、 南京袋、綿袋、スフ袋、合成繊維袋等	-
1195 91	繊維製袋（賃加工）	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1196 刺 し ゆ う		
	注：刺しゅうレース生地は115411に分類される。	
1196 11	刺しゅう製品	-
1196 91	刺しゅう製品（賃加工）	-
1197 タ オ ル		
	注：タオル地は112121に分類される。 タオルハンカチは118312に分類される。	
1197 11	タオル（ハンカチーフを除く）	-
1197 91	タオル（賃加工）	-
1198 織 維 製 衛 生 材 料		
1198 11	医療用ガーゼ、包帯	-
1198 12	脱脂綿	-
1198 19	その他の衛生医療用繊維製品 絆創膏（布製）、衛生マスク、眼帯、 三角きん、繊維製生理用品、綿棒等	-
1198 91	繊維製衛生材料（賃加工）	-
1199 他 に 分 類 さ れ な い 織 維 製 品		
	注：ハンカチーフは118312に、シーツ、まくら カバー、ベッドカバー等の寝具用カバーは 119119に分類される。	
1199 19	他に分類されない繊維製品（ニット製を 含む） 手ぬぐい、テーブルセンター、ナプキン、 カーテン、どん帳、張幕類、旗、のぼり、 布きん、ぞうきん、化粧パフ、肩パッド、 防災用手袋（ウエスト手袋）、のれん、 はちまき、ハンモック、羽布、縫はく、 テーブル掛（レース製を含む）、蚊帳、 自転車サドルカバー（布製）、きゃはん、 帯芯・衿芯、見本帳（糸、布つき）等	-
1199 91	他に分類されない繊維製品（賃加工）	-
く ず ・ 廃 物		
	（落綿・落毛を含む）	
6166 00	製造工程からでたくず・廃物 注：繊維製品、衣服の製造工程から出たくず・ 廃物がここに分類される。 落綿、落毛等	-

中分類 12 - 木材・木製品(家具・装備品を除く)

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1211	一般製材		1219 19	他に分類されない特殊製材品	-
1211 11	板類	m ³		屋根板、木毛、たる材、おけ材、げた材料、竹ひご、竹皮、鉛筆軸板、人工着色竹、印材、木管素地、木舞、彫刻用材、車両用材、さらし竹、成形竹、竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材等	
	最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍以上のもの		1219 91	その他の特殊製材(賃加工)	-
1211 12	ひき割類	m ³			
	最小横断面の厚さが7.5cm未満で、幅が厚さの4倍未満のもの		1221	造作材(建具を除く)	
1211 13	ひき角類	m ³		注: 建具は133111に分類される。	
	厚さ、幅とも7.5cm以上のもの		1221 11	造作材(建具を除く)	-
1211 14	箱材、荷造用仕組材	-		窓枠、戸枠、羽目板、天井板、階段の手摺、敷居、尺枠(ドアの枠)、木製サッシ(窓枠、戸枠)等	
	梱包用材、パレット用材、コンテナ用床材等		1221 91	造作材(賃加工)	-
1211 19	その他の製材製品	-			
	電柱、支柱、坑木、腕木、木ずり、止木、まくら木、ランバーコア用芯板、型枠、矢板等		1222	合板	
	注: 薬品処理を行ったものは129111に分類される。		1222 11	普通合板	-
1211 21	木材の素材(製材工場からのもの)	-		ベニヤ合板、ベニヤパネル、強化木、単板積層材、コンクリート型枠用合板等	
	丸太、帆柱用材、標柱、パルプ用材等			注: 単板(ベニヤ)は121211に分類される。	
	注: 磨丸太は122711に分類される。		1222 12	特殊合板(集成材を除く)	-
1211 22	製材くず	-		化粧合板、溝付合板、表面化粧合板、特殊コア合板、竹合板、有孔合板、ランバーコア合板、軽量コア合板、プリント合板等	
	くずまき、末木、杉皮、のこぎりくず等		1222 91	合板(賃加工)	-
1211 91	一般製材(賃加工)	-			
1212	単板		1223	集成材	
	注: ベニヤ合板は122211、122212に分類される。		1223 11	集成材	-
1212 11	単板(ベニヤ)	-		造作用、化粧ばり造作用、化粧ばり構造用等	
	突板、化粧用単板、竹単板、合板用単板、化粧用突板等		1223 91	集成材(賃加工)	-
1212 91	単板(賃加工)	-			
1213	床板		1224	建築用木製組立材料	
1213 11	床板	-	1224 11	住宅建築用木製組立材料	-
	フローリングボード、フローリングブロック、パネルボード、パーケット、縁甲板、木質複合床板、ポーリングボード等			プレハブ建築用パネル、組立ハウス建築材等	
1213 91	床板(賃加工)	-	1224 12	その他の建築用木製組立材料	-
				電話ボックス用、監視人ボックス用、バンガロー用等	
1214	木材チップ		1224 13	木質系プレハブ住宅	-
1214 11	木材チップ	-		注: ユニット住宅は329914に分類される。	
1214 91	木材チップ(賃加工)	-	1224 91	建築用木製組立材料(賃加工)	-
1219	その他の特殊製材		1225	パーティクルボード	
1219 11	経木、同製品	-		注: パーティクルボードの切断加工は129919に分類される。	
	経木箱仕組材、経木、経木マット、経木さなだ、経木モール、マッチ箱素地等		1225 11	パーティクルボード	-
			1225 91	パーティクルボード(賃加工)	-

中分類 13 - 家具・装備品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
木製家具、金属製家具、プラスチック製家具の区分は次による。 机・テーブル・いす：脚部の材質で区分する。 流し台・調理台・ガス台：キャビネットの材質で区分する。 棚・ロッカー：側板・背板の材質で区分する。 ベッド：フレームの材質で区分する。					
1311 木製家具（漆塗りを除く）			1312 金属製家具		
注1：賃加工は塗装も含め131191に分類される。 注2：家具の部分品・半製品（木製）は129919に分類される。 注3：漆塗り製家具は327111に分類される。			注：賃加工は塗装も含め131291に分類される。		
1311 11	木製机・テーブル・いす	-	1312 11	金属製机・テーブル・いす	-
	和机、座机、ガスッキングテーブル、座卓、座いす、応接セット（木製）、教卓、学校用机、学校用いす、劇場いす、ベンチ、図書館用机、食堂テーブル・いす等			学校用机、事務用机、学習机、ガスッキングテーブル、回転式いす、折りたたみいす、学校用いす、連結いす（劇場用、競技用など）、理髪店用いす、ベンチ等	
1311 12	木製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが木製のもの）	-	1312 12	金属製ベッド	-
1311 13	たんす	-	1312 13	金属製電動ベッド	-
	洋服たんす、整理たんす、和たんす、ベビーたんす、ロッカーたんす等		1312 14	金属製流し台・調理台・ガス台（キャビネットが金属製のもの）	-
1311 14	木製棚・戸棚	-		注：ほうろう製流し台・調理台は219919に分類される。	
	食器棚、サイドボード、飾り棚、吊り棚、水屋、茶たんす、本棚、本箱、オーディオラック等		1312 15	金属製棚・戸棚	-
1311 15	木製音響機器用キャビネット	-		事務用・家庭用書架、移動式書架、保管庫（書庫）、物品棚、台所用戸棚、収納壁、オーディオラック、ロッカー等	
	ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット			注：金庫は249111に分類される。	
1311 16	木製ベッド	-	1312 19	その他の金属製家具	-
	二段ベッド、ベビーベッド、ソファベッド等			ファイリングキャビネット、引出箱、はえ帳（金属製）、ワゴン類、コート掛け、傘立、衣裳ケース、マガジンラック、洗面化粧台、車両・船舶・航空機用家具等	
1311 19	その他の木製家具（漆塗りを除く）	-	1312 91	金属製家具（塗装を含む）（賃加工）	-
	げた箱、鏡台、傘立、アイロン台、ハンガー掛、張板（洗張用）、こたつ板、こたつやぐら、レコードキャビネット、カラーボックス、火ばち（木製のもの）、電話台、裁縫箱、人形ケース（木枠のもの）、はえ帳（木製）、長持、へら台、育児用家具（除ベビーベッド）、コート掛、竹・籐・きりゅう製家具、ミシンテーブル（脚を除く）、工場作業台、食堂用取付家具、実験台、洗面化粧台、麻雀台、車両・船舶・航空機用家具等		1313 マットレス・組スプリング		
1311 91	木製家具（塗装を含む）（賃加工）	-	1313 11	ベッド用マットレス、組スプリング	-
				注：個々のスプリングは249211～249219に分類される。	
			1313 91	マットレス・組スプリング（賃加工）	-
			1321 宗教用具		
			注：貴金属製は321111、すず・アンチモン製は322111、漆器製は327119、陶磁器製は214919に分類される。		
			1321 11	宗教用具	-
				仏壇、神棚、位牌、仏具台、香盤、木魚、仏像、祭壇、数珠、神仏具、御輿、お宮、みこし、三方（節句用、ひな祭り用を除く）等	
			1321 91	宗教用具（賃加工）	-

中分類 13 - 家具・装備品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1331	建 具		1393	鏡縁・額縁	
	注1：プラスチック製を含む。 注2：木製サッシ枠は122111に分類される。 注3：プラスチック製サッシは中分類18に分類される。		1393 11	鏡縁・額縁 画入れ額縁、さお縁、写真入れ額縁等	-
1331 11	建具（金属製を除く） 雨戸、格子、障子、欄間（銘板を除く）、 網戸、ドア、ふすま（骨、縁を含む）等	-	1393 91	鏡縁・額縁（賃加工）	-
1331 91	建具（塗装を含む）（賃加工）	-	1399	他に分類されない家具・装備品	
1391	事務所用・店舗用装備品			注：土石製家具、陶磁器製家具、ガラス製家具、 プラスチック製家具はこちらに分類される。	
1391 11	事務所用・店舗用装備品 事務所用ついで、陳列台、陳列ケース、 アコーディオンドア、アコーディオンカー テン、間仕切り、バーのスタンド等	-	1399 19	他に分類されない家具・装備品 黒板、設計図入れ、土石製家具、プラスチ ック製家具、人形ケース（プラスチック製 枠のもの）、ガラス製家具、陶磁器製家具 （火鉢を除く）等	-
1391 91	事務所用・店舗用装備品（賃加工）	-	1399 91	他に分類されない家具・装備品（賃加 工）	-
1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等			く ず ・ 廃 物	
	注：金属製よろい戸・日よけは244519に分類 される。		6366 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1392 11	窓用・扉用日よけ よろい戸、ブラインド、カーテンロッド、 日おい、カーテン部品・附属品等	-			
1392 12	びょうぶ、衣こう、すだれ、ついで （掛軸、掛地図を含む）等	-			
1392 91	窓用・扉用日よけ・日本びょうぶ等（賃 加工）	-			

中分類 14 - パルプ・紙・紙加工品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1411 パルプ			1422 板 紙		
1411 11	溶解パルプ 溶解サルファイトパルプ等	t	1422 11	外装用ライナ(段ボール原紙)	t
1411 12	製紙クラフトパルプ	t	1422 12	内装用ライナ(段ボール原紙)	t
1411 19	その他のパルプ 製紙サルファイトパルプ、ソーダパルプ、 セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプ、 碎木パルプ、リファイナグランドパルプ、 エスパルトパルプ、リントーパールプ、 古紙パルプ等	-	1422 13	中しん原紙(段ボール原紙)	t
1411 91	溶解・製紙パルプ(賃加工)	-	1422 14	マニラボール	t
1421 洋紙・機械すき和紙			1422 15	白ボール	t
1421 11	新聞巻取紙	t	1422 16	黄板紙、チップボール	t
1421 12	非塗工印刷用紙 印刷用紙A～D、グラビア用紙、 カーボン紙原紙、薄葉印刷紙(非塗工)等	t	1422 17	色板紙	t
1421 13	塗工印刷用紙 アート紙、コート紙、エンボス紙、キャスト コート紙、インクジェット原紙等	t	1422 18	建材原紙 防水原紙、石こうボード原紙等	t
1421 14	特殊印刷用紙 色上質紙、小切手用紙、証券用紙等	t	1422 19	その他の板紙 抄合包装紙、紙管原紙等	-
1421 15	情報用紙 情報記録紙、複写紙用紙(コピー用紙)、 感光紙用紙、感熱紙原紙、フォーム用紙等	t	1422 91	板紙(賃加工)	-
1421 16	筆記・図画用紙 ケント紙、便せん用紙、ボンド紙等	t	1424 手すき和紙		
1421 17	未さらし包装紙 大型紙袋用紙、重袋用両更クラフト紙、片 艶クラフト紙、筋入りクラフト紙等	t	1424 11	手すき和紙 手すき障子紙、手すき書道用紙、手すきこ うぞ紙、手すき改良紙、手すき温床紙、手 すき傘紙、手すき工芸紙、手すきがんぴ紙等	-
1421 18	さらし包装紙 色クラフト紙、薄口模造紙、さらしクラフ ト紙、片艶さらしクラフト紙等	t	1424 91	手すき和紙(賃加工)	-
1421 21	衛生用紙 ティッシュペーパー用紙、ちり紙、生理用紙、 トイレットペーパー用紙、タオル用紙等	t	1431 塗 工 紙(印刷用紙を除く)		
1421 22	障子紙、書道用紙 障子紙(機械すき)、画仙紙、パルプ半紙等	t	1431 11	絶縁紙、絶縁テープ	-
1421 23	雑種紙 コーテッド原紙、各種絶縁紙、コンデンサ ペーパー、加工原紙、組みひも用紙、積層 板原紙、グラスンペーパー、接着紙原紙、 建材用原紙、電気絶縁紙、工業用雑種紙、 ライスペーパー等	t	1431 12	アスファルト塗工紙 アスファルトルーフィング、砂付ルーフィ ング、タールフェルト等	-
1421 91	洋紙・機械すき和紙(賃加工)	-	1431 13	浸透加工紙 硫酸紙、ろう紙、油紙、合成樹脂浸透紙、 バルカナイズドファイバー等	-
			1431 14	積層加工紙 ターポリン紙、合成樹脂ラミネート紙、金 属はくラミネート紙、ソリッドファイバー (同二次加工品は1499に分類される)、人 造竹皮紙等	-
			1431 15	紙製・織物製ブックバインディングクロス	-
			1431 19	その他の塗工紙 ビスコース塗工紙・合成樹脂塗工紙、感熱 紙、カーボン紙、ノーカーボン紙等	-
			1431 91	塗工紙(賃加工)	-
			1432 段 ボ ール		
			注：段ボール箱は145311に分類される。		
			1432 11	段ボール(シート)	千m ²
			1432 91	段ボール(賃加工)	-
			1433 壁紙・ふすま紙		
			1433 11	壁紙、ふすま紙	-
			1433 91	壁紙・ふすま紙(賃加工)	-

中分類 14 - パルプ・紙・紙加工品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
(紙製品)		
いわゆる紙製品の製造は、144111～144991までの分類によって記入してください。ただし、紙製品の製造であっても、注文主（産業用使用者）の依頼により印刷のみを行ったものについては、印刷物として1511、1512の分類によって記入してください。		
1441 事務用・学用紙製品		
1441 11	帳簿類 人名簿、印鑑簿、ルーズリーフ、スクラップブック、会計簿等	-
1441 12	事務用書式類 手形用紙、伝票、電報頼信紙、領収書、複写簿、請求書、仕切書等	-
1441 13	事務用紙袋 封筒、事務用角底袋等	-
1441 14	ノート類 学習帳、レポート用紙等	-
1441 19	その他の事務用・学用紙製品 手帳、事務機械用ロールペーパー、メモ帳、タイプライタ用紙、ファイル、ホルダー、バインダー、フールスカップ、けい紙、その他の事務用箋、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、紙ばさみ、学習用カード、工作用紙、手工紙、グラフ用紙等	-
注：紙製・織物製ブックバインディングクロスは143115に、画板は326219に分類される。		
1441 91	事務用・学用紙製品（賃加工）	-
1442 日用紙製品		
1442 11	祝儀用品 祝儀袋、のし紙、元結、水引、結納用品等	-
1442 12	写真用紙製品 アルバム、写真台紙、コーナー等	-
1442 19	その他の日用紙製品 便せん、日記帳、短冊、儀礼用カード、卓上日記等	-
1442 91	日用紙製品（賃加工）	-
1449 その他の紙製品		
1449 19	その他の紙製品 正札、名刺台紙、私製はがき、荷札、包装紙、レットル、シール、見本帳等	-
注：糸、布製品の見本帳は119919に分類される。		
1449 91	その他の紙製品（賃加工）	-
1451 重包装紙袋		
1451 11	重包装紙袋 セメント袋、米麦袋、でんぷん袋、肥料袋、砂糖袋、小麦粉袋、飼料袋、石灰袋等	千袋
1451 91	重包装紙袋（賃加工）	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1452 角底紙袋		
1452 11	角底紙袋 ショッピング手提袋等	-
注：事務用紙袋は144113に分類される。		
1452 91	角底紙袋（賃加工）	-
1453 段ボール箱		
1453 11	段ボール箱	-
1453 91	段ボール箱（賃加工）	-
1454 紙器		
1454 11	印刷箱	-
1454 12	簡易箱	-
1454 13	貼箱	-
1454 19	その他の紙器 紙筒、紙コップ、紙バック、紙皿等	-
注：マッチ箱は328921に分類される。		
1454 91	紙器（賃加工）	-
1499 その他のパルプ・紙・紙加工品		
1499 11	セロファン	千連
連：300番の500㎡が1連です。		
1499 21	紙製衛生材料 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等	-
1499 31	大人用紙おむつ	-
1499 32	子供用紙おむつ	-
1499 39	その他の紙製衛生用品 紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシューパー、トイレットペーパー等	-
注：ティッシューパー、トイレットペーパー等の原紙は142121に分類される。		
1499 41	紙管	-
1499 42	ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品 ソリッドファイバー、バルカナイズドファイバーによる箱、管、筒、ドラム等	-
1499 59	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品 紙ひも、紙テープ、紙ストロー、小型紙袋（事務用は144113、角底紙袋は145211に分類される。）、セロファン袋、セロファンテープ、抄織糸、ファイバーパッキン、紙製レース、型紙、シールパック、巻取紙、ガムテープ（ベースが紙のもの）等	-
1499 91	その他のパルプ・紙・紙加工品（賃加工）	-
1499 92	紙裁断（賃加工）	-
くず・廃物		
6466 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 15 - 印刷・同関連品

製造品番号及び
賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名

印刷物は1511、1512、1513に分類される。印刷物でも、不特定多数の者に販売するための印刷物は、紙製品として144111～144991に分類される。

1511 オフセット印刷

注：スクリーン印刷の場合、紙に対する印刷は151212に、紙以外のものに対する印刷は151311に分類される。

1511 11 オフセット印刷物（紙に対するもの） -
平板印刷、オンデマンド印刷 -
1511 91 オフセット印刷（紙に対するもの） -
（賃加工）

1512 オフセット印刷以外の印刷（紙に対するもの）

1512 11 とっ版印刷物 -
活版印刷 -
1512 12 おう版印刷物 -
スクリーン印刷、グラビア印刷 -
1512 91 オフセット印刷以外の印刷（賃加工） -

1513 紙以外の印刷

1513 11 紙以外のものに対する印刷物 -
金属、木材、陶磁器、ガラス、セルロイド、セロファン、ビニル等に対する特殊印刷
1513 91 紙以外のものに対する印刷（賃加工） -

製造品番号及び
賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名

1521 製 版

注：写真植字には電算植字、手動植字を含む。

1521 11 写真製版（写真植字を含む） -
線画とっ版、網版、原色版、写真平版、プロセス平版、平とっ版、写真植字等
1521 12 フォトマスク -
1521 13 活字 -
1521 14 鉛版 -
紙型鉛版、電気版、プラスチック版、ゴム版等
1521 15 銅おう版、木版彫刻製版 -
1521 91 写真製版（写真植字を含む）（賃加工） -
1521 93 植字（写真植字を除く）（賃加工） -
注：賃加工の電算植字は152191に分類される。
1521 94 鉛版（賃加工） -
1521 95 銅おう版・木版彫刻製版（賃加工） -

1531 製 本

1531 91 製本（賃加工） -

1532 印刷物加工

1532 91 印刷物加工（賃加工） -
マシン掛、裁断、折たたみ、のり付け、表装、装てい、はく押、ラミネート張等

1591 印刷関連サービス

1591 91 その他の印刷関連（賃加工） -
校正刷り、刷版研磨、印刷物結束等

く ず ・ 廃 物

6566 00 製造工程からでたくず・廃物 -

中分類 16 - 化学工業製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1611 窒素質・りん酸質肥料			1622 15	カーボンブラック	t
1611 11	合成・回収硫酸アンモニウム	t	1622 19	その他の無機顔料	-
	注：副生硫酸アンモニウムは163923に分類される。			リサーチ、鉛丹、リトボン、鉄黒、紺青、	
1611 12	アンモニア、アンモニア水 (NH ₃ 100%換算)	t		バライト粉、体質顔料、鉛白、群青、カド	
1611 13	硝酸(98%換算)	t		ミウム顔料、クロム青、ガイグネットグリ	
1611 14	硝酸アンモニウム	t		ーン、シェナー、ほう酸鉛、朱、アンチモ	
1611 15	尿素	t		ン朱、黄土、銀朱、亜酸化銅、蛍光顔料、	
1611 19	その他のアンモニウム系肥料	-	1622 91	無機顔料(賃加工)	-
	硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、硫				
	りん安、りん硝酸等		1623 圧縮ガス・液化ガス		
1611 21	石灰窒素	t	1623 11	酸素ガス(液化酸素を含む)	千m ³
1611 22	過りん酸石灰	t	1623 12	水素ガス	千m ³
1611 23	熔成りん肥	t	1623 13	溶解アセチレン	t
1611 29	その他のりん酸質肥料	-	1623 14	炭酸ガス	t
	重過りん酸石灰、重焼りん(焼成りん肥を		1623 15	窒素	-
	含む)等		1623 19	その他の圧縮ガス・液化ガス	-
				ネオンガス、アルゴンガス等	
1612 複合肥料			1623 21	購入した圧縮ガス・液化ガスの精製	-
1612 11	化成肥料	-	1623 91	圧縮ガス・液化ガス(賃加工)	-
	過りん酸系、りん鉱石系、硫りん安系、り				
	ん酸液系、りん酸アンモニウム(肥料用)等		1624 塩		
1612 12	配合肥料	-	1624 11	塩	t
1612 91	複合肥料(賃加工)	-		注：副産塩は169919に分類される。	
1619 その他の化学肥料			1624 12	食卓塩(精製塩を含む)	t
1619 19	その他の化学肥料	-	1624 13	かん水、にがり	-
	けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥		1624 91	塩(賃加工)	-
	料、ほう素質肥料等		1629 その他の無機化学工業製品		
1619 91	その他の化学肥料(賃加工)	-	1629 11	カルシウムカーバイド	t
			1629 12	りん酸	t
1621 ソーダ工業製品			1629 21	硫酸(100%換算)	t
1621 11	か性ソーダ(液体97%換算・固形有姿)	t	1629 22	硫酸アルミニウム	t
1621 12	ソーダ灰	t	1629 23	カリウム塩類	-
1621 13	液体塩素	t		水酸化カリウム、塩化カリウム、塩素酸カ	
1621 14	塩酸(35%換算)	t		リウム、重クロム酸カリウム、過マンガン	
1621 15	塩素酸ナトリウム	t		酸カリウム、硝酸カリウム、シアン化カリ	
1621 16	次亜塩素酸ナトリウム	t		ウム、炭酸カリウム等	
1621 19	その他のソーダ工業製品	-	1629 24	硝酸銀	t
	重炭酸ナトリウム、さらし液、塩素ガス、		1629 25	過酸化水素	t
	塩酸ガス、塩化カルシウム、高度さらし粉、		1629 26	けい酸ナトリウム	t
	金属ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、		1629 27	りん酸ナトリウム	t
	塩化アンモニウム等		1629 28	活性炭	t
			1629 31	バリウム塩類	-
				硫酸バリウム、炭酸バリウム、塩化バリウ	
				ム等	
1622 無機顔料			1629 32	触媒	-
1622 11	亜鉛華	t	1629 33	塩化第二鉄	t
1622 12	酸化チタン	t	1629 34	ふっ化水素酸	t
1622 13	酸化第二鉄(べんがら)	t	1629 35	炭酸カルシウム	t
1622 14	黄鉛	t			

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1629 49	他に分類されない無機化学工業製品 無水クロム酸、硫酸ナトリウム（結晶、副生を含む）、亜硫酸ナトリウム、ハイドロサルファイト、シアン化ナトリウム（青化ソーダ）、二硫化炭素、硫酸ニッケル、よう素（ヨード）、硫化鉍鉍さい、重クロム酸ナトリウム、硫化ナトリウム、炭酸マグネシウム、塩化亜鉛、硫酸亜鉛、臭素、ロンガリット、クロルスルホン酸、明ばん、シリカゲル、重炭酸アンモニウム、酸化クロム、チオ硫酸ナトリウム、塩化りん、黄りん、赤りん、人造黒鉛、海水マグネシア、トリポリりん酸ナトリウム、りん化合物、水硫化ナトリウム、重亜硫酸ナトリウム、けいふっ化ナトリウム、りん酸アンモニウム（工業用）、りん酸カルシウム、塩化第二水銀、酸化第二水銀、プラスチック安定剤（無機系のもの）等	-	1632 39	その他の脂肪族系中間物 アセトアルデヒド、酢酸エステル、テトラクロルエチレン、分解ガソリン、イソプロピルアルコール、ヘプタノール、メチルイソブチルケトン、ポリエチレングリコール、メタクリル酸メチル、塩化ビニリデンモノマー、無水マレイン酸、塩化アリル、プロピレンクロルヒドリン、合成グリセリン、ノネン、ドデセン、石油系高級アルコール、モノクロル酢酸、トリクロルエタン、ペンタエリスリトール、エチレングリコールエーテル、エピクロルヒドリン、石油系グリセリン等	-
1629 91	その他の無機化学工業製品（賃加工）	-	1633 発酵工業		
1631 石油化学系基礎製品（一貫して生産される誘導品を含む）			1633 11	エチルアルコール（95%換算） バイオエタノール	k l
1631 11	エチレン	t	注：飲料用の添加用アルコールは102411に分類される。		
1631 12	プロピレン	t	1633 19	その他の発酵製品 乳酸、石油たん白、くえん酸（発酵法によるもの）等	-
1631 13	ブタン、ブチレン（ナフサ分解によるもの）	t	注：植物性たん白は099939に、くえん酸（石灰からのもの）は163942に分類される。		
1631 14	純ベンゾール（石油系）	t	1634 環式中間物・合成染料・有機顔料		
1631 15	純トルオール（石油系）	t	1634 11	テレフタル酸、ジメチルテレフタレート	t
1631 16	純キシロール（石油系） 注：石炭系純ベンゾール・純トルオール・キシロールは163929に分類される。	t	1634 12	スチレンモノマー	t
1631 17	芳香族混合溶剤	t	1634 13	トリイレンジイソシアネート（T.D.I）	t
1632 脂肪族系中間物（脂肪族系溶剤を含む）			1634 14	カプロラクタム	t
1632 11	合成ブタノール	t	1634 15	シクロヘキサン	t
1632 12	合成オクタノール	t	1634 16	合成石炭酸	t
1632 13	合成アセトン	t	1634 17	アニリン	t
1632 14	酢酸（合成酢酸を含む）	t	1634 18	無水フタル酸	t
1632 15	酸化エチレン	t	1634 21	ジフェニルメタンジイソシアネート（M.D.I）	t
1632 16	エチレングリコール	t	1634 22	ニトロベンゼン	t
1632 17	酸化プロピレン	t	1634 29	その他の環式中間物 ベンゼンヘキサクロライド（B.H.C）（原体）、ジクロールベンゾール、塩化ベンジル、ジメチルアニリン、メタキシレンジアミン、トルイジン、クロルベンゼン、D.D.T（原体）、ドデシルベンゼン、アントラセン、シクロヘキサノン、アラトラキノン、合成ピリジン、合成キノリン、チオフエンフルフラール、サルチル酸等	-
1632 18	プロピレングリコール	t	1634 31	直接染料 酸性染料、塩基性染料、カチオン染料等	t
1632 21	ポリプロピレングリコール	t	1634 32	分散性染料	t
1632 22	トリクロルエチレン	t	1634 39	その他の合成染料 媒染、酸性媒染染料、建染染料、蛍光染料、アゾイック染料、硫化染料、硫化建染染料、反応染料、有機溶剤溶解染料、有機顔料等	-
1632 23	二塩化エチレン	t			
1632 24	塩化ビニルモノマー	t			
1632 25	アクリロニトリル	t			
1632 26	酢酸ビニルモノマー	t			
1632 27	メラミン	t			
1632 28	ブタジエン	-			
1632 31	無水酢酸	t			

中分類 16 - 化学工業製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1634 41	ピグメントレジンカラー	t	1639 その他の有機化学工業製品		
1634 42	レーキ	t	1639 11	ホルマリン	t
1634 91	環式中間物・合成染料・有機顔料(賃加工)	-	1639 12	クロルフルオルメタン、クロルフルオルエタン(フロン)	t
1635 プラスチック			1639 19	その他のメタン誘導品 メタノール、四塩化炭素、塩化メチレン、 クロロホルム、ふっ化メチル、臭化メチル、 ウロトロピン等	-
	注：プラスチック製品は181111～189819に分類される。		1639 21	クレオソート油	t
1635 11	フェノール樹脂	t	1639 22	ピッチ	t
1635 12	ユリア樹脂	t	1639 23	副生硫酸アンモニウム	t
1635 13	メラミン樹脂	t	1639 29	その他のコールタール製品 分留石炭酸、Oクレゾール、Mクレゾール 酸、クレゾール酸、キシレノール酸、高沸 点タール酸、ナフタリン(粗製・精製)、 キシロール(石炭系)、ソルベントナフサ、 精製タール、純ベンゾール(石炭系)、 純トルオール(石炭系)等	-
1635 14	不飽和ポリエステル樹脂	t	1639 31	フタル酸系可塑剤 フタル酸ジメチル、フタル酸ジブチル、 フタル酸ジイソデシル等	t
1635 15	アルキド樹脂	t	1639 39	その他の可塑剤 脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、りん酸 トリクレジル、アジピン酸系可塑剤、ポリ エステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤等	-
1635 16	ポリエチレン	t	1639 41	有機ゴム薬品 ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤等	t
1635 17	ポリスチレン AS樹脂(アクリル・スチレン樹脂)、ABS 樹脂(アクリル・ブタジエン・スチレン樹 脂)	t	1639 42	くえん酸(発酵法以外のもの)	t
1635 18	ポリプロピレン	t	1639 49	他に分類されない有機化学工業製品 人工甘味剤、シクロヘキシルスルファミン 酸ナトリウム、合成タンニン酸、こはく酸、 プラスチック安定剤(有機系のもの)、 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル等	-
1635 21	塩化ビニル樹脂	t	1639 91	その他の有機化学工業製品(賃加工)	-
1635 22	メタクリル樹脂	t	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン		
1635 23	ポリビニルアルコール	t	1641 11	脂肪酸(直分、硬分)	t
1635 24	ポリアミド系樹脂	t	1641 12	精製脂肪酸	t
1635 25	ふっ素樹脂	t	1641 13	硬化油(工業用、食料用)	t
1635 26	ポリエチレンテレフタレート	t	1641 14	精製グリセリン 注：石油系グリセリンは163239に分類される。	t
1635 27	エポキシ樹脂	t	1641 15	高級アルコール(還元、蒸留) オクチルアルコール、ラウリルアルコール等	t
1635 28	ポリカーボネート	t	1641 19	その他の油脂加工製品 パイオディーゼル(100%)、粗製グリセリ ン等	-
1635 29	その他のプラスチック アセチルセルロース、セルロイド生地、ア セチルセルロースプラスチック、けい素樹 脂、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂、ポリ ブタジエン樹脂、ポリイソブチレン、硝化 綿、ポリ塩化ビニリデン、スパンデックス 樹脂、ポリブテン、石油樹脂、ポリ酢酸ビ ニル、ポリアセタール等	-	1641 91	脂肪酸・硬化油・グリセリン(賃加工)	-
1635 91	プラスチック(賃加工)	-			
1636 合成ゴム					
	注：フォームラバーは199919に分類される。				
1636 11	合成ゴム(合成ラテックスを含む) ブタジエンラバー(B.R)、ポリブタジエン、 ポリクロロブレン、イソブレンラバー (I.R)、ポリイソブレン、スチレンブタジ エンラバー(S.B.R)、アクリロニトリルブ タジエンラバー(N.B.R)、クロロブレン ラバー(C.R)、エチレンプロピレンラバ ー(E.P.R)、イソブレンイソブチレンラ バー(I.I.R)等	t			

中分類 16 - 化学工業製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品名及び賃加工品名	数量単位名		製造品名及び賃加工品名	数量単位名	
1642 石けん・合成洗剤			1646 洗淨剤・磨用剤		
1642 11 浴用石けん（薬用、液状を含む）	t		注：石けん、合成洗剤は164211～164225に分類される。		
1642 12 洗濯石けん（固型、粉末）	t		1646 11 クレンザー	t	
1642 19 その他の石けん 繊維用・伸線用・農薬用・工業用石けん、 カリ石けん等	-		1646 12 ワックス 自動車用、家具用等	t	
1642 21 洗濯用合成洗剤	t		1646 13 靴クリーム	t	
1642 22 台所用合成洗剤	t		靴ずみ、靴磨剤等		
注：クレンザーは164611に分類される。			1646 19 その他の洗淨剤・磨用剤	-	
1642 23 その他の家庭用合成洗剤	-		磨粉、金属磨用剤等		
1642 24 液状身体洗淨剤（液状石けんを除く）	t		1646 91 洗淨剤・磨用剤（賃加工）	-	
1642 25 工業用合成洗剤	t				
1642 91 石けん・合成洗剤（賃加工）	-		1647 ろうそく		
			1647 11 ろうそく	t	
1643 界面活性剤（石けん、合成洗剤を除く）			1647 91 ろうそく（賃加工）	-	
1643 11 陰イオン界面活性剤	t				
ロート油、乳化油、そ毛油、繊維油剤等			1651 医薬品原薬		
1643 12 陽イオン界面活性剤	t		1651 11 医薬品原末、原液	-	
1643 13 非イオン界面活性剤	t				
1643 19 その他の界面活性剤	-		1652 医薬品製剤		
両性イオン界面活性剤、切削剤等			1652 11 医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	-	
1643 91 界面活性剤（賃加工）	-		除虫菊乳剤（家庭用）、診断用試薬等		
			注1：オブラートは099939に分類される。		
1644 塗料			注2：農薬は1692に分類される。		
注：油絵具、水彩絵具は3262に分類される。			1652 91 医薬品製剤（医薬部外品製剤を含む）	-	
1644 11 油性塗料	t		（賃加工）		
ボイル油、油ペイント、油性ワニス、 油性エナメル等			1653 生物学的製剤		
1644 12 ラッカー	t		1653 11 ワクチン、血清、保存血液	-	
クリヤラッカー、ラッカーエナメル等					
1644 13 電気絶縁塗料	t		1654 生薬・漢方製剤		
1644 14 溶剤系合成樹脂塗料	t		1654 11 生薬・漢方	-	
1644 15 水系合成樹脂塗料	t		1654 91 生薬・漢方（賃加工）	-	
1644 16 無溶剤系合成樹脂塗料	t				
1644 17 シンナー	t		1655 動物用医薬品		
1644 19 その他の塗料、同関連製品	-		1655 11 動物用医薬品	-	
酒精塗料、漆、パテ、リムーバ、 ドライヤ等			1655 91 動物用医薬品（賃加工）	-	
1644 91 塗料（賃加工）	-		1661 仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデオロンを含む）		
			1661 11 香水、オーデオロン	-	
1645 印刷インキ			1661 12 ファンデーション	-	
1645 11 一般インキ	t		1661 13 おしろい	-	
注：筆記用インキは169919に分類される。			1661 14 口紅、ほお紅、アイシャドー	-	
1645 12 新聞インキ	t		1661 15 クリーム	-	
1645 13 印刷インキ用ワニス	t		1661 16 化粧水	-	
1645 91 印刷インキ（賃加工）	-		1661 17 乳液	-	
			1661 19 その他の仕上用・皮膚用化粧品	-	
			1661 91 仕上用・皮膚用化粧品（香水、オーデオロンを含む）（賃加工）	-	

中分類 16 - 化学工業製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1662 頭髪用化粧品			1694 ゼラチン・接着剤		
1662 11	シャンプー、ヘアリンス	-		注：ゴム系接着剤は193319、医療用接着剤は274311に分類される。	
1662 12	養毛料	-	1694 11	ゼラチン、にかわ	k g
1662 13	整髪料	-		ミルクカゼインブルー	
1662 19	その他の頭髪用化粧品	-	1694 12	セルロース系接着剤、プラスチック系接着剤	k g
1662 91	頭髪用化粧品 (賃加工)	-	1694 19	その他の接着剤	-
				たん白系接着剤、でんぷん系接着剤、大豆グルー等	
1669 その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品				注：小麦粉からのりは326913に分類される。	
1669 19	その他の化粧品・調整品	-	1694 91	ゼラチン・接着剤 (賃加工)	-
1669 21	歯磨	-			
1669 91	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品 (賃加工)	-	1695 写真感光材料		
			1695 11	写真フィルム (乾板を含む)	千m ²
1691 火 薬 類			1695 12	レンズ付写真フィルム	千個
1691 11	産業用火薬・爆薬	-	1695 13	写真用印画紙	千m ²
	ダイナマイト、硝安爆薬、硝安油剤爆薬、		1695 14	感光紙 (青写真感光紙、複写感光紙)	千m ²
	黒色火薬、産業用無煙火薬、カーリット、		1695 15	製版用感光材料	-
	産業用TNT等		1695 16	写真用化学薬品 (調整、包装されたもの)	-
1691 19	その他の火工品	-		感光剤、現像剤、定着剤、	
	電気雷管、導火線、導爆線、工業雷管、			感光紙用化学薬品、写真用化学薬品等	
	信号雷管、銃用雷管等		1695 91	写真感光材料 (賃加工)	-
	注：武器用の信管、火管、雷管は2761に分類される。				
1691 21	武器用火薬類	-	1696 天然樹脂製品・木材化学製品		
	武器用TNT、武器用爆薬、		1696 11	天然樹脂製品 (天然染料を含む)	-
	武器用無煙火薬等			ロジン、サイズ剤、あい、あかね、紫根、	
				柿渋、ダンマルガム、コーパルガム、	
1692 農 薬				セラック等	
1692 11	殺虫剤	-	1696 12	木材化学製品	-
	ひ酸塩製剤、有機りん製剤、クロロピクリン、			しょう脳、しょう脳油、テレピン油、	
	臭化メチル製剤、くん蒸剤、除虫菊乳剤 (農業用)、			パイン油、松根油、木タール、木酢酸等	
	BHC製剤、DDT、ひ酸カルシウム、		1696 91	天然樹脂製品・木材化学製品 (賃加工)	-
	ピレトリン製剤、ロテノン製剤、ニコチン製剤等				
1692 21	殺菌剤	-	1697 試 薬		
	水銀化合物製剤、銅化合物製剤、硫黄化合物製剤、		1697 11	試薬 (診断用試薬を除く)	-
	硫酸銅製剤、銅製剤等			注：診断用試薬は165211に分類される。	
1692 29	その他の農薬	-	1697 91	試薬 (診断用試薬を除く) (賃加工)	-
	除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤等				
1692 91	農薬 (賃加工)	-	1699 他に分類されない化学工業製品		
			1699 11	デキストリン (可溶性でんぷんを含む)	t
1693 香 料			1699 12	漂白剤	t
1693 11	天然香料	k g	1699 19	その他の化学工業製品	-
	はっか脳、はっか油、苦へん桃油等			筆記用インキ、スタンプ用インキ、浄水剤、	
1693 12	合成香料	k g		イオン交換樹脂、防臭剤、悪疫防除剤、	
1693 13	調合香料	k g		浮遊選鉱剤、鋳物用薬品、軟水化剤、	
1693 91	香料 (賃加工)	-		防水剤、充てん剤、骨炭、副産塩、脱硫剤、	
				潤滑油添加剤、エアゾール製品 (購入した製品のエアゾール化)、	
				合成のり等	
			1699 91	他に分類されない化学工業製品 (賃加工)	-
			く ず ・ 廃 物		
			6666 00	製造工程からでたくず・廃物	-

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

中分類 17 - 石油製品・石炭製品

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1711 石油精製品			1731 コークス		
1711 11	ガソリン	k l	1731 11	コークス	t
1711 12	ナフサ	k l	1731 12	燃料ガス（高炉ガス、コークス炉ガスを 含む）	千m ³
1711 13	ジェット燃料油	k l	1731 13	粗製コールタール	t
1711 14	灯油	k l	1731 14	ピッチコークス	t
1711 15	軽油	k l	1731 91	コークス（賃加工）	-
1711 16	A重油	k l			
1711 17	B重油	k l	1741 舗装材料		
1711 18	C重油	k l	1741 11	アスファルト舗装混合材、タール舗装 混合材（アスファルトブロック、タール ブロックを含む）	-
1711 21	潤滑油（グリースを含む） 切削油（石油精製によるもの）、工作油剤 （石油精製によるもの）等	k l		れき青乳剤、舗装用ブロック（アスファ ルト製）等	
	注：購入した鉱・動・植物油による潤滑油は 172111に分類される。		1741 91	舗装材料（賃加工）	-
1711 22	パラフィン パラフィンワックス、パラフィンオイル、 セレシンワックス等	t	1799 その他の石油製品・石炭製品		
1711 23	アスファルト	t	1799 11	回収いおう	t
1711 24	液化石油ガス	t	1799 21	練炭、豆炭 ピッチ練炭、成型炭（豆炭）	-
1711 25	精製・混合用原料油	k l		注：懐炉灰、たどんは329919に分類される。	
1711 26	石油ガス	千m ³	1799 29	他に分類されない石油製品・石炭製品 石油コークス、カルサインコークス、 廃油再生品（潤滑油、グリースを除く）、 微粉炭（工業原料用を含む）、バイオエタ ノール混合ガソリン、バイオディーゼル混 合軽油等	-
1711 91	石油精製（賃加工）	-	1799 91	その他の石油製品・石炭製品 （賃加工）	-
1721 潤滑油・グリース（石油精製によらないもの）			くず・廃物		
1721 11	潤滑油（購入した鉱・動・植物油 によるもの） 切削油（購入油からのもの）、工作油剤 （購入油からのもの）等	k l	6766 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1721 12	グリース（購入した鉱・動・植物油に よるもの）	t			
1721 91	潤滑油・グリース（賃加工）	-			

中分類 18 - プラスチック製品

製造品番号及び
賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名

製造品番号及び
賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名 数量単位名

注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれに分類される。

家具・装備品：13
 プラスチック製版：1521
 写真フィルム（乾板を含む）：1695
 手袋：2051
 耐火物：215
 と石：2179
 模造真珠：2199
 目盛りのついた三角定規：2739
 注射筒：2741
 義歯：2744
 眼鏡：3297
 時計側：3231
 楽器：324
 レコード：3296
 がん具・運動用具：325
 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品：326
 装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）：322
 かつら：3229
 漆器：3271
 畳：3282
 うちわ・扇子・ちょうちん：3283
 ほうき・ブラシ：3284
 洋傘・和傘・同部分品：3289
 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）：3285
 魔法瓶：3289
 看板・標識機：3292
 パレット：3293
 モデル・模型：3294
 工業用模型：3295

1811 プラスチック板・棒

注：発泡・強化プラスチック製板・棒は184に分類される。

1811 11 プラスチック平板 t
 （厚さ0.5mm以上で硬質のもの）
 1811 12 プラスチック波板 t
 （厚さ0.5mm以上で硬質のもの）
 1811 13 プラスチック積層品 t
 1811 14 プラスチック化粧板 t
 1811 15 プラスチック棒 t
 1811 91 プラスチック板・棒（賃加工） -

1812 プラスチック管

注：発泡・強化プラスチック製管は184に分類される。

1812 11 プラスチック硬質管 t
 1812 12 プラスチックホース t
 1812 91 プラスチック管（賃加工） -

1813 プラスチック継手

1813 11 プラスチック継手 t
 （バルブ、コックを含む）
 注：強化プラスチック製継手は184に分類される。
 1813 91 プラスチック継手（賃加工） -

1814 プラスチック異形押出製品

注：発泡・強化プラスチック製異形押出製品は184に分類される。

1814 11 プラスチック雨どい・同附属品 t
 1814 19 その他のプラスチック異形押出製品 -
 1814 91 プラスチック異形押出製品（賃加工） -

注：プラスチック製品については、同一製造品でも設備、製造工程によって分類番号が異なる場合がありますので注意してください。

プラスチック製品 設備・工程	板・棒・ 管・継手・ 異形押出製 品	フィルム・ シート・床 材・合成皮 革製品	工業用プ ラスチック製 品	発泡・強化 プラスチッ ク製品	その他の プラスチ ック製品	日用雑貨 ・ 食卓用品	容 器	その他
プラスチック樹脂を原料として、各種の成形機によって成形された製品、及び、加工品を一貫して製造する場合	1811～ 1814	1821～ 1824	1831～1833	1841～ 1844		1891	1892	1897
成形機をもたないで、成形品を受け入れて加工品を製造する場合	1815	1825	1834	1845		1898		

中分類 18 - プラスチック製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品名及び賃加工品名		数量単位名	製造品名及び賃加工品名		数量単位名
1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工品		1831	電気機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）	
	注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。			注：プラスチック製で次の製造品は用途によってそれぞれ分類される。歯車は253112(ただし、時計用は323121、がん具用は325131)、軸受は2594の各々、抵抗器は291419又は282111、配線器具は2915の各々、コンデンサ(電力用)は292911、同(通信用)は282112又は282113、配線済みプリント配線板は284111～284119に分類される。	
1815 11	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等）	-	1831 11	電気機械器具用プラスチック製品 電話機きょう（筐）体、テレビジョン・ラジオ用キャビネット、扇風機羽根、掃除機ボディ、冷蔵庫内装用品、プラスチック系光ファイバ（素線）等	-
1815 91	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品（賃加工）	-	1831 91	電気機械器具用プラスチック製品（賃加工）	-
1821	プラスチックフィルム		1832	輸送機械器具用プラスチック製品（加工業を除く）	
	注：フィルムから一貫して製造する袋を含む。				
1821 11	包装用軟質プラスチックフィルム（厚さ0.2mm未満で軟質のもの）	t	1832 11	自動車用プラスチック製品	-
1821 12	その他の軟質プラスチックフィルム（厚さ0.2mm未満で軟質のもの）	t	1832 12	輸送機械用プラスチック製品（自動車用を除く）	-
1821 13	硬質プラスチックフィルム（厚さ0.5mm未満で硬質のもの）	t	1832 91	輸送機械用プラスチック製品（賃加工）	-
1821 91	プラスチックフィルム（賃加工）	-	1833	その他の工業用プラスチック製品（加工業を除く）	
1822	プラスチックシート				
1822 11	プラスチックシート（厚さ0.2mm以上で軟質のもの）	t	1833 19	その他の工業用プラスチック製品 カメラボディ、パッキング（成形したもの）等	-
1822 91	プラスチックシート（賃加工）	-	1833 91	その他の工業用プラスチック製品（賃加工）	-
1823	プラスチック床材		1834	工業用プラスチック製品加工	
1823 11	プラスチックタイル 塩化ビニルタイル等	千㎡		注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。	
1823 19	その他のプラスチック床材	-	1834 11	工業用プラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等）	-
1823 91	プラスチック床材（賃加工）	-	1834 91	工業用プラスチック製品の加工品（賃加工）	-
1824	合成皮革		1841	軟質プラスチック発泡製品（半硬質性を含む）	
	注：合成皮革製衣服は1189、プラスチック製履物・同附属品は1922に、プラスチック製かばん、袋物、ハンドバッグは、それぞれ2061、2071、2072に分類される。				
1824 11	合成皮革 ナイロン系、ポリアミド系、ウレタン系、塩化ビニル系等	t	1841 11	軟質プラスチック発泡製品 （半硬質性を含む） 軟質ポリウレタンフォーム、軟質ポリエチレンフォーム、軟質塩化ビニルフォーム、軟質発泡ポリエチレン等	t
1824 91	合成皮革（賃加工）	-	1841 91	軟質プラスチック発泡製品 （半硬質性を含む）（賃加工）	-
1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工				
	注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。				
1825 11	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等）	-			
1825 91	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品（賃加工）	-			

中分類 18 - プラスチック製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1842 硬質プラスチック発泡製品			1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品		
1842 11	硬質プラスチック発泡製品（厚板） （厚さ3mm以上）	-	注：容器は1892に分類される。		
1842 12	硬質プラスチック発泡製品（薄板） （厚さ3mm未満のもの）	-	1891 11	日用雑貨・台所用品・食卓用品・浴室用品 まな板、ボール、食器、盆、漆器素地、洗面器、腰掛け、水筒等	-
1842 19	その他の硬質プラスチック発泡製品 棒状・管状発泡製品、人工雪（粒）等	-	1891 91	プラスチック製日用雑貨・食卓用品等 （賃加工）	-
1842 91	硬質プラスチック発泡製品（賃加工）	-	1892 プラスチック製容器		
1843 強化プラスチック製板・棒・管・継手			1892 11	プラスチック製中空成形容器 洗剤・シャンプー容器、水筒、灯油缶、工業薬品缶等	-
注：波板を含む。			1892 12	飲料用プラスチックボトル	-
1843 11	強化プラスチック製板・棒・管・継手	t	1892 19	その他のプラスチック製容器 コンテナ、魚箱、ビール箱、アイスボックス、調味料容器等	-
1843 91	強化プラスチック製板・棒・管・継手 （賃加工）	-	1892 91	プラスチック製容器（賃加工）	-
1844 強化プラスチック製容器・浴槽等			1897 他に分類されないプラスチック製品		
注：強化プラスチック製舟艇は3133に、強化プラスチック製自動車車体は3112に分類される。			1897 11	医療・衛生用プラスチック製品 注射筒（目盛りなし）等	-
1844 11	強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽	t	1897 19	その他のプラスチック製品 絶縁テープ、時計ガラス（プラスチック製）、塩化ビニル止水板、ビニル製外衣（高周波ミシンによるもの）、人工芝、フラットヤーン（延伸テープ）等	-
1844 12	工業用強化プラスチック製品	t	1897 91	他に分類されないプラスチック製品 （賃加工）	-
1844 19	その他の強化プラスチック製品 保安帽（帽体）、がい子、橋脚等	-	1898 他に分類されないプラスチック製品加工		
1844 91	強化プラスチック製容器・浴槽等（賃加工）	-	注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。		
1845 発泡・強化プラスチック製品加工			1898 19	他に分類されないプラスチック製品の加工品（切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等）	-
注：成形品を受入て、さらに加工した二次製品が分類される。			1898 91	他に分類されないプラスチック製品の加工品（賃加工）	-
1845 11	発泡・強化プラスチック製品の加工品 （切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工等）	-	くず・廃物		
1845 91	発泡・強化プラスチック製品の加工品 （賃加工）	-	6866 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1851 プラスチック成形材料					
1851 11	プラスチック成形材料	-			
1851 12	再生プラスチック成形材料	t			
1851 91	プラスチック成形材料（賃加工）	-			
1852 廃プラスチック製品					
1852 11	廃プラスチック製品	t			
1852 91	廃プラスチック製品（賃加工）	-			

中分類 19 - ゴム製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1911 自動車タイヤ・チューブ		
	注：チューブレスのタイヤは、それぞれのタイヤに分類される。	
1911 11	トラック・バス用タイヤ	千本
1911 12	小型トラック用タイヤ	千本
1911 13	乗用車用タイヤ	千本
1911 14	二輪自動車用タイヤ	千本
1911 15	特殊車両用・航空機用タイヤ 航空機用タイヤ、産業用特殊車両タイヤ、建設用特殊車両タイヤ、農耕用特殊車両タイヤ等	-
1911 16	自動車用・特殊車両用・航空機用チューブ トラック・バス用チューブ、小型トラック用チューブ、乗用車用チューブ、二輪自動車用チューブ、航空機用チューブ、産業用特殊車両用チューブ、建設用特殊車両用チューブ、農耕用特殊車両用チューブ等	-
1911 91	自動車用タイヤ・チューブ(賃加工)	-
1919 その他のタイヤ・チューブ		
1919 19	その他のタイヤ・チューブ 自転車用タイヤ・チューブ、リヤカー用タイヤ・チューブ、手押運搬車用タイヤ・チューブ、荷車用タイヤ・チューブ、人力車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、一輪車タイヤ等	-
1919 91	その他のタイヤ・チューブ(賃加工)	-
1921 ゴム製履物・同附属品		
1921 11	地下足袋	千足
1921 12	ゴム底布靴	千足
1921 13	総ゴム靴	千足
1921 14	ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)	千足
1921 15	ゴム製履物用品 ゴム底、ゴムかかと、草履底、こう(甲)等	-
	注：くずゴム製は199919に分類される。	
1921 91	ゴム製履物・同附属品(賃加工)	-
1922 プラスチック製履物・同附属品		
	注：合成皮革製を含む。	
1922 11	プラスチック製靴 合成皮革靴、プラスチック成形靴等	千足
1922 12	プラスチック製サンダル ハップサンダル、バックレスサンダル、プラスチック製射出成形サンダル等	千足
1922 13	プラスチック製スリッパ	千足
1922 19	その他のプラスチック製履物、同附属品 プラスチック製草履等	-
1922 91	プラスチック製履物・同附属品(賃加工)	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1931 ゴムベルト		
	注：ゴムベルト(シート状のもの)を購入し、裁断接続(接続のみを含む)したベルトは193319に分類される。裁断のみは199919に分類される。	
1931 11	コンベヤゴムベルト	千cm ² ライ
1931 12	平ゴムベルト	千cm ² ライ
	センチメートルプライ(cmプライ)： ゴム部が幅1cm×長さ1cm×厚み1.6cmが1cmプライ、 布部は厚みに関係なく幅1cm×長さ1cmが1cmプライです。	
1931 13	Vベルト(ファンベルトを含む)	k m
1931 19	その他のゴムベルト	-
1931 91	ゴムベルト(賃加工)	-
1932 ゴムホース		
	注：補強加工を施していないゴム管は193314に分類される。	
1932 11	ゴムホース	k m
1932 91	ゴムホース(賃加工)	-
1933 工業用ゴム製品		
	注：ゴム補強剤を用いて射出、押し出し等により成形したゴムホースは193211に分類される。	
1933 11	防振ゴム	-
1933 12	ゴムロール	-
1933 13	ゴム製パッキン類	-
1933 14	ゴム管	m
1933 15	ゴムライニング	-
1933 16	工業用ゴム板	k g
1933 17	防げん材	-
1933 18	工業用スポンジ製品	-
1933 19	その他の工業用ゴム製品 工業用エポナイト製品、フラップ・リムバンド、ゴムテープ、ゴム製シール類、 ゴム系接着剤等	-
1933 91	工業用ゴム製品(賃加工)	-
1991 ゴム引布・同製品		
1991 11	衣料用・雑貨用ゴム引布	m ²
1991 19	その他のゴム引布	-
1991 21	ゴム引布製品 エアーマットレス等	-
	注：レインコート、合羽は116116、116214、 116311に分類される。救命用ゴムボートは 329913に分類される。	
1991 91	ゴム引布・同製品(賃加工)	-

中分類 19 - ゴム製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
1992 医療・衛生用ゴム製品			1999 他に分類されないゴム製品		
1992 11	医療・衛生用ゴム製品 乳首、水まくら、氷のう、避妊用具、スポ イト類、指サック（医療用）、手術用手袋、 円座、自着帯、カテーテル、聴診器ゴム管、 ゴム手袋（医療用・衛生用）等	-	1999 11	ゴム手袋	千双
注：作業用ゴム手袋は199911に分類される。			双：1対になっている手袋を数える単位です。		
1992 91	医療・衛生用ゴム製品（賃加工）	-	1999 19	その他のゴム製品 フォームラバー、糸ゴム、ゴムバンド、 ゴムタイル、ゴムマッティング、消しゴム、 ゴム製気球、くずゴム製品、ゴムせん、 ゴムふた、印材用ゴム、スポンジ製品、 補強ゴム管、ゴム製漁業用浮子、ゴム製 マット類、ゴム板（工業用のものを除く）、 ゴム製吸着板、ウェットスーツ、指サック （事務用）等	-
1993 ゴム練生地			注1：医療・衛生用ゴム製品は199211に分類され る。 注2：ポリウレタンフォームは184111に分類され る。		
1993 11	更生タイヤ用練生地	t	1999 91	他に分類されないゴム製品（賃加工）	-
1993 19	その他の練生地	-	くず・廃物		
1993 91	ゴム練生地（賃加工）	-	6966 00	製造工程からでたくず・廃物	-
1994 更生タイヤ					
1994 11	更生タイヤ	本			
1994 91	更生タイヤ（賃加工）	-			
1995 再生ゴム					
1995 11	再生ゴム	t			
1995 91	再生ゴム（賃加工）	-			

中分類 20 - なめし革・同製品・毛皮

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2011	なめし革		2051	革製手袋（合成皮革製を含む）	
2011 11	成牛甲革	枚		注：一部革製の手袋は118519に分類される。	
2011 12	中小牛甲革	枚	2051 11	衣服用革手袋（合成皮革製を含む）	千双
2011 13	牛底革（クローム底革を含む）	枚	2051 12	作業用革手袋（合成皮革製を含む）	千双
2011 14	牛ぬめ革（茶利革を含む）	枚		注：1対になっている手袋を数える単位です。	
2011 19	その他の牛革 牛多脂革、牛白なめし革、牛生革等	-	2051 13	スポーツ用革手袋（合成皮革製を含む）	-
2011 21	馬革	枚	2051 91	革製手袋（賃加工）	-
2011 22	豚革	枚	2061	かばん（材料のいかんを問わない）	
2011 23	山羊・めん羊革	枚	2061 11	なめし革製旅行かばん	個
	枚：丸革（1体分）をもって1枚です。 半裁物については、2枚をもって丸革1枚とします。 なお、牛底革、牛ぬめ革については部分別に1枚当たり 革重量換算枚数によります。		2061 12	なめし革製書類入かばん・学生かばん・ ランドセル	個
2011 29	その他のなめし革 水牛革、わに革、とかげ革、へび革、 カンガルー革、鹿革、鯨皮革、水産皮革等	-	2061 13	革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、 携帯用ラジオケース等	-
2011 91	なめし革（賃加工）	-	2061 19	その他のなめし革製かばん類	-
2011 92	なめし革塗装・装飾（賃加工） 皮さらし、染革等	-	2061 21	プラスチック製かばん	-
2021	工業用革製品（手袋を除く）		2061 22	合成皮革製ケース 写真機ケース、双眼鏡ケース、 携帯用ラジオケース等	-
2021 11	工業用革製品 工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット、 紡績機用、印刷機用、自動車用、紡績 用エプロンバンド、自転車用サドル革、 オイルシール、工業用ピッカー等	-	2061 29	その他のかばん類 金属製かばん類、布製かばん類等	-
	注：手袋は2051に分類される。		2061 91	かばん（賃加工）	-
2021 91	工業用革製品（賃加工）	-	2071	袋物（ハンドバッグを除く）	
2031	革製履物用材料・同附属品		2071 11	袋物 札入れ、財布、ショッピングバッグ、 名刺入れ、定期券入れ、眼鏡ケース、 がまくち、小物入れ、くし入れ等	-
2031 11	革製履物用材料、同附属品 甲、靴底、かかと等	-		注：角底紙袋（ラミネートをしたものを含む） は145211に分類される。	
2031 91	革製履物用材料・同附属品（賃加工）	-	2071 91	袋物（賃加工）	-
2041	革製履物		2072	ハンドバッグ（材料のいかんを問わない）	
2041 11	紳士用革靴（23cm以上）	足	2072 11	なめし革製ハンドバッグ	個
2041 12	婦人用・子供用革靴	足	2072 12	プラスチック製ハンドバッグ	個
2041 13	運動用革靴 登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ 靴、スパイク靴、バレエ靴等	足	2072 19	その他のハンドバッグ 繊維製、ビーズ製等	-
2041 14	作業用革靴 保安靴、耐電靴、耐酸靴等	足	2072 91	ハンドバッグ（賃加工）	-
2041 19	その他の革製靴 一部革製の靴等	-	2081	毛皮	
2041 29	その他の革製履物 革製草履、革製スリッパ、革製サンダル等	-		注：毛皮製衣服・身の回り品は118911に分類 される。	
2041 91	革製履物（賃加工）	-	2081 11	毛皮（調整済で完成品ではないもの）	-
			2081 91	毛皮（賃加工）	-

中分類 20 - なめし革・同製品・毛皮

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2099 その他のなめし革製品			くず・廃物		
2099 11	服装用革ベルト	-	7066 00	製造工程からでたくず・廃物	-
2099 19	他に分類されないなめし革製品 馬具、むち、腕時計用革バンド、つり革、 タブレットキャリアカバー、首輪、革砥、 肩帯、革ひも、帽子つば革、なめし革帽子、 カットガット等	-			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 注：運動用具は325311～325319に分類される。 なめし革製衣服（合成皮革製を含む）は 118912に分類される。 </div>					
2099 91	その他のなめし革製品（賃加工）	-			

中分類 21 - 窯業・土石製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2111 板ガラス（原料から一貫製造した板ガラス）			2115 理化学用・医療用ガラス器具		
2111 11	普通板ガラス	2 mm 換算箱		注：理化学用・医療用ガラス器具で目盛りつきのものは中分類27に分類される。	
2111 12	変り板ガラス	2 mm 換算箱	2115 11	理化学用・医療用ガラス器具	-
2111 13	磨き板ガラス	2 mm 換算箱		フラスコ、ピーカー、試験管、注射筒（目盛りなし）、シリンダ、標本瓶、培養皿、乳鉢、吹い飲み、耐熱ガラス製理化学用製品、耐酸瓶、医療用アルコール瓶等	
	換算箱：厚み2mm×面積9.29㎡（100平方フィート）です。		2115 12	アンプル	-
2111 19	その他の板ガラス（一貫製造によるもの） 合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス等	-	2115 13	薬瓶	-
				一般薬瓶、投薬瓶等	
2112 板ガラス加工品（購入した板ガラスによるもの）			2115 91	理化学用・医療用ガラス器具（賃加工）	-
2112 11	合わせガラス	㎡	2116 卓上用・ちゅう房用ガラス器具		
2112 12	強化ガラス	㎡	2116 11	卓上用ガラス器具	-
	自動車用ガラス等			花瓶、灰皿、金魚鉢、インキスタンド、文鎮、ペン皿等	
2112 19	その他の板ガラス	-	2116 12	ガラス製台所用品・食卓用品	-
	複層ガラス、すりガラス、曲げガラス等			コップ、皿、ボール、鉢、しょう油差し、バター入れ、コーヒー沸かし、調味料入れ、耐熱ガラス製ちゅう房用器具等	
2112 21	鏡	-	2116 91	卓上用・ちゅう房用ガラス器具（賃加工）	-
	注：鏡台は131119に、壁掛鏡（枠付）は、枠の材質により木製は131119、金属製は131219、プラスチック製は139919、手鏡（枠付）は322111に分類される。板ガラスの切断は211919に分類される。		2117 ガラス繊維・同製品		
2112 91	板ガラス加工（賃加工）	-	2117 11	ガラス短繊維、同製品	k g
				テープ、マット、ボード、フィルタ等	
2113 ガラス製加工素材			2117 12	ガラス長繊維、同製品	k g
2113 11	光学ガラス素地（眼鏡用を含む） フリントガラス、レンズ素地等	k g		ガラス繊維織物、ガラスヤーン等	
2113 12	電球類用ガラスバルブ（管、棒を含む） 蛍光灯用ガラス管等	t	2117 13	光ファイバ（素線）	-
2113 13	電子管用ガラスバルブ（管、棒を含む） ブラウン管用ガラス管等	t		注：プラスチック系光ファイバ（素線）は183111に分類される。光ファイバコード及び心線は234211に分類される。	
2113 14	ガラス管・棒・球（電気用を除く） アンプル用ガラス管等	t	2117 91	ガラス繊維・同製品（賃加工）	-
2113 19	その他のガラス製加工素材 魔法瓶用ガラス素地、ガラス粉・粒・塊、ガラス繊維原料用ガラス等	-	2119 その他のガラス・同製品		
2113 91	ガラス製加工素材（賃加工）	-	2119 11	魔法瓶用ガラス製中瓶	-
			2119 12	照明用・信号用ガラス製品	-
2114 ガラス容器				レンズ、グローブ、シェード等	
	注：輸送用、分配用に限る。台所用、食卓用は211612に分類される。		2119 19	他に分類されないガラス、同製品	-
2114 11	ガラス製飲料用容器	-		ガラスブロック、ガラスブリック、ガラスタイル、ガラス浮玉、眼鏡用・時計用ガラス、ガラス絶縁物、ガラス製装飾品、石英ガラス製品、多泡ガラス等	
	酒瓶、ビール瓶、牛乳瓶、ジュース瓶、サイダー瓶、ドリンク瓶、清涼飲料用瓶等			注：光学用レンズは275313に、眼鏡用レンズは329713に分類される。	
2114 12	ガラス製食料用・調味料用容器	-	2119 91	その他のガラス、同製品（賃加工）	-
	食料油瓶、ジャム瓶、塩から瓶、蜂蜜瓶、しょう油瓶、こしょう瓶、ソース瓶、食塩瓶、のり瓶等		2119 92	ガラス研磨（賃加工）	-
2114 19	その他のガラス製容器	-			
	化粧品瓶、インキ瓶、靴ずみ瓶等				
2114 91	ガラス製容器（賃加工）	-			

中分類 21 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2121 セメント			2131 粘土かわら		
2121 11	ポルトランドセメント	t		注：焼成されていない白生地は213919に分類される。	
2121 12	セメントクリンカ	-	2131 11	いぶしかわら	千個
2121 19	その他の水硬性セメント 高炉セメント、フライアッシュセメント、シリカセメント、アルミナセメント、左官用セメント、雑用セメント、石灰スラグセメント等	-	2131 12	うわ薬かわら、塩焼かわら	千個
			2131 91	粘土かわら(賃加工)	-
2122 生コンクリート			2132 普通れんが		
2122 11	生コンクリート	m ³	2132 11	普通れんが 建築用れんが、築炉用外張りれんが、舗装用れんが等	千個
2122 91	生コンクリート(賃加工)	-	2132 91	普通れんが(賃加工)	-
2123 コンクリート製品			2139 その他の建設用粘土製品		
2123 11	遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)	t	2139 19	その他の建設用粘土製品 テラコッタ、ストーブライニング用製品、煙突、砂れきれんが、粘土かわら白生地、陶管(土管を含む)等	-
2123 12	遠心力鉄筋コンクリート柱(ポール)	t	2139 91	その他の建設用粘土製品(賃加工)	-
2123 13	遠心力鉄筋コンクリートくい(パイロ)	t			
2123 14	コンクリート管 (遠心力鉄筋コンクリート管を除く)	t	2141 衛生陶器		
2123 15	空洞コンクリートブロック	千個	2141 11	衛生陶器(附属品を含む) 浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等	-
2123 16	土木用コンクリートブロック 積ブロック、間知ブロック、張ブロック、連結ブロック、法枠ブロック、護岸用ブロック等	t	2141 91	衛生陶器(賃加工)	-
2123 17	道路用コンクリート製品 L字溝、U字溝等	t	2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器		
2123 18	プレストレストコンクリート製品 枕木、はり、けた等	t	2142 11	陶磁器製和飲食器 茶わん、どんぶり、皿、鉢、酒器、土瓶、湯のみ、急す等	-
2123 19	その他のコンクリート製品 マグセメント板、テトラポッド、コンクリートパネル等	-	2142 12	陶磁器製洋飲食器 洋わん、皿、洋どんぶり、洋鉢、ディナーウェア(組物、ばら物)、中華料理飲食器等	-
2123 21	テラゾー製品	m ²	2142 13	陶磁器製台所・調理用品 なべ、かま、すり鉢、おろし器、つぼ、かめ等	-
2123 22	コンクリート系プレハブ住宅	-	2142 91	食卓用・ちゅう房用陶磁器(賃加工)	-
2123 91	コンクリート製品(賃加工)	-	2143 陶磁器製置物		
2129 その他のセメント製品			2143 11	陶磁器製置物 花瓶、ランプ台、灰皿、装飾品等	-
2129 11	厚形スレート	m ²		注：がん具は325129に分類される。	
2129 12	木材セメント製品(パルプセメント板、木片セメント板を含む)	枚	2143 91	陶磁器製置物(賃加工)	-
	枚：木材セメント板(木片セメント板を含む)は、厚み15mm×幅91cm×長さ182cmで、パルプセメント板は、厚み63mm×幅91cm×長さ184cmです。				
2129 13	気泡コンクリート製品 気泡パネル、気泡ブロック等	-			
	注：気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用のプレハブ住宅は244411に分類される。				
2129 19	他に分類されないセメント製品 セメントモルタル製板、ブロック等	-			
2129 91	その他のセメント製品(賃加工)	-			

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2144 電気用陶磁器			2149 その他の陶磁器・同関連製品		
2144 11	がい子、がい管	-		注：陶磁器製家具は139919に、同がん具は325129に分類される。	
2144 12	電気用特殊陶磁器	-	2149 19	その他の陶磁器	-
2144 13	ファインセラミック製 IC 基板、 ファインセラミック製 IC パッケージ	-		火鉢、あんか、湯たんぼ、陶磁器製こんろ、 植木鉢（素焼きを含む）、神仏具（ろうそく立、神酒入れ等）、陶瓶、セラミックブロック、表札類、陶磁器素（生）地、ファインセラミックス製ナイフ・はさみ等	
2144 19	その他の電気用陶磁器 電気絶縁用陶磁器、陶磁器製絶縁材料等	-	2149 91	その他の陶磁器・同関連製品（賃加工）	-
	注：組立加工したもの又は、配線したものと及び金属部分が組み込まれた部分品、取付具、附属品は、各々の完成品の部分品に分類される。				
2144 91	電気用陶磁器（賃加工）	-	2151 耐火れんが		
2145 理化学用・工業用陶磁器			2151 11	粘土質耐火れんが	t
2145 11	理化学用・工業用陶磁器 化学分析用陶磁器（蒸発皿、ピーカー、 カッセロール等）、化学工業用耐酸陶磁器、 耐酸陶瓶、熱電対保護管、温度計用陶磁器 等	-	2151 19	その他の耐火れんが 耐火断熱れんが等	-
2145 12	理化学用・工業用ファインセラミックス	-	2151 91	耐火れんが（賃加工）	-
	注：組立加工したもの又は、配線したものと及び金属部分が組み込まれた部品、取付具、附属品は、各々の完成品の部分品に分類される。		2152 不定形耐火物		
2145 91	理化学用・工業用陶磁器（賃加工）	-	2152 11	耐火モルタル	t
2146 陶磁器製タイル			2152 12	キャストブル耐火物	t
	注：プラスチックタイルは182311に、ガラスタイルは211919に、セメントタイルは212919に、 石タイルは218411に分類される。		2152 19	その他の不定形耐火物 プラスチック耐火物等	-
2146 11	モザイクタイル うわ薬タイル（モザイク用）等	-	2152 91	不定形耐火物（賃加工）	-
2146 12	内装タイル うわ薬タイル（内装用）等	-	2159 その他の耐火物		
2146 19	その他のタイル 外装タイル、床タイル、うわ薬タイル （モザイク用、内装用を除く。）等	-	2159 11	人造耐火材	t
2146 91	陶磁器製タイル（賃加工）	-		マグネシアクリンカ、合成ムライト、 炭化けい素耐火材等	
2147 陶磁器絵付			2159 19	他に分類されない耐火物（粘土質るつぽ を含む） 高炉用ブロック等	-
	注：成形又は絵付後本焼きを行ったものは、 各々陶磁器製品に分類される。但し、 がん具は325129に分類される。		2159 91	その他の耐火物（賃加工）	-
2147 11	陶磁器絵付品 和洋飲食器、がん具絵付品等	-	2161 炭素質電極		
2147 91	陶磁器絵付（賃加工）	-	2161 11	人造黒鉛電極	t
2148 陶磁器用はい（坏）土			2161 19	その他の炭素質電極 炭素質電極、天然黒鉛電極、電解板・棒、 連続自焼式電極ペースト等	-
2148 11	陶磁器用はい（坏）土	-	2161 91	炭素質電極（賃加工）	-
2148 91	陶磁器用はい（坏）土（賃加工）	-	2169 その他の炭素・黒鉛製品		
			2169 11	炭素棒	t
			2169 12	炭素・黒鉛質ブラシ	t
			2169 13	特殊炭素製品	t
				カーボンスライダ、カーボンパイル、 放電管用黒鉛陽極、炭素抵抗体、通信機 用炭素製品、プレーキシュー用炭素製品、 解こう材等	
			2169 19	他に分類されない炭素・黒鉛製品 不浸透炭素製品、黒鉛るつぽ、精製天然 黒鉛、にかわ質黒鉛等	-
			2169 91	その他の炭素・黒鉛製品（賃加工）	-

中分類 21 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2171 研 磨 材			2184 石 工 品		
2171 11	天然研磨材、人造研削材 けい砂（研磨・研削用）、研削用ガーネット、研削用けい砂フリント、溶融アルミナ研削材、炭化けい素研削材、シリコンカーバイド等	-		注：テラゾー製品(人造大理石)は212321に、天然と石は217919に分類される。	
2171 91	研磨材(賃加工)	-	2184 11	石工品 碑石、墓石、建築用角石、石盤、石材彫刻品、石うす、石とうろう、敷石、すずり、石タイル等	-
2172 研 削 と 石			2184 91	石工品(賃加工)	-
2172 11	ビトリファイド研削と石 (シリケート研削と石を含む)	t	2185 けいそう土・同製品		
2172 12	レジノイド研削と石	t	2185 11	けいそう土、同製品 土れんが、土こんろ等	-
2172 19	その他の研削と石 ゴム研削と石、石材研削と石、マグネシア法と石、ダイヤモンドと石等	-	2185 91	けいそう土・同製品(賃加工)	-
2172 91	研削と石(賃加工)	-	2186 鉱物・土石粉碎等処理品		
2173 研 磨 布 紙			2186 11	鉱物・土石粉碎、その他の処理品 石粉、クレー、化学用粘土、シャモット、ベントナイト、ヘルストーン、タルクセメント着色剤、活性・酸性白土、重質炭酸カルシウム等	-
2173 11	研磨布紙 耐水研磨紙、サンドペーパー、研磨布ロール、研磨ファイバー等	連	2186 91	鉱物・土石粉碎・その他の処理品(賃加工)	-
	連：幅23cm×長さ28cmの大きさ500枚が1連です。		2191 ロックウール・同製品		
2173 91	研磨布紙(賃加工)	-	2191 11	ロックウール、同製品 岩綿布、岩綿テープ、岩綿スリーブ、耐火岩綿製品、岩綿保温・断熱・吸音製品、鉱さい綿等	t
2179 その他の研磨材・同製品			2191 91	ロックウール・同製品(賃加工)	-
2179 19	その他の研磨材、同製品 バフ研磨材、工業用研磨材、再生研磨材、天然と石、油脂性研磨材、樹脂研磨と石、石材研磨と石等	-	2192 石こう(膏)製品		
2179 91	その他の研磨材・同製品(賃加工)	-	2192 11	焼石こう	t
2181 砕 石			2192 12	石こうボード、同製品 ラスボード、吸音ボード、化粧ボード等	m ²
2181 11	砕石 土木建築用砕石、玉石砕石、岩石砕石等	-	2192 13	石こうプラスタ製品 混合石こうプラスタ、ボード用石こうプラスタ等	t
2181 91	砕石(賃加工)	-	2192 19	その他の石こう製品 建築用装飾石こう製品、石こう美術品・置物等	-
2182 再 生 骨 材 (コンクリート塊を粉砕したもの)			2192 91	石こう製品(賃加工)	-
2182 11	再生骨材	-			
2182 91	再生骨材(賃加工)	-	2183 人 工 骨 材		
				注：天然骨材は219929に分類される。	
2183 11	人工骨材 焼成真珠岩、焼成けつ岩、焼成ひる石等	-	2183 11	人工骨材	-
2183 91	人工骨材(賃加工)	-			

中分類 21 - 窯業・土石製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2193 石 灰			2199 他に分類されない窯業・土石製品		
2193 11	生石灰	t	2199 11	台所・食卓用ほうろう鉄器	-
2193 12	消石灰	t		ほうろう引き食器、ほうろうなべ等	
2193 13	軽質炭酸カルシウム	t	2199 12	ほうろう製衛生用品	-
注：重質炭酸カルシウムは218611に分類される。				浴槽、洗面器、手洗器等	
2193 19	その他の石灰製品	-	2199 19	その他のほうろう鉄器	-
	焼成ドロマイト、ドロマイトプラスタ、			建築用ほうろう製品、電灯笠、ほうろう製	
	苦土石灰、貝灰、にかわ質炭酸カルシウム等			看板・標識、ほうろう製流し台・調理台等	
2193 91	石灰(賃加工)	-	2199 21	七宝製品	-
2194 鋳型(中子を含む)			2199 22	人造宝石(合成宝石、模造宝石、人造真珠、人造水晶を含む)	-
注：金型は269111～269119に、木型は329511に分類される。			2199 23	うわ薬	-
2194 11	鋳型(中子を含む)	-	2199 24	雲母板	-
2194 91	鋳型(中子を含む)(賃加工)	-	2199 29	その他の窯業・土石製品	-
				白墨、石筆、気硬性セメント、人造石	
				(樹脂を結合材とするもの)、荒壁用粘土、	
				鋳物用けい砂、かわら用粘土等	
			2199 91	他に分類されない窯業・土石製品	-
				(賃加工)	
			くず・廃物		
			7166 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 22 - 鉄鋼

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2200 銑鉄・原鉄・ベースメタル			2200 特殊鋼熱間圧延鋼材		
2211 11	高炉銑（製鋼用銑）	t	2211 42	工具鋼	t
2211 12	高炉銑（鋳物用銑）	t		炭素工具鋼、合金工具鋼、高速度鋼、 中空鋼、打刃物地鉄等	
2212 11	電気炉銑、小形高炉銑、再生炉銑（原 鉄、純鉄、ベースメタルを含む）	-	2211 43	構造用鋼	t
2212 91	電気炉銑（賃加工）	-		機械構造用炭素鋼、構造用合金鋼、 はだ焼鋼、強じん鋼等	
2200 粗鋼・鋼半製品			2200 特殊鋼冷間仕上鋼材		
2211 13	普通鋼粗鋼	t	2211 45	特殊鋼磨棒鋼（ドリルロッドを含む）	t
2211 14	普通鋼半製品	t	2211 46	特殊鋼冷延鋼板	t
2211 38	特殊鋼粗鋼	t	2211 47	特殊鋼冷延広幅帯鋼（幅600mm以上 でコイル状のもの）	t
2211 41	特殊鋼半製品	t	2211 48	特殊鋼磨帯鋼（幅600mm未満でコイ ル状のもの）	t
2200 普通鋼熱間圧延鋼材			2211 51	特殊鋼鋼線	t
2211 15	外輪・軌条、同附属品 圧延輪心、圧延車輪、フィッシュプレー ト、タイプレート等	t		PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線等	
2211 16	形鋼（鋼矢板、リム・リングバー、サッ シバーを含む）	t	2200 特殊鋼鋼管		
2211 17	管材	t	2211 52	特殊鋼熱間鋼管（ベンディングロール成 型によるものを除く）	t
2211 18	小形棒鋼 小形鉄筋用丸棒、小形鉄筋用異形棒等	t		注：ベンディングロール成型による鋼管は 244219に分類される。	
2211 21	大形・中形棒鋼	t	2211 53	特殊鋼冷けん鋼管	t
2211 22	線材、パーインコイル	t	2200 ミスロール		
2211 23	厚中板（厚さ3mm以上）	t	2211 54	ミスロール（普通鋼、特殊鋼）	t
2211 24	薄板（厚さ3mm未満でローモ板、電気 鋼板を含む）	t	2200 その他の鋼材		
2211 25	鋼帯 広幅帯鋼、帯鋼等	t	2211 59	その他の鋼材 溶接形鋼等	-
2200 普通鋼冷間仕上鋼材			賃加工		
2211 26	普通鋼磨棒鋼	t	2200 製鋼・圧延		
2211 27	普通鋼冷延鋼板（冷延ローモ板、再生 仕上鋼板を含む）	t	2221 91	粗鋼・鋼半製品（賃加工）	-
2211 28	普通鋼冷延電気鋼帯	t	2231 91	熱間圧延鋼材（賃加工）	-
2211 31	普通鋼冷延広幅帯鋼（幅600mm以上 でコイル状のもの）	t	2232 91	冷間圧延鋼材（賃加工）	-
2211 32	普通鋼磨帯鋼（幅600mm未満でコイ ル状のもの）	t	2233 91	冷間ロール成型形鋼（賃加工）	-
2211 33	冷間ロール成型形鋼 簡易鋼矢板、軽量形鋼等	t	2234 91	鋼管（賃加工）	-
2211 34	普通鋼鋼線 鉄線、硬鋼線、溶接棒心線等	t	2235 91	伸鉄（賃加工）	-
2200 普通鋼鋼管			2236 91	磨棒鋼（賃加工）	-
2211 35	普通鋼熱間鋼管（ベンディングロール成 型によるものを除く）	t	2237 91	引抜鋼管（賃加工）	-
	注：ベンディングロール成型による鋼管は 244219に分類される。		2238 91	伸線（賃加工）	-
2211 36	普通鋼冷けん鋼管（再生引抜鋼管を含 む）	t	2239 91	その他の鋼材（賃加工）	-
2211 37	普通鋼めっき鋼管	t			

中分類 22 - 鉄鋼

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2213 フェロアロイ			2253 鋳 鋼		
2213 11	フェロマンガン	t	2253 11	普通鋼鋳鋼(鋳放しのもの)(鋳鋼管を含む)	t
2213 12	シリコマンガン	t	2253 12	特殊鋼鋳鋼(鋳放しのもの)(鋳鋼管を含む)	t
2213 13	フェロクロム	t	2253 91	鋳鋼(賃加工)	-
2213 19	その他のフェロアロイ フェロシリコン、フェロニッケル、フェロ タングステン、フェロモリブデン、フェロ バナジウム、フェロチタン、スピーゲル、 カルシウムシリコン、シリコクロム、 フェロホスホル等	-	2254 鍛 工 品		
2213 21	フェロアロイ類似製品 ニッケルルッペ、酸化モリブデンブリケッ ト、タングステン酸カルシウムクリンカ等	-	2254 11	鍛工品	t
2213 91	フェロアロイ(賃加工)	-	2254 91	鍛工品(賃加工)	-
2241 亜鉛鉄板			2255 鍛 鋼		
2241 11	亜鉛めっき鋼板(亜鉛めっき帯鋼を含 む)	t	2255 11	普通鋼鍛鋼(打ち放しのもの)	t
2241 91	亜鉛めっき鋼板(賃加工)	-	2255 12	特殊鋼鍛鋼(打ち放しのもの)	t
2249 その他の表面処理鋼材			2255 91	鍛鋼(賃加工)	-
2249 11	ブリキ	t	2291 鉄鋼シャースリット		
2249 12	ティンフリースチール	t	注：鋼管、形鋼のシャースリットは229919に 分類される。		
2249 13	針金	t	2291 11	鉄鋼切断品(溶断を含む)	-
2249 14	亜鉛めっき硬鋼線(その他のめっき鉄鋼 線を含む)	t	2291 91	鉄鋼切断(賃加工)	-
2249 19	その他の表面処理鋼材 アルミめっき鋼板、亜鉛めっき形鋼、 ビニル鋼板等	t	2292 鉄スクラップ加工処理(非鉄金属スクラップ を除く)		
注：鋼板に亜鉛めっきした上で、さらにビニル塗 装したものは224111亜鉛めっき鋼板に分類さ れる。金属製品、機械部品等のめっきは2462 又は2464に分類される。			2292 11	鉄スクラップ加工処理品 製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャー リング、製鋼原料用スクラップシュレッ ダー、製鋼原料用鉄スクラップ化学処理等	-
2249 91	めっき鋼管(賃加工)	-	2292 91	鉄スクラップ加工処理(賃加工)	-
2249 92	その他の表面処理鋼材(賃加工)	-	2293 鋳 鉄 管		
2251 銑鉄鋳物(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)			2293 11	鋳鉄管	t
2251 11	機械用銑鉄鋳物	t	2293 91	鋳鉄管(賃加工)	-
2251 19	その他の銑鉄鋳物 日用品等	t	2299 他に分類されない鉄鋼品		
2251 91	銑鉄鋳物(賃加工)	-	2299 11	鉄粉、純鉄粉	-
2252 可 鍛 鋳 鉄			2299 19	その他の鉄鋼品 純鉄圧延、ペレット等	-
2252 11	機械用可鍛鋳鉄鋳物	t	2299 91	他に分類されない鉄鋼品(賃加工)	-
2252 12	可鍛鋳鉄製鉄管継手(フランジ形を含 む)	t	金 属 く ず		
2252 19	その他の可鍛鋳鉄鋳物 合金可鍛鋳鉄、靴底金等	t	2211 68	鉄くず	t
2252 91	可鍛鋳鉄鋳物(賃加工)	-	く ず ・ 廃 物		
			7266 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 23 - 非鉄金属

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品名及び賃加工品名			数量単位名		
2311 銅第1次製錬・精製品								
2311 11	粗銅	t						
2311 12	電気銅、さお銅（ピレット、ケーキを含む）	t						
2311 91	銅第1次製錬・精製（賃加工）	-						
2312 亜鉛第1次製錬・精製品								
2312 11	亜鉛地金	t						
2312 91	亜鉛第1次製錬・精製（賃加工）	-						
2319 その他の非鉄金属第1次製錬・精製品								
2319 11	鉛地金	t						
2319 12	金地金	g						
2319 13	銀地金	kg						
2319 19	その他の非鉄金属（第1次製錬・精製によるもの）	-						
	アルミナ（酸化アルミニウム）、水酸化アルミニウム、アルミニウム地金、タングステン、チタン地金、すず地金、アンチモン（粗・酸化・硫化アンチモンを含む）、カドミウム、モリブデン、白金地金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ニッケル地金、ウラン、トリウム、マンガン、クロム、ゲルマニウム、セレン、シリコン、水銀、マグネシウム、タンタル等							
	注：金属ナトリウムは162119、金属カリウムは162923、金属カルシウムは162949に分類される。							
2319 91	その他の非鉄金属第1次製錬・精製（賃加工）	-						
2321 鉛第2次製錬・精製品（鉛合金を含む）								
2321 11	鉛再生地金（活字合金を含む）	t						
2321 12	はんだ、減摩合金	-						
2321 91	鉛第2次製錬・精製（賃加工）	-						
2322 アルミニウム第2次製錬・精製品（アルミニウム合金を含む）								
2322 11	アルミニウム再生地金、アルミニウム合金	t						
2322 91	アルミニウム第2次製錬・精製（賃加工）	-						
2329 その他の非鉄金属第2次製錬・精製品（非鉄金属合金を含む）								
2329 11	金再生地金、金合金	g						
2329 12	銀再生地金、銀合金	kg						
2329 13	銅再生地金、銅合金	t						
2329 14	亜鉛再生地金、亜鉛合金	t						
2329 19	その他の非鉄金属再生地金、同合金	-						
	すず再生地金、すず合金、ニッケル再生地金、ニッケル合金、チタン合金等							
2329 91	その他の非鉄金属第2次製錬・精製（賃加工）	-						
2331 伸銅品								
2331 11	銅伸銅品	t						
2331 12	黄銅伸銅品	t						
2331 13	青銅伸銅品	t						
2331 19	その他の伸銅品（洋白伸銅品を含む）	-						
2331 91	伸銅品（賃加工）	-						
2332 アルミニウム・同合金圧延品（抽伸、押出しを含む）								
2332 11	アルミニウム圧延製品	t						
	板、円板、条等							
2332 12	アルミニウム押出し品（抽伸品を含む）	t						
	管、棒、型材、線等							
2332 13	アルミニウムはく	t						
	注：打はくは249915に分類される。							
2332 91	アルミニウム・同合金圧延（賃加工）	-						
2339 その他の非鉄金属・同合金圧延品（抽伸、押出しを含む）								
2339 11	鉛管・板	t						
2339 12	亜鉛・同合金展伸材（亜鉛板、亜鉛合金板を含む）	t						
2339 13	金・同合金展伸材	g						
2339 14	銀・同合金展伸材	kg						
2339 15	白金・同合金展伸材	g						
2339 16	ニッケル・同合金展伸材	t						
2339 19	その他の非鉄金属・同合金展伸材	-						
	マグネシウム展伸材、チタン展伸材、タングステン展伸材、すず展伸材、モリブデン展伸材等							
2339 91	その他の非鉄金属・同合金圧延（賃加工）	-						

中分類 23 - 非鉄金属

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2341 電線・ケーブル（光ファイバケーブルを除く）			2352 非鉄金属鋳物（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）		
2341 11	銅荒引線	t	2352 11	アルミニウム・同合金鋳物	t
2341 12	銅裸線 丸線、トロリ線、平角線、より線、銅編組線、銅合金線、銅覆鋼線等	t	2352 19	その他の非鉄金属鋳物 亜鉛鋳物、マグネシウム鋳物等	-
2341 13	銅被覆線 コード、船用線、キャプタイヤ、機ひも、カンブリック線、屋外ビニル線、屋内ビニル線、ビニルコード、制御用ビニル線、通信用ビニル線、制御用ポリエチレン線、クロロプレン配電線、クロロプレン口出線、クロロプレンキャプタイヤ、ブチルゴム線等	導体 t	2352 91	非鉄金属鋳物（賃加工）	-
2341 14	巻線 綿・絹巻線、ガラス巻線、紙巻線、エナメル線、ホルマール線、ポリエステル線、合成エナメル線等	導体 t	2353 アルミニウム・同合金ダイカスト		
2341 15	電力ケーブル ベルト形紙ケーブル、S L形紙ケーブル、ガス圧ケーブル、OFケーブル、パイプ形ケーブル、ポリエチレン電力ケーブル、ブチルゴム電力ケーブル等	導体 t	2353 11	アルミニウム・同合金ダイカスト	t
2341 16	通信ケーブル 市内ケーブル、市外ケーブル、搬送ケーブル、プラスチック市内ケーブル、プラスチック市外ケーブル、プラスチック高周波同軸ケーブル、プラスチック局内ケーブル、幹線用同軸ケーブル等	導体 t	2353 91	アルミニウム・同合金ダイカスト（賃加工）	-
導体トン（導体t）： 電線、電力ケーブルなどの被覆部分を除いた重量です。			2354 非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
2341 17	アルミニウム荒引線	t	2354 11	亜鉛ダイカスト	t
2341 18	アルミニウム線（アルミニウム荒引線を除く）	t	2354 19	その他の非鉄金属ダイカスト 銅ダイカスト、マグネシウムダイカスト等	-
2341 91	電線・ケーブル（賃加工）	-	2354 91	非鉄金属ダイカスト（賃加工）	-
2342 光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む）			2355 非鉄金属鍛造品		
2342 11	光ファイバコード（心線を含む）	-	2355 11	非鉄金属鍛造品	-
2342 12	光ファイバケーブル（複合ケーブルを含む） 光架空地線、通信複合ケーブル	-	2355 91	非鉄金属鍛造品（賃加工）	-
注：石英系光ファイバ素線は211713、プラスチック系光ファイバ素線は183111に分類される。電力ケーブルと複合した光複合ケーブルは234212に分類される。			2391 核燃料		
2342 91	光ファイバケーブル（賃加工）	-	2391 11	核燃料 核燃料成形加工（濃縮、再処理を含む）	-
2351 銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）			2391 91	核燃料（賃加工）	-
2351 11	銅・同合金鋳物	t	2399 他に分類されない非鉄金属		
2351 91	銅・同合金鋳物（賃加工）	-	2399 11	銅・同合金粉	-
			2399 12	アルミニウム・同合金粉	-
			2399 19	その他の非鉄金属・同合金粉 金・銀・同合金粉等	-
			2399 21	銅、鉛、亜鉛、ニッケル、すず等粗製品 マット、焼鉱、煙灰、銅さい、鉛さい、亜鉛さい、ニッケルさい、貴金属粗製品、チタン粗製品等	-
			注：粗銅は231111に分類される。		
			2399 29	その他の非鉄金属製品 シリコンウエハ（表面研磨を行う前のスライスをしただけのもの）、非鉄金属シャーリング等	-
			注：シリコンウエハ（表面研磨をしたもの）は289913に分類される。		
			2399 91	他に分類されない非鉄金属（賃加工）	-
			金属くず		
			2399 31	非鉄金属くず	-
			くず・廃物		
			7366 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 24 - 金属製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品		2423 14	はさみ	-
2411 11	1 8リットル缶	t	2423 15	工匠具	-
2411 12	食缶（缶詰用缶）	t		のみ、かんな、きり、金づち、まさかり、 おの、ギムネ、彫刻刃等	
2411 19	その他のめっき板製容器 アイスクリーム缶、取枠、巻枠、牛乳輸送 用容器、ケーシング、パッケージ、化粧用 容器、エアゾール缶等	-	2423 16	つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ、 パール（園芸用を含む）	-
	注1：打抜プレス加工製品は245111～245219に 分類される。		2423 19	その他の利器工匠具、手道具	-
	注2：アルミニウム製飲料用缶の製造は245113 に分類される。			缶切、かつお節削り器、つめ切、石工用手 道具、こて、とび口、宝石加工手道具等	
2411 29	その他のめっき板製品 バケツ等	-	2423 91	利器工匠具・手道具（賃加工）	-
2411 91	ブリキ缶・その他のめっき板等製品（賃 加工）	-	2424 作 業 工 具		
			2424 11	作業工具	-
2421 洋 食 器				レンチ、ベンチ、ドライバ、ヤットコ、万 力（パイプ）、スパナ、プライヤ、金床、 パイプねじ切器、手動研磨機、トーラン プ、携帯電気ドリル用チャック等	
2421 11	食卓用ナイフ・フォーク・スプーン（め っき製を含む）	-		注1：刃物、工匠具、手道具は242311～242319、 農業用器具は242611、のこぎりは242511 に分類される。	
	注：貴金属製又は貴金属めっきのナイフ・フォ ーク・スプーンは321911に分類される。			注2：ジャッキ（自動車用）は272112に分類され る。	
2421 19	その他の洋食器 盆、食器等	-	2424 12	やすり	-
2421 91	洋食器（賃加工）	-		注1：ライター用やすりは249919に、研磨布紙は 217311に分類される。	
				注2：目立、目付等は242491に分類される。	
2422 機 械 刃 物			2424 91	作業工具（賃加工）	-
	注：機械工具は2664に分類される。		2425 手引のこぎり・のこ刃		
2422 11	鋼板せん断用刃物（シャープレード）	-	2425 11	手引のこぎり	-
2422 12	合板・木材加工機械用刃物	-	2425 12	金切のこ刃	-
2422 19	その他の機械刃物 たばこ製造機械用刃物、製紙・繊維工業用 刃物、製本機械用刃物、セルロイド製造機 械用刃物、抜型等	-	2425 19	その他ののこ刃 製材用のこ刃、糸のこ刃等	-
2422 91	機械刃物（賃加工）	-		注：金切のこ盤ののこ刃は266311、製材機械、木 材加工機械ののこ刃は264214に分類される。	
2423 利器工匠具・手道具（やすり、のこぎり、食 卓用刃物を除く）			2425 91	手引のこぎり・のこ刃（賃加工）	-
	注1：やすりは242412、のこぎりは242511、の こ刃は242512、242519、食卓用ナイフは 242111に分類される。		2426 農業用器具（農業用機械を除く）		
	注2：理髪用はさみは242311に、医療用はさみは 274111に分類される。		2426 11	農業用器具	-
2423 11	理髪用刃物 バリカン、日本カミソリ、西洋カミソリ、 安全カミソリ、理髪用はさみ等	-		くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こ て、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養 蚕用機器・養さん用機器・養蜂機器（金属 製）等	
2423 12	ほう丁	-		注：土木工事用器具、園芸用器具は242316に分 類される。	
2423 13	ナイフ類 ポケットナイフ、狩猟用ナイフ、果物ナイ フ等	-	2426 12	農業用器具部分品	-
			2426 91	農業用器具・同部分品（賃加工）	-

中分類 24 - 金属製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2429 その他の金物類			2433 温風・温水暖房装置		
2429 11 錠、かぎ	組かぎ、南京錠、手錠、電子ロック、合鍵、クレセント等	-	2433 11 温風暖房機（熱交換式のもの）	ガス温風暖房機等	台
2429 12 建築用金物	ドアチェック、ブラケット、丁番、ハンドル、戸車等	-	2433 12 温水ボイラ	注：工業用ボイラは2511に分類される。	台
2429 13 架線金物	送変電用、配電用等	-	2433 13 放熱器、ユニットヒータ	注：自動車用ラジエータは311314に分類される。	-
2429 19 他に分類されない金物類	家具用金具、馬具用金具、トランク用金具、小箱用金具、車両用金具、袋物用金具、キャスター等	-	2433 91 温風・温水暖房装置（賃加工）		-
	注1：くぎ、靴くぎは2471に分類される。		2439 その他の暖房・調理装置（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）		
	注2：カーテンレールは139211に分類される。		2439 11 暖房用・調理用器具	こんろ、石炭ストーブ、温水器、蒸気釜等	-
2429 91 その他の金物類（賃加工）		-	2439 12 太陽熱利用機器	太陽熱温水器、太陽熱集熱器等	-
2431 配管工専用附属品（バルブ、コックを除く）			2439 19 その他の暖房・調理装置部分品	注：電気機械器具は2931、2939、ガス機器、石油機器は2432に分類される。	-
2431 11 金属製管継手	エルボー、チー、ソケット、ニップル、フランジ等	-	2439 91 その他の暖房・調理装置・同部分品（賃加工）		-
	注1：可鍛鋳鉄製鉄管継手は225212に分類される。		2441 鉄 骨		
	注2：蛇口は全て259213に分類される。		2441 11 鉄骨		t
2431 12 金属製衛生器具	シャワー、手洗用給水器、ロータンク等	-	2441 12 軽量鉄骨		t
2431 13 その他の配管工専用附属品	ノズル、噴水口、排水管、止め栓等	-	2441 91 鉄骨（賃加工）		-
2431 91 配管工専用附属品（賃加工）		-	2442 建設用金属製品（鉄骨を除く）		
2432 ガス機器・石油機器			2442 11 橋りょう		t
	注：家庭用、営業用を含む。		2442 12 鉄塔		t
2432 11 ガスこんろ		台	2442 13 水門		t
2432 12 ガス風呂釜（バーナ付の一体のものを含む）		-	2442 19 その他の建設用金属製品	メタルフォーム、はしご（可搬式のものを除く）、水圧鉄管、浮ドック、浮さん橋、ガードレール、鋼管（ベンディングロール成型によるもの）、階段、鋼板煙突、金属格子等	-
2432 13 ガス湯沸器		台		注：板金製タンクは244611に、板金製煙突は244619に分類される。	
2432 14 ガス炊飯器		台	2442 91 建設用金属製品（賃加工）		-
2432 19 その他のガス機器（温風暖房機を除く）	ガスレンジ、ガスストーブ、ガス風呂用バーナ、ガス冷蔵庫、ガスグリル等	-	2443 金属製サッシ・ドア		
2432 21 石油ストーブ	石油ストーブ、石油ファンヒータ等	-		注：建築用金物は242912に分類される。	
2432 29 その他の石油機器（温風暖房機を除く）	石油こんろ、石油風呂釜、石油風呂用バーナ、石油給湯器等	-	2443 11 住宅用アルミニウム製サッシ		-
2432 31 ガス機器・石油機器の部分品・附属品		-	2443 12 ビル用アルミニウム製サッシ		-
2432 91 ガス機器・石油機器・同部分品・附属品（賃加工）		-	2443 19 その他のアルミニウム製サッシ		-
			2443 21 アルミニウム製ドア		-
			2443 22 金属製サッシ・ドア		-
			2443 23 シャッタ		-
			2443 91 金属製サッシ・ドア（賃加工）		-

中分類 24 - 金属製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2444 鉄骨系プレハブ住宅			2451 11	アルミニウム製機械部分品（機械仕上げをしないもの）	-
2444 11	鉄骨系プレハブ住宅	-		自動車車体部品、医療機械部品、電気機械部品、一般機械部品等	
	注1：気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用のプレハブ住宅を含む。		2451 12	アルミニウム製台所・食卓用品	-
	注2：ユニット系プレハブ住宅は329914に分類される。			注：アルミホイル（圧延しているもの）は233213のアルミニウムはくに分類される。	
2444 12	ユニットハウス	-	2451 13	アルミニウム製飲料用缶	-
	金属製組立家屋（プレハブ住宅を除く）、組立家屋材料（金属製）（プレハブ住宅を除く）		2451 19	その他の打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品	-
2444 91	鉄骨系プレハブ住宅（賃加工）	-		アルミ王冠等	
2445 建築用金属製品（サッシ、ドア、建築用金物を除く）			2451 91	打抜・プレス加工アルミニウム・同合金製品（賃加工）	-
2445 11	メタルラス	-	2452 金属プレス製品（アルミニウム・同合金を除く）		
2445 12	建築用板金製品	-		注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し	
	ベンチレータ、天窗、雨戸、とい、雪止等			のものは245211に、プレス後、切削、穴明、研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部分品・取付具・附属品に分類される。ただし、245212～245219については、プレス後の機械加工の有無を問わない。	
2445 19	その他の建築用金属製品	-	2452 11	打抜・プレス機械部分品（機械仕上げをしないもの）	-
	装飾用金属製品、化粧棚、カーテンウォール、金属製物置、金属製日よけ等			自動車車体部品、医療機械部品、電気機械部品、一般機械部品等	
2445 91	建築用金属製品（賃加工）	-	2452 12	王冠	-
2446 製缶板金			2452 19	その他の打抜・プレス金属製品	-
	注1：ブリキ製品は241111～241129に分類される。			ほうろう素地、湯たんぽ、懐炉、便器、台所用品、食卓用品等	
	注2：容量400リットル未満はドラム缶・コンテナに分類し、400リットル以上はタンクに分類される。		2452 91	打抜・プレス加工金属製品（賃加工）	-
2446 11	板金製タンク	t	2453 粉末や金製品		
2446 12	高压容器（ポンペ）	t	2453 11	粉末や金製品	-
2446 13	ドラム缶	t		超硬チップ、機械部分品（粉末や金によるもの）等	
	注：ドラム缶の更生品は249919に分類される。			注1：焼結の行為が必要。	
2446 14	コンテナ	-		注2：磁性材部品は289911に、粉末や金以外の超硬工具は266412に分類される。	
2446 19	その他の製缶板金製品	-	2453 91	粉末や金製品（賃加工）	-
	板金製容器、板金パイプ、重ね板、板金製煙突、ダクト、浴槽、流し台上部、まき・コークス・石炭用風呂釜等		2461 金属製品塗装		
2446 91	製缶板金製品（賃加工）	-	2461 91	金属製品塗装・エナメル塗装・ラッカー塗装（賃加工）	-
2446 92	金属板加工（賃加工）	-	2462 溶融めっき（表面処理鋼材めっきを除く）		
	溶断、折り曲げ、ろう付き、溶接等		2462 91	溶融めっき（賃加工）	-
	注：製造加工の一工程として他事業所のために溶接のみを行う事業所は、当該製品の賃加工に分類されるが、各種の溶接を行うため主な製品の判定ができない事業所は、一括して244692に分類される。なお、修理のために行う溶接は非製造業（修理業）となる。			亜鉛・すずめっき（成形品に行うもの）	
2451 アルミニウム・同合金プレス製品				注：鋼材めっきは2241、2249に分類される。	
	注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し		2463 金属彫刻		
	のものは245111に、プレス後、切削、穴明、研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部分品・取付具・附属品に分類される。ただし、245112～245119については、プレス後の機械加工の有無を問わない。		2463 11	金属彫刻品	-
				なつ染ロール彫刻、印刷ロール彫刻等	
			2463 91	金属彫刻（賃加工）	-

中分類 24 - 金属製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2464	電気めっき（表面処理鋼材めっきを除く）	-	2481 91	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等（賃加工）	-
2464 91	電気めっき（賃加工）	-			
	注：鋼材めっきは2241、2249に分類される。				
2465	金属熱処理	-	2491	金庫	-
2465 11	金属熱処理品	-	2491 11	金庫	-
	機械部品・鋼材・非鉄金属熱処理品等		2491 12	金庫の部分品・取付具・附属品	-
2465 91	金属熱処理（賃加工）	-		注：錠、かぎは242911に分類される。	
			2491 91	金庫・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2469	その他の金属表面処理	-	2492	金属製スプリング	-
2469 19	その他の金属表面処理	-	2492 11	かさね板ばね	t
	金属腐食加工品、金属張加工品、アルマイ ト加工品等		2492 12	つるまきばね	t
2469 91	陽極酸化処理（賃加工）	-		注：熱間成形のもの。	
2469 92	金属張り（賃加工）	-	2492 13	線ばね	t
2469 93	金属研磨、電解研磨、シリコン研磨（賃加工）	-		注：冷間成形のもの。	
2469 94	その他の金属表面処理（賃加工）	-	2492 14	うす板ばね	t
	パーカーライジング、防錆処理加工等			ぜんまいばね、がん具用ばね等	
2471	くぎ	-	2492 19	その他のばね	-
2471 11	鉄丸くぎ	t		ねぢり棒ばね、ばね座金、ワイヤスプリ ング等	
	建築用、荷造り用等			注：時計用ばねは323121に分類される。	
2471 12	鉄特殊くぎ	t	2492 91	金属製スプリング（賃加工）	-
	スクリュークギ、二重頭くぎ、コンクリ ートくぎ、ステンレスくぎ、亜鉛めっきくぎ、 カラーくぎ、ケミカルくぎ、トチカン等		2499	他に分類されない金属製品	-
2471 19	その他のくぎ	-	2499 11	金属製パッキン、ガスケット（非金属併 用を含む）	-
	非鉄金属製くぎ、馬ていくぎ、船くぎ、銅 くぎ等		2499 12	金属板ネームプレート	-
2471 91	くぎ（賃加工）	-	2499 13	フレキシブルチューブ	-
2479	その他の金属線製品	-	2499 14	金属製押し出しチューブ	-
2479 11	鉄製金網（溶接金網、じゃかごを含む）	t	2499 15	金属はく（打はく）	-
	ビニル被覆金網、ステンレス金網等			注：圧延による金属はくは中分類 - 23非鉄金属 に分類される。	
2479 12	非鉄金属製金網	t	2499 19	その他の金属製品	-
2479 13	ワイヤロープ（鋼より線を含む）	t		アセチレンランプ、石油ランプ、ガスラン プ、カンテラ、ベル、ゴング、空き缶から の更生鉄板、木炭アイロン、こん包用帯鉄、 剣山、ドラム缶更生品、18リットル缶更生 品、ライター用やすり、鎖、金属反射鏡、 はしご（可搬式のもの）、保安帽（帽体）、 脚立等	
2479 14	PC鋼より線	t		注：電気照明器具は294211～294221に分類 される。	
2479 15	溶接棒	t	2499 91	他に分類されない金属製品（賃加工）	-
2479 19	他に分類されない線材製品	-			
	有刺鉄線、ワイヤチェーン、ワイヤラス、 ビニル被覆鉄線、台所用品、ハンガー（金 属製）、自動車用タイヤチェーン、たが等		2211 68	鉄くず	t
2479 91	その他の金属線製品（賃加工）	-	2399 31	非鉄金属くず	-
2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等	-	くず・廃物	-	
2481 11	ボルト、ナット	t	7466 00	製造工程からでたくず・廃物	-
2481 12	リベット	t			
2481 13	座金（ワッシャ）	-			
2481 14	木ねじ、小ねじ、押しねじ	t			
2481 19	その他のボルト・ナット等関連製品	-			
	ターンバックル、トンネルボルト、割ピン、 鋸、犬くぎ、かすがい、スパイク等				
	注：時計用ねじは323121に分類される。				

中分類 25 - はん用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2511	ボ イ ラ		2521	ポンプ・同装置（消防用ポンプ、船用ポンプを含む）	
	注：温水ボイラは243312に分類される。			注1：自動車用燃料ポンプは311314、航空機 の原動機用ポンプは314213に分類される。	
2511 11	煙管ボイラ	台		注2：計量ポンプは273111に分類される。	
2511 12	水管ボイラ	台	2521 11	単段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台
2511 19	その他のボイラ（温水ボイラを除く） 丸ボイラ、鋳鉄製ボイラ等	-	2521 12	多段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台
2511 21	ボイラの部分品・取付具・附属品	-	2521 13	耐しょく性ポンプ（化学工業用特殊ポンプ）	台
2511 91	ボイラ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2521 14	家庭用電気ポンプ	台
2512	蒸気機関・タービン・水力タービン（船用を除く）		2521 19	その他のポンプ 斜流ポンプ、軸流ポンプ、回転ポンプ、往復ポンプ、深井戸ポンプ、水中ポンプ、手動ポンプ等	-
2512 11	蒸気タービン	台	2521 21	ポンプ、同装置の部分品・取付具・附属品	-
	注：船用蒸気タービンは313419に分類される。		2521 91	ポンプ・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2512 19	その他のタービン 水力タービン、ガスタービン、フランシスタービン、プロペラタービン、ペルトンタービン、斜流タービン等	-	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機	
2512 21	蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品	-	2522 11	往復圧縮機	台
2512 91	蒸気機関・タービン・水力タービン・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2522 12	回転圧縮機	台
2513	はん用内燃機関		2522 13	遠心圧縮機、軸流圧縮機	台
	注1：船用は313411～313419、航空機用は314211、自動車用、二輪自動車用は311311～311314に分類される。		2522 14	遠心送風機	台
	注2：内燃機関電装品は2922の各々に分類される。		2522 15	軸流送風機	台
2513 11	はん用ガソリン・石油機関（はん用ガス機関を含む）	台	2522 19	その他の送風機 回転送風機、ふいご、排風機等	-
2513 12	はん用ディーゼル機関	台	2522 22	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機の部分品・取付具・附属品	-
2513 13	はん用内燃機関の部分品・取付具・附属品	-	2522 91	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2513 91	はん用内燃機関・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2523	油圧・空圧機器	
2519	その他の原動機		2523 11	油圧ポンプ	台
2519 11	原子動力炉、同部分品・取付具・附属品	-	2523 12	油圧モータ	台
2519 19	他に分類されない原動機 風力機関、圧縮空気機関、水車（水力タービンを除く）、特殊車両用エンジン等	-	2523 13	油圧シリンダ	台
2519 91	その他の原動機（賃加工）	-	2523 14	油圧バルブ	-
			2523 19	その他の油圧機器 蓄圧機、増圧機、油圧アキュムレータ、油圧フィルタ等	-
			2523 21	油圧機器の部分品・取付具・附属品	-
			2523 31	空気圧機器（空気圧ユニット機器を含む） 空気圧フィルタ、空気圧シリンダ、空気圧ルブリケータ等	-
			2523 32	空気圧機器の部分品・取付具・附属品	-
			2523 91	油圧・空気圧機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

中分類 25 - はん用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2531 動力伝導装置（玉軸受、ころ軸受を除く）					
	注：玉軸受は259411又は259412に、ころ軸受は259413に分類される。				
2531 11	変速機 ギヤードモータ、チェーンモータ、歯車減速機、チェーン減速機、流体トルクコンバータ、増速機、モータプーリ等	-	2533 29	その他の物流運搬設備 索道、ロープウェイ、カーダンパ、ターンテーブル、動力ジャッキ、トラバサ、ダムウェータ、カーブッシャー、カープラー、リフト等	-
2531 12	歯車（プラスチック製を含む） 円筒歯車、かさ歯車、ウォームギヤ、ラック、内歯車、スプロケット等	-		注：自動立体倉庫装置で、各品目に分割できないユニット製品は、ここに分類される。	
2531 13	ローラチェーン 動力伝導用鎖（機械用、自動車用、オートバイ用、自転車用）	-	2533 31	物流運搬設備の部分品・取付具・附属品	-
2531 19	その他の動力伝導装置 平軸受、逆転機、クラッチ、カップリング、滑車、軸けい類、操舵機、ベルト調車等	-	2533 91	物流運搬設備・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2531 21	動力伝導装置の部分品・取付具・附属品	-	2534 工業窯炉		
2531 91	動力伝導装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		注：電気炉は292912に分類される。	
2532 エレベータ・エスカレータ			2534 11	工業窯炉 溶解炉、混銑炉、均熱炉、加熱炉、陶磁器・土器・ほうろく焼成窯、キューボラ等	-
2532 11	エレベータ 電動エレベータ、油圧エレベータ、手動エレベータ、家庭用エレベータ等	-	2534 12	工業窯炉の部分品・取付具・附属品	-
	注：自動車用エレベータは259619に分類される。		2534 91	工業窯炉・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2532 12	エスカレータ 注：動く歩道を含む。	-	2535 冷凍機・温湿調整装置		
2532 13	エレベータ・エスカレータの部分品・取付具・附属品	-		注：民生用電気冷蔵庫は293113、ウインド形・セパレート形エアコンディショナは293213に、カークーラ、カーエアコンは311318に、除湿器（民生用）は293219に分類される。	
2532 91	エレベータ・エスカレータ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2535 11	冷凍機 往復動式冷凍機、回転式冷凍機、遠心式冷凍機、吸収式冷凍機、コンデンシングユニット等	台
2533 物流運搬設備			2535 12	冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）	台
2533 11	天井走行クレーン	台	2535 13	エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形を除く） パッケージタイプエアコンディショナ等	台
2533 19	その他のクレーン ジブクレーン、橋形クレーン、円形クレーン、ケーブルクレーン、デリック、ロコモチブクレーン、槌形クレーン、フローチングクレーン、ローダ、アンローダ等	-	2535 19	その他の冷凍機応用製品 冷水機、除湿器（民生用を除く）等	-
2533 21	巻上機 船用ウィンチ、ホイスト、チェーンブロック、ウィンドラス、キャップスタン等	-	2535 21	冷却塔	-
2533 22	コンベヤ チェーンコンベヤ、ベルトコンベヤ、ローラコンベヤ、バケットコンベヤ、ニューマチックコンベヤ、スクリュウコンベヤ、空気コンベヤ等	-	2535 22	冷凍装置 冷蔵装置、凍結装置、製氷装置等	-
			2535 23	冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品	-
			2535 91	冷凍機・温湿調整装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

中分類 25 - はん用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名
2591 消火器具・消火装置			2594 玉軸受・ころ軸受（プラスチック製を含む）		
	注：消防用ポンプは252111～252119に分類される。			注：平軸受は253119に分類される。	
2591 11	消火器具、消火装置（消防自動車のぎ装 品を含む）	-	2594 11	ラジアル玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-
2591 12	消火器具・消火装置の部分品・取付具・ 附属品	-	2594 12	その他の玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-
2591 91	消火器具・消火装置・同部分品・取付具・ 附属品（貸加工）	-	2594 13	ころ軸受（軸受ユニット用を除く）	-
			2594 14	軸受ユニット	-
			2594 15	玉軸受・ころ軸受の部分品	-
				軸受用玉、軸受用保持器、軸受用ころ等	
			2594 91	玉軸受・ころ軸受・同部分品（貸加工）	-
2592 弁・同附属品			2595 ピストンリング		
	注：油圧バルブは252314に、自動車用バルブは 311329に、自転車用バルブは319116に、航 空機用バルブは314919に分類される。		2595 11	ピストンリング	-
2592 11	高温・高圧バルブ	t	2595 91	ピストンリング（貸加工）	-
2592 12	自動調整バルブ	t			
2592 13	給排水用バルブ・コック 給水せん、止水せん、分水せん、排水トラ ップ、蛇口等	t	2596 他に分類されないはん用機械・装置		
2592 14	一般用バルブ・コック ステンレス鋼製バルブ、鋳鋼製バルブ、鍛 鋼製バルブ、鋳鉄製バルブ、青銅製バルブ等	-	2596 11	重油・ガス燃焼装置（軽油を含む）	-
2592 15	バルブ・コック附属品	-		注：ボイラ用、工業窯炉用に限る。	
2592 91	弁・同附属品（貸加工）	-	2596 19	その他のはん用機械・同装置 自動給炭装置、潤滑装置、上水道処理装置、 潜水装置、駐車装置、自動車用代燃装置、 電線巻取機、旋回窓、自動車用エレベータ、 産業用焼却炉等	-
2593 パイプ加工・パイプ附属品			2596 29	他に分類されないはん用機械・同装置の 部分品・取付具・附属品	-
	注1：機械用金属製パイプ加工品に限る。		2596 91	他に分類されないはん用機械・同装置・ 同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-
	注2：金属製家具のパイプ加工品のうち板金パイ プは244619に、板金以外のパイプは 249919に分類される。		2599 各種機械・同部分品製造修理（注文製造・ 修理）		
2593 11	切断、屈曲、ねじ切等パイプ加工品（機械 用金属製パイプ加工品）	-	2599 19	他に分類されない各種機械部分品	-
2593 91	切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工（貸 加工）	-	2599 91	他に分類されない各種機械部分品（貸 加工）	-
			金属くず		
			2211 68	鉄くず	t
			2399 31	非鉄金属くず	-
			くず・廃物		
			7566 00	製造工程からでたくず・廃物	-

中分類 26 - 生産用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2611 農業用機械（農業用器具を除く）			2621 15	アスファルト舗装機械	台
	注1：建設用トラクタは262121に分類される。 注2：農業用器具は2426に分類される。			アスファルトプラント、アスファルトミキサ、アスファルトフィニッシャ、アスファルト散布機等	
2611 11	動力耕うん機、歩行用トラクタ（エンジンなしのもの及びガーデントラクタを含む）	台	2621 16	コンクリート機械	台
2611 12	農業用トラクタ	台		バッチャープラント、コンクリートミキサ、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサ、セメントガン、コンクリート舗装機械、コンクリートカッタ等	
2611 19	その他の整地用機器 すき、プラウ、砕土機、ハロー、リッジャー、鎮圧機等	-	2621 17	基礎工事用機械	台
2611 21	噴霧機、散粉機	-		くい打機、くい抜機、グラウトポンプ、アースオーガ等	
2611 22	田植機	台	2621 18	せん孔機	台
2611 29	その他の栽培用・管理用機器 施肥機、は種機、除草機、カルチベータ、ブロワースプレーヤ、芝刈機、散水機、簡易揚水機（ポンプを除く）、肥料散布機、土入機等	-		ワゴンドリル、ドリルジャンボ、ボーリングマシン、さく井機、チャンドリル等	
2611 31	農業用乾燥機	台	2621 21	建設用トラクタ	台
2611 32	コンバイン	台	2621 22	ショベルトラック	台
2611 39	その他の収穫調整用機器 脱穀機、初すり機、稲麦刈取機、牧草用機械、とうみ、万石、米選機、選果機等	-	2621 31	さく岩機	台
2611 41	飼料機器 飼料裁断機、飼料粉碎器、飼料配合機等	-		ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、コールピック、ジャックハンマ、オーガコールカッタ、油圧ブレーカ、コンクリート解体機等	
2611 49	その他の農業用機械 株切機、溝しゅん機、わら加工用機械、農業用自動爆音機、育すう装置、ふ卵装置等	-	2621 32	破砕機	-
2611 51	農業用機械の部分品・取付具・附属品	-		ジョークラッシャ、ジャイレトリクラッシャ、コーンクラッシャ、ロールクラッシャ、インパクトクラッシャ、ハンマークラッシャ等	
2611 52	農業用トラクタの部分品・取付具・附属品	-	2621 33	摩砕機、選別機	-
2611 91	農業用機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		ローラミル、スタンプミル、タンブリングミル、インパクトミル、エアームル、タワーミル、ロッドミル、ボールミル、エアロフローミル、ロックシルミル、パイプレーティングミル、とうた盤、とうた機、浮遊選別機、磁気選別機、ジグ、重液選別機等	
2621 建設機械・鉱山機械			2621 34	破砕機・摩砕機・選別機の補助機	-
2621 11	ショベル系掘さく機 パワーショベル、ドラグショベル、バケットホイール等	台		ふるい分機、分級機、フィーダ、ウォッシャ、カローコン、シクナ、ウェットサイクロン等	
2621 12	掘さく機（ショベル系を除く） ドラグライン、クラムシェル、トンネル掘進機等	台	2621 39	その他の建設機械・鉱山機械	-
2621 13	建設用クレーン クローラクレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン等	-		ホーベル、シャープナ、トラックミル、ポータブルクラッシングプラント、破断機、タンパーカ、鉄柱（非鉄金属製を含む）、カップ等	
	注：トラッククレーンのクレーン部分のみは253319に分類される。		2621 41	建設機械・鉱山機械の部分品・取付具・附属品	-
2621 14	整地機械 スクレーパ、グレーダ、ローラ、ランマ、タンパ、スタビライザ等	台	2621 42	建設用トラクタの部分品・取付具・附属品	-
			2621 91	建設機械・鉱山機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

中分類 26 - 生産用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2631 化学繊維機械・紡績機械			2634 12	製織機械・編組機械の部分品・取付具・ 附属品	-
	注：化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・ 附属品は263411へ分類される。			ワイヤーヘルド、ドロツパ、チンローラ、 シャトル、ジャカード、おさ、ドビー、 メリヤス針等	
2631 11	化学繊維機械	-	2634 13	染色整理仕上機械の部分品・取付具・附 属品	-
	紡糸機、後処理機械、延伸ねん糸機等		2634 91	繊維機械の部分品・取付具・附属品（賃 加工）	-
2631 12	精紡機	台	2635 縫製機械		
2631 19	その他の紡績関連機械	-		注1：高周波ミシンは296912に分類される。 注2：ミシンテーブルは131119に分類される。	
	カード、糸系機械、製綿機械、精織機械、 混打綿機械、洗毛機械、化炭機械、反毛機 械、前紡機械、粗紡機械、合ねん糸機械、 紡績用準備機、仮より機等		2635 11	家庭用ミシン	台
2631 91	化学繊維機械・紡績機械（賃加工）	-	2635 12	工業用ミシン	台
2632 製織機械・編組機械			2635 19	その他の縫製機械	-
	注：製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属 品は263412に分類される。			縫製準備工程機械（延反機、解反機、柄合 機、縫製用裁断機、目打機等）、毛糸手編 機械等	
2632 11	エアジェットルーム織機、ウォータージ ェットルーム織機	-	2635 21	縫製機械の部分品・取付具・附属品	-
2632 19	その他の織機	-	2635 91	縫製機械・同部分品・取付具・附属品 （賃加工）	-
	毛織機、麻織機、タオル織機、帆布織機、 重布織機、二重ピロード織機、テープ・リ ボン織機等		2641 食品機械・同装置		
2632 21	ニット機械	-	2641 11	穀物処理機械、同装置	-
	よこ編機、丸編機、靴下編機、たて編機等			精米麦機、押麦機、製粉機械、製めん機、 精穀機等	
2632 29	その他の編組機械	-	2641 12	製パン・製菓機械、同装置	-
	製網機、レース機、編ひも機、製網機、刺 しゅう機械等			はじきとうもろこし製造機械、チョコレ ート製造機械等	
2632 31	織物用準備機	-	2641 13	醸造用機械	-
	整経機、のり付機等			酒醸造用機械、しょう油醸造用機械、味そ 醸造用機械等	
2632 91	製織機械・編組機械（賃加工）	-	2641 14	牛乳加工・乳製品製造機械、同装置	-
2633 染色整理仕上機械				ミルク凝結機、蒸留機、クリームセパレ ータ、バタープリンタ、チーズハット、アイ スクリーム製造機等	
	注：染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品 は263413に分類される。		2641 15	肉製品・水産製品製造機械	-
2633 11	染色機、なっ染機	-		練製品製造機、肉ひき機、肉切機、ハム・ ソーセージ製造機、こんぶ加工機械、する め加工機、魚肉採取機、削節機、魚介類加 工機械、のり乾燥機等	
	ジッガー機、粹染め機、糸染め機等		2641 19	その他の食品機械・同装置	-
2633 12	仕上機械	-		製茶機械、油糧機械、ポテト皮はぎ機、合 成調理機、製糖機械、果実加工機械、コー ヒー機械、搾油機械、豆腐製造機械、野菜 加工機械、豆いり機、餅つき機（民生用は 293119に分類される。）等	
	幅出機、幅出乾燥機、起毛機、せん毛機、 樹脂加工機、カレンダ、防収縮加工機、コ ーティング機、ラミネーティング機、ディ ッピング機等		2641 21	食品機械・同装置の部分品・取付具・附 属品	-
2633 19	その他の染色整理仕上機械	-	2641 91	食品機械・同装置・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）	-
	整反機、霧吹き機、煮絨機、縮絨機、洗絨 機、ロータリープレス、精練漂白機等				
2633 91	染色・整理仕上機械（賃加工）	-			
2634 繊維機械部分品・取付具・附属品					
	注：縫製機械の部分品・取付具・附属品は263521 に分類される。				
2634 11	化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付 具・附属品	-			
	フルテッドローラ、リング、スピンドル、 針布、木管（紡績機械用）等				

中分類 26 - 生産用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2642 木材加工機械			2645 包装・荷造機械		
	注：電動工具（手持ち式）は266415に分類される。		2645 11 個装・内装機械		-
2642 11 製材機械		台		充てん機、缶詰・瓶詰機、シール機、ラベル貼り機、小箱詰機、上包機、ガス封入包装機、収縮包装機、洗瓶機、殺菌機、打せん機等	
2642 12 木材加工機械		台	2645 12 外装・荷造機械		-
	かんな盤、のこ盤、ほぞ取盤、くぎ打機械、面取盤、木工旋盤、木工フライス盤、組子取機械等			ケース詰機、ケースのり付機、テープ貼り機、アンケーサ、バンド掛け機、ひも掛け機、ボクサー、釘打機等	
2642 13 合板機械（繊維板機械を含む）		台	2645 13 包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品		-
	ベニヤレース、プレス、サンダ・ドライヤ、グルースプレッタ、クリッパ、スライサ等		2645 91 包装・荷造機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
2642 14 製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品		-			
2642 91 製材・木材加工・合板機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	2651 鑄造装置		
			2651 11 ダイカストマシン		台
2643 パルプ装置・製紙機械			2651 19 その他の鑄造装置		-
2643 11 パルプ製造機械、同装置		-		造型機、型込機、中子整形機、特殊型造型機、砂処理機械、製品処理機械等	
	割木機、碎木機、チップ、ビータ、パーカ、リファイナー等		2651 21 鑄型、鑄型定盤（製鉄、製鋼用に限る）		-
2643 12 抄紙機		台	2651 22 鑄造装置の部分品・取付具・附属品		-
	長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等		2651 91 鑄造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
2643 19 その他の製紙機械		-			
	断裁機、巻取機、コーティングマシン、スーパーカレンダー等		2652 化学機械・同装置		
2643 21 パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品		-	2652 11 ろ過機器		-
2643 91 パルプ装置・製紙機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	2652 12 分離機器		-
			2652 13 熱交換器（分縮機、熱換器を含む）		-
2644 印刷・製本・紙工機械			2652 14 混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機		-
	注：複写機は2711、その他の事務用機械器具は2719に分類される。		2652 15 反応機、発生炉、乾留炉、電解槽		-
2644 11 印刷機械		-		硝化機、発酵機、分解機、飽和機、転化機、重合機、オートクレーブ、凝固機等	
	とっ版印刷機、平版印刷機（B3判未満のオフセット印刷機は事務用機械器具に分類される。）、おう版印刷機、特殊印刷機、石版印刷機、亜鉛版印刷機等		2652 16 蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器		-
2644 12 製本機械		-	2652 17 乾燥機器		-
	断裁機、紙締機、折量機、表紙くるみ機、つづり機、紙折機等			注：赤外線乾燥装置、誘導加熱装置は292913に分類される。	
2644 13 紙工機械		-	2652 18 集じん機器		-
	製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、荷札製造機、紙コップ製造機等		2652 21 化学装置用タンク		-
2644 14 製版機械（活字鑄造機を含む）		-		浮屋根式タンク、固定式タンク、球形タンク等	
	活字鑄造機、写真植字機、植版機、ホエラー、ネガ乾燥機、腐食機、電子色分解装置（カラスキャナ）等		2652 22 環境装置（化学的処理を行うもの）		-
2644 15 印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品		-		重油脱硫装置、水質汚染防止機器、廃ガス処理装置等	
2644 91 印刷・製本・紙工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	2652 29 その他の化学機械、同装置		-
				圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、吸引器、洗浄機、抽出機等	
			2652 31 化学機械、同装置の部分品・取付具・附属品		-
			2652 91 化学機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

中分類 26 - 生産用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2653 プラスチック加工機械・同附属装置			2662 13	ベンディングマシン	台
	注：高周波ウェルダは296912に分類される。			ベンディングロール、ロールレベラ、成形 ロール、パイプフランジングロール、パイ プエキスパンディングロール、丸棒・角棒 きょう正機等	
2653 11	射出成形機	台	2662 14	液圧プレス	台
2653 12	押出成形機	台		コールドホッピングプレス、ダイスポッティ ングプレス、メタルパウダープレス等	
2653 19	その他のプラスチック加工機械、同附属 装置（手動式を含む）	-	2662 15	機械プレス	台
	圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、カレ ンダ、サーモフォーミング機、発泡成形機、 合成樹脂用溶接機及び応用装置（高周波ウェ ルダを除く）、タブレットマシン、ペレット 装置、グラニューレタ、コーティング機、プ ラスチック蒸着めっき装置等			タレットパンチプレス、スクリュープレ ス、クランクレスプレス、ナックルジョ イントプレス等	
2653 21	プラスチック加工機械・同附属装置の部 分品・取付具・附属品	-	2662 16	せん断機（シャーリングマシン）	台
2653 91	プラスチック加工機械・同附属装置・同 部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2662 17	鍛造機械	台
				ハンマ、ヘッジ、アプセッタ、リベッタ、 製釘機、フォーミングロール、製鋸機等	
2661 金属工作機械			2662 18	ワイヤフォーミングマシン	台
	注：金属工作機械の部分品・取付具・附属品は 266311に分類される。			ストランディング、ツイスティング、コイ ルワインディング、スプリングワインディ ングマシン、電線製造機械、伸線機等	
2661 11	数値制御旋盤	台	2662 21	ガス溶接・溶断機	-
2661 19	その他の旋盤	-		テルミット溶接機等	
2661 21	ボール盤	台		注1：アーク溶接機、抵抗溶接機は292111、 292112に分類される。	
2661 22	中ぐり盤	台		注2：超音波応用溶接機は296911に分類される。	
2661 23	フライス盤	台	2662 29	その他の金属加工機械	-
2661 24	研削盤	台		せん孔・プレス控孔式・押出式・ガス溶接 式・鍛接式製管機械、同装置、引抜製管機、 人力プレス、気圧プレス、スレッドローリ ングマシン、パイプロッド引抜機、シュリ ンキングマシン、コルゲーティングマシン、 マーキングマシン、スエージャ、バードロ イングマシン、金おさ機械、線引機等	
2661 25	歯切り盤、歯車仕上機械	台	2662 91	金属加工機械（賃加工）	-
2661 26	専用機	台			
2661 27	マシニングセンタ	台	2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附 属品（機械工具、金型を除く）		
2661 29	その他の金属工作機械	-		注：金属工作機械は2661に、金属加工機械は2662 に分類される。機械工具は2664に、機械用金 型は2691又は2692に分類される。	
	平削盤、形削盤、たて削盤、ブローチ盤、 キーみぞ盤、ホーニング盤、ラップ盤、パ フ盤、ポリッシング盤、金切のこ盤、と石 切断機、ねじ切盤、ねじ立盤、放電加工機、 研磨機等		2663 11	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	-
2661 91	金属工作機械（賃加工）	-	2663 12	金属圧延用ロール	-
			2663 13	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	-
2662 金属加工機械（金属工作機械を除く）			2663 91	金属工作機械用・金属加工機械用の部分 品・取付具・附属品（賃加工）	-
	注：金属加工機械の部分品・取付具・附属品は 266313に、金属圧延用ロールは266312に分 類される。				
2662 11	圧延機械、同附属装置	-			
	分塊圧延機、条鋼圧延機、線材圧延機、帯 鋼圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機等				
2662 12	精整仕上装置	-			
	酸洗い装置、洗浄装置、すず引装置、亜鉛 引装置、電気めっき装置等				

中分類 26 - 生産用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名
2664 機械工具（粉末や金製を除く）			2672 フラットパネルディスプレイ製造装置		
2664 11	特殊鋼切削工具 ドリル、リーマ、ミーリングカッタ、ギヤカッタ、ブローチ、タップ、ダイス、チェザ、ねじフライス、バイト、ソケット、エンドミル等	-	2672 11	フラットパネルディスプレイ製造装置 液晶パネルイオン注入装置、カラーフィルタ製造装置、薄膜製造装置、液晶パネルレジスト処理装置等	-
2664 12	超硬工具（粉末や金製を除く） バイト、ダイス、カッタ、鉋山用ビット、フライス、ドリル、リーマ、タップ、チェザ、ブローチ等	-	2672 12	フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品	-
注：粉末や金製超硬チップは245311に分類される。			2672 91	フラットパネルディスプレイ製造装置・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-
2664 13	ダイヤモンド工具 ドレッサ、バイト、ダイス、ガラス切ビット、かたさ試験機用圧子、グライディングホイール、カッティングソー、セグメント工具等	-	2691 金属用金型・同部分品・附属品		
2664 14	空気動工具 ハンマ、ドリル、グラインダ、レンチ、ドライバ、タッパ、エアーサンダ、サーキュラソー等	-	2691 11	プレス用金型	-
2664 15	電動工具 電気かんな、電気のかぎり、電気ドリル、電気グラインダ、ハンドシャワー等	-	2691 12	鍛造用金型	-
2664 16	治具、金属加工用附属品 定盤、Vブロック、工作用直定規等	-	2691 13	鋳造用金型（ダイカスト用を含む）	-
2664 19	その他の機械工具 キャリパー、ドリルチャック、ドリルソケット等	-	2691 19	その他の金属用金型・同部分品・附属品 粉末や金用金型等	-
2664 91	機械工具（貸加工）	-	2691 91	金属用金型・同部分品・附属品（貸加工）	-
2671 半導体製造装置			2692 非金属用金型・同部分品・附属品		
注：純水製造装置は2652、設計用装置は3039、検査用装置（電気計測器）は2971に分類される。			注：木型は329511に分類される。		
2671 11	ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置 アニール装置、ウェットエッチング装置、電子ビーム露光装置、ウェーハ熱処理装置、レジスト処理装置、ウェーハイオン注入装置等	-	2692 11	プラスチック用金型	-
2671 12	組立用装置 ダイシング装置、マウンティング装置、モールド装置、ワイヤボンディング装置等	-	2692 12	ゴム・ガラス用金型	-
2671 19	その他の半導体製造装置 ベーキング装置、マスク・レクチル製造用装置等	-	2692 19	その他の非金属用金型、同部分品・附属品 窯業用金型等	-
2671 21	半導体製造装置の部分品・取付具・附属品	-	2692 91	非金属用金型・同部分品・附属品（貸加工）	-
2671 91	半導体製造装置・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-	2693 真空装置・真空機器		
			2693 11	真空ポンプ	台
			2693 12	真空装置・真空機器（真空ポンプを除く） 真空冶金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等	台
			2693 13	真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品	-
			2693 91	真空装置・真空機器・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-
			2694 ロボット		
			2694 11	数値制御ロボット	-
			2694 19	その他のロボット マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット等	-
			2694 21	ロボット、同装置の部分品・取付具・附属品	-
			2694 91	ロボット・同装置の部分品・取付具・附属品（貸加工）	-

中分類 26 - 生産用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2699	他に分類されない生産用機械・同部分品		金属くず		
	注：包装機械は2645に分類される。		2211 68	鉄くず	t
2699 11	ゴム工業用機械器具	-	2399 31	非鉄金属くず	-
2699 12	ガラス工業用特殊機械 製瓶機械、レンズ研磨機等	-			
2699 19	その他の生産用機械器具	-	くず・廃物		
	注：半導体製造装置は2671に分類される。		7666 00	製造工程からでたくず・廃物	-
	たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用 特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、 製靴機械、石工機械、鉛筆製造機械、製革 工業用特殊機械、ラインホーラ、ネットホ ーラ、漁具用浮標、火薬充てん機械、製缶 機械、窯業用特殊機械、チェーンソー、産 業用銃、集材機械、いか釣り機械、オッタ ーボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨 機、白熱電球製造装置、マッチ製造機、の り刈取機、目立機械等				
2699 29	他に分類されない生産用機械器具の部分 品・取付具・附属品	-			
2699 91	他に分類されない生産用機械器具、同部 分品・取付具・附属品（賃加工）	-			

中分類 27 - 業務用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2711 複写機			2722 娯楽用機械		
2711 11	デジタル式複写機	台	2722 11	パチンコ、スロットマシン	-
2711 12	フルカラー複写機	台		パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、ス ロットマシン台等	
2711 19	その他の複写機	-	2722 12	ゲームセンター用娯楽機器	-
	静電間接式複写機、青写真機械、ハンディ コピー機等			アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、 業務用テレビゲーム機等	
2711 21	複写機の部分品・取付具・附属品	-	2722 13	遊園地用娯楽機器	-
2711 91	複写機・同部分品・取付具・附属品(賃 加工)	-		ジェットコースター、メリーゴーランド、 コーヒーカップ等	
2719 その他の事務用機械器具			2722 19	その他の娯楽用機械	-
	注1：事務用品は3261～3269の各々に分類され る。 注2：プログラム言語を使用する電子計算機は 3031に分類される。			自動麻雀卓、バッティングマシン、ボウリ ング装置等	
2719 11	金銭登録機(レジスタ)	-	2722 21	娯楽用機械の部分品・取付具・附属品	-
2719 19	他に分類されない事務用機械器具	-	2722 91	娯楽用機械・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)	-
	加算機、計算機、電子式卓上計算機、 ワードプロセッサ、タイプライタ、タイム レコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて 名印刷機、マイクロ写真機、チェックライ タ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分 類機、郵便集配機、印押機、オフセット印 刷機(B3判未満)、硬貨計算機、小切手 記入機、抹消機、シュレツダ、電動ホッチ キス、製図機械、電動穴あけ機、会計機 械、事務機械用プリンタ等		2723 自動販売機		
2719 21	その他の事務用機械器具の部分品・取付 具・附属品	-	2723 11	自動販売機	台
2719 91	その他の事務用機械器具・同部分品・取 付具・附属品(賃加工)	-		飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、 きっぷ自動販売機、日用品自動販売機等	
2721 サービス用機械器具			2723 12	自動販売機の部分品・取付具・附属品	-
2721 11	業務用洗濯装置	-	2723 91	自動販売機・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)	-
	ランドリーユニット、ドライクリーニング ユニット、洗濯機械装置、洗浄機械装置、 脱水機械、脱液機械装置、乾燥機械、脱臭 機械等		2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具		
2721 12	自動車整備・サービス機器	-	2729 11	自動改札機、自動入場機	台
	自動車電装品試験機器、自動車整備リフ ト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自 動車検査機器、自動車給油機器等		2729 19	他に分類されないサービス用・娯楽用機 械器具	-
2721 19	その他のサービス用機械器具	-		両替機、コインロッカー、自動ドア等	
	出前運搬機、業務用食器洗浄機、自動給茶 機等		2729 29	その他のサービス用・娯楽用機械器具の 部分品・取付具・附属品	-
2721 21	サービス用機械器具の部分品・取付具・ 附属品	-	2729 91	その他のサービス用・娯楽用機械器具・ 同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-
2721 91	サービス用機械器具・同部分品・取付具 ・附属品(賃加工)	-	2731 体積計		
			2731 11	積算体積計	-
				オイルメータ(積算式ガソリン量器を含む)、 ガスメータ(プロパン用を含む)、水量メ ータ、計量ポンプ等	
			2731 19	その他の体積計	-
				ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフ ラスコ、ピペット、血沈計等	
			2731 21	体積計の部分品・取付具・附属品	-
			2731 91	体積計・同部分品・取付具・附属品(賃 加工)	-

中分類 27 - 業務用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2732 はかり			2735 分析機器		
2732 11 はかり	電気抵抗線式はかり、誘導式はかり、電磁式はかり、手動天びん、等比皿手動はかり、棒はかり、手動指示はかり、ばね式はかり、自動はかり、分銅、おもり等	-	2735 11 光分析装置	吸収分光分析装置、発光分光分析装置、比色計等	-
2732 12 はかりの部分品・取付具・附属品		-	2735 19 その他の分析装置	電磁気分析装置、クロマト装置、蒸留・分離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス分析機器装置、電気化学分析装置等	-
2732 91 はかり・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-	2735 21 分析機器の部分品・取付具・附属品		-
			2735 91 分析機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-
2733 圧力計・流量計・液面計等			2736 試験機		
	注：工業計器は297211に分類される。		2736 11 材料試験機	金属材料試験機(硬度試験機、万能材料試験機、疲労試験機等)、セメント・コンクリート試験機、繊維材料試験機、ゴム試験機、プラスチック試験機、木材試験機、木炭材料試験機等	-
2733 11 圧力計	航空用指示圧力計(高度計、燃圧計)、記録式圧力計、分銅式標準圧力計、血圧計(電子血圧計を含む)、真空計、握力計等	-	2736 19 その他の試験機	動つり合試験機、動力試験機、構造物試験機、振動試験機、制動試験機、環境試験機等	-
2733 12 金属温度計	膨張式温度計、バイメタル式温度計、熱電温度計、抵抗温度計等	-	2736 21 試験機の部分品・取付具・附属品		-
2733 13 流量計	差圧流量計、面積式流量計、容積式流量計等	-	2736 91 試験機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-
2733 14 液面計(レベル計)		-	2737 測量機械器具		
2733 15 圧力計・流量計・液面計等の部分品・取付具・附属品		-	2737 11 ジャイロ計器、磁気コンパス		-
2733 91 圧力計・流量計・液面計等・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-	2737 19 その他の測量機械器具	測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機等	-
2734 精密測定器			2737 21 測量機械器具の部分品・取付具・附属品		-
2734 11 工業用長さ計	のぎす、バイトゲージ、デプスゲージ、マイクロメータ、ダイヤルゲージ、ブロックゲージ、ねじゲージ、限界ゲージ等	-	2737 91 測量機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-
2734 12 精密測定器	長さ測定器、角度測定器、ねじの測定器、歯車の測定器、投影機、面の測定器、平面度・直面度の測定器等	-	2738 理化学機械器具		
2734 13 精密測定器の部分品・取付具・附属品		-	2738 11 理化学機械器具	研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理、化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器(天体写真機、天頂儀、子午儀等)、地球物理学機器(重力計、磁力計等)等	-
2734 91 精密測定器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-	2738 12 理化学機械器具の部分品・取付具・附属品		-
			2738 91 理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		-

中分類 27 - 業務用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2739	その他の計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学機械器具	-	2742	歯科用機械器具	-
	注：電気式周波数計は297111に分類される。		2742 11	歯科用機械器具、同装置	-
2739 11	一般長さ計 直尺、曲り尺、巻尺、畳尺、れん尺、はさ み尺、物差し尺等	-		診察室用機械装置、鋼製器具、診療用機械 器具、技工用機械器具、同装置、きょう正 用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科 用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製 小物、歯科技工所用器具、歯科用バー等	-
	注：工業用長さ計は273411に分類される。			注：歯科用X線装置は296111に分類される。	
2739 12	光度計、光束計、照度計、屈折度計	-	2742 12	歯科用機械器具の部分品・取付具・附属品	-
2739 13	公害計測器 大気汚染計測器、水質汚濁計測器、悪臭計 測器、騒音・振動計測器等	-	2742 91	歯科用機械器具・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	-
2739 19	他に分類されない計量器・測定器・分析 機器・試験機・測量機械器具・理化学機 械器具	-	2743	医療用品（動物医療器械器具を含む）	-
	密度計、濃度計、比重計、粘度計、熱量計、 騒音計、位置計、周波数計、回転計、速さ 計、加速度計、面積計、放射線測定器、地 震計、電子温度計等	-	2743 11	医療用品	-
2739 21	温度計（ガラス製に限る） 体温計（電子体温計を含む）、普通水銀温 度計、温度計、ベックマン温度計、寒暖計 等	-		縫合糸、副木、整形材料、義し（肢）、検 眼用品、義眼、家庭用吸入器、人工血管、 松葉づえ、医療用コルセット、ギブス、脱 腸帯、健康帯、医療用接着剤、避妊用具等	-
2739 31	その他の計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学機械器具 の部分品・取付具・附属品	-		注：補聴器は302317に分類される。	
2739 91	その他の計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学機械器 具・同部分品・取付具・附属品（賃加 工）	-	2743 12	動物用医療器械器具、同部分品・取付具 ・附属品	-
2741	医療用機械器具	-		診断用機械器具、手術用機械器具、診療用 機械器具、標識用機械器具、家畜人工受精 用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用 保定器具等	-
	注1：ガラス製注射筒（目盛りなし）は211511、 プラスチック製注射筒（目盛りなし）は 189711に分類される。		2743 91	医療用品（動物用医療器械器具を含む） （賃加工）	-
	注2：医療用X線装置は296111に分類される。		2744	歯科材料	-
	注3：歯科用は274211に分類される。		2744 11	歯科材料	-
	注4：医療用電子応用装置は296211に分類され る。			歯科用金属、歯冠材料、義歯床材料、歯科 用接着充てん材料、歯科用印象材料、歯科 用研削・研磨材料、歯科用ワックス等	-
	注5：医療用計測器は297311に分類される。		2744 91	歯科材料（賃加工）	-
2741 11	医療用機械器具、同装置 医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手 術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔 器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、 注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人 工心肺装置、脱疫治療器、医療用針等	-	2751	顕微鏡・望遠鏡等	-
2741 12	病院用器具、同装置 手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、 保育器、光線治療器（レーザ応用治療装置 を除く）、機械台、保管設備、患者運搬車、 指圧器、医科用心卵器等	-	2751 11	望遠鏡	-
2741 13	医療用機械器具の部分品・取付具・附属品	-	2751 12	双眼鏡	-
2741 91	医療用機械器具・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	-	2751 13	顕微鏡、拡大鏡	-
			2751 14	顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附 属品	-
			2751 91	顕微鏡・望遠鏡等・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）	-

中分類 28 - 電子部品・デバイス・電子回路

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2811 電子管					
	注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。				
2811 11	マイクロ波管 クライストロン、マグネトロン、切換放電管、板極管等	個	2814 12	バイポーラ型集積回路 バイポーラ型計数回路、マイクロコンピュータ、マイクロプロセッサ等	-
2811 12	ブラウン管 テレビ用・電子計算機関連用・放送局用・ディスプレイモニター用等ブラウン管、陰極線管、記録管等	個	2814 13	モス型集積回路（論理素子） モス型CPU、MOS型MPU、ゲートアレイ、ディスプレイドライバ等	-
2811 19	その他の電子管 受信管、送信管、表示管、放電管、撮像管、光電管、X線管、整流管、自然冷却管、強制冷却管、電子銃等	-	2814 14	モス型集積回路（記憶素子） モス型メモリ、DRAM、SRAM、フラッシュメモリ等	-
2811 91	電子管（賃加工）	-	2814 19	その他のモス型集積回路 C-MOSイメージセンサ、CCD（電荷結合素子）等	-
2812 光電変換素子			2814 21	混成集積回路 厚膜ハイブリッドIC、薄膜ハイブリッドIC等	-
2812 11	発光ダイオード	-	2814 29	その他の集積回路	-
2812 12	レーザーダイオード	-	2814 91	集積回路（賃加工）	-
2812 19	その他の光電変換素子 カプラ・インタラプタ、フォトリソグラフィ、太陽電池セル等	-	2815 液晶パネル・フラットパネル		
2812 91	光電変換素子（賃加工）	-	2815 11	液晶パネル 液晶パネル、液晶モジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）、液晶素子等	-
2813 半導体素子			2815 12	プラズマディスプレイパネル プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）等	-
	注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		2815 19	その他のフラットパネル 有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等	-
2813 11	ダイオード 小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード、整流素子（100ミリアンペア未満のもの）等	-	2815 91	液晶パネル・フラットパネル（賃加工）	-
2813 12	整流素子（100ミリアンペア以上） ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等	-	2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品		
2813 13	シリコントランジスタ	-		注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。	
2813 14	トランジスタ（シリコントランジスタを除く） ゲルマニウムトランジスタ、電界効果形トランジスタ等	-		注2：複合部品には抵抗器、コンデンサ、変成器を組み合わせたものが分類される。	
2813 19	その他の半導体素子 サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等	-	2821 11	抵抗器 固定抵抗器、可変抵抗器、半固定抵抗器、抵抗減衰器等	-
2813 91	半導体素子（賃加工）	-	2821 12	固定コンデンサ 固定蓄電器、アルミ電解蓄電器、セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、タンタルコンデンサ等	-
2814 集積回路			2821 13	コンデンサ（固定コンデンサを除く） 可変コンデンサ、バリャブルコンデンサ等	-
	注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		2821 14	変成器 固定トランス（低周波、高周波トランス、スイッチング電源用トランス等）、可変トランス（フィルムトランス等）、コイル（インダクタ）、偏向ヨーク等	-
2814 11	線形回路 オペアンプ、電圧レギュレータ、産業用リニアIC、コンバータ等	-	2821 15	複合部品	-
			2821 91	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品（賃加工）	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2822 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ			2832 12	磁気ディスク(生のもの) フレキシブルディスク(フロッピーディスク)、リジッドディスク等	-
注1: 完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。			2832 13	磁気テープ(生のもの) 録音用テープ(カセット形、カートリッジ形、オープンリール形)、録画用テープ(同)、電子計算機用テープ(同)等	-
注2: 音響機械及び附属品(完成品)は3023に分類される。			2832 91	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ(生のもの)(賃加工)	-
注3: モータ(3W以上のもの)は2911の各々に分類される。			2841 電子回路基板		
2822 11	音響部品 スピーカ(コーン形、ホーン形、圧電形等)、イヤホンカートリッジ、マイクロホンカートリッジ、サウンダー、ブザー等	-	注: 基板に素子を実装したものは2842に分類される。		
2822 12	磁気ヘッド オーディオ用・ビデオ用・フロッピーディスク用・ハードディスク用磁気ヘッド等	-	2841 11	リジッドプリント配線板 多層プリント配線板、電子プリント板、両面プリント配線板、セラミックプリント配線板等	-
2822 13	小形モータ(3W未満のもの) マイクロモータ、サーボモータ、ステッピングモータ、超音波モータ等	-	2841 12	フレキシブルプリント配線板	-
2822 91	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ(賃加工)	-	2841 13	モジュール基板 セラミックモジュール基板、BGA基板、TAB基板、MCM基板等	-
2823 コネクタ・スイッチ・リレー			2841 19	その他の電子回路基板 メタルコアプリント配線板等	-
注1: 完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。			2841 91	電子回路基板(賃加工)	-
注2: 配線器具及び電力用を除く。			2842 電子回路実装基板		
2823 11	プリント配線板用コネクタ	-	2842 11	プリント配線実装基板 プリント回路板(片面、両面、多層)、フレキシブルプリント回路板、セラミック形プリント回路板等	-
2823 12	コネクタ(プリント配線板用コネクタを除く) 丸形コネクタ、角形コネクタ、高周波同軸用コネクタ、光コネクタ等	-	2842 12	モジュール実装基板	-
2823 13	スイッチ 信号切替用スイッチ、AC電源用スイッチ、検出用スイッチ、複合式スイッチ等	-	2842 91	電子回路実装基板(賃加工)	-
2823 14	リレー 信号用リレー、制御用リレー、高周波用リレー、特殊用リレー等	-	2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット		
2823 91	コネクタ・スイッチ・リレー(賃加工)	-	注: 完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		
2831 半導体メモリメディア			2851 11	スイッチング電源	-
2831 11	半導体メモリメディア SDメモリカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等	-	2851 12	テレビジョン用チューナ(ビデオ用を含む)	-
2831 91	半導体メモリメディア(賃加工)	-	2851 19	その他の高周波ユニット アンテナ(TV用、FM用、衛星用、自動車用、携帯電話用等)、分配・分岐・混合・整合器、ブースタユニット、ラジオ用チューナ等	-
2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ			2851 21	コントロールユニット リモコンユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット等	-
注: 録音・録画・情報記録済みの光ディスク・磁気ディスク・磁気テープは3296の各々に分類される。			注: がん具用のリモコンユニットは325131に分類される。		
2832 11	光ディスク(生のもの) 光磁気ディスク(MO, MD等)、CD-R/RW、DVD-R/RW等	-	2851 91	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット(賃加工)	-

中分類 28 - 電子部品・デバイス・電子回路

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2859	その他のユニット部品		2899 13	シリコンウエハ(表面研磨したもの) 注:シリコン多結晶、シリコン単結晶は231919 に分類される。また、研磨前のシリコンウエ ハは239929に分類される。	-
2859 11	液晶モジュール(他で生産されたパネル を用いるもの) 液晶タッチパネルユニット(他で生産された パネルを用いるもの)等	-	2899 19	他に分類されない通信機械器具の部分品・ 附属品 テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル、 インターホン部品、通信用プラグ、受信機 用部品等	-
2859 12	光ピックアップユニット・モジュール 光ピックアップユニット、光ピックアップ モジュール、DVDピックアップ等	-	2899 29	他に分類されない電子部品・デバイス・ 電子回路 整流器(電力用を除く)、圧電フィルタ、 分布定数回路、プラグ・ジャック(電力・配 線用を除く)、ソケット(電球用を除く)、 ヒューズ、端子板、光学ヘッド、プリンタ用 ヘッド、センサ及びセンサユニット、レーザ 素子等	-
2859 13	デジタルカメラモジュール 携帯電話用カメラモジュール、CCDカメ ラモジュール、C-MOSイメージセンサ モジュール等	-	2899 91	その他の電子部品・デバイス・電子回路 (賃加工)	-
2859 14	紙幣識別ユニット、貨幣区分ユニット	-		金属くず	
2859 19	他に分類されないユニット部品 プリンターユニット、磁気読み取りユニッ ト、HDヘッドユニット、キーボードユニッ ト等	-	2211 68	鉄くず	t
2859 91	その他のユニット部品(賃加工)	-	2399 31	非鉄金属くず	-
2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路			くず・廃物	
2899 11	磁性材部品(粉末や金によるもの)	-	7866 00	製造工程からでたくず・廃物	-
2899 12	水晶振動子(時計用を除く) 振動子、共振子及び発振子、水晶フィルタ等	-			

中分類 29 - 電気機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械		2912 14	計器用変成器 計器用変圧器及び変流器、変圧変流器、直 流変圧器等	台
	注1：交・直両用は交流を含む。 注2：自動車、航空機などの内燃機関用発電機、 電動機は2922に分類される。		2912 15	リアクトル、誘導電圧調整器	-
2911 11	タービン発電機（交流）	台	2912 16	変圧器類の部分品・取付具・附属品	-
2911 12	エンジン発電機（交流）	台	2912 91	変圧器類・同部分品・取付具・附属品（賃 加工）	-
2911 13	直流電動機（70W以上）	台	2913 電力開閉装置		
2911 14	单相誘導電動機（70W以上）	台	2913 11	継電器 保護継電器、制御継電器、電磁リレー等	-
2911 15	三相誘導電動機（70W以上）	台		注：電子機器用リレーは282314に分類される。	
2911 19	その他の交流電動機（70W以上） 同期電動機、整流子電動機、家庭ミシン用 電動機、変速電動機、クラッチ電動機等	-	2913 12	遮断器 配線用遮断器、漏電遮断器、油遮断器、磁 気遮断器、気中遮断器、空気遮断器、真空 遮断器、ガス遮断器、安全ブレーカ等	-
2911 21	直流・交流小形電動機（3W以上70W 未満） 直流・交流小形モータ、サーボモータ等	-	2913 13	開閉器 電力開閉器、電磁開閉器、電磁接触器、断 路器、柱上開閉器、制御器、始動器、マイ クロスイッチ、操作・検出スイッチ等	-
	注：小形電動機（3W未満）は282213に分類 される。			注：電子機器用スイッチは282313に分類される。	
2911 29	その他の小形電動機（3W以上70W未満） シンクロ電動機（セルシンモータ）、ステ ッピングモータ（パルスモータ）等	-	2913 14	プログラマブルコントローラ	-
2911 39	その他の発電機 直流発電機、水車発電機（交流）、電動発 電機等	-	2913 15	電力開閉装置の部分品・取付具・附属品	-
2911 49	その他の回転電気機械 原動機付発電機セット、高周波発電機、調 相機、周波数変換機（水銀整流器は292919 に分類される。）、信号発電機、風力発電 機、回転変換装置等	-	2913 91	電力開閉装置・同部分品・取付具・附属 品（賃加工）	-
2911 51	発電機・電動機・その他の回転電気機械 の部分品・取付具・附属品	-	2914 配電盤・電力制御装置		
2911 91	発電機・電動機・その他の回転電気機械・ 同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2914 11	配電盤 閉鎖型配電装置、高圧配電盤、低圧配電盤 等	-
2912 変圧器類（電子機器用を除く）			2914 12	監視制御装置 監視制御装置（上下水道用、道路用、産業 用、車両用、船用等）、補助リレー盤、中 央制御盤等	-
	注1：標準・非標準変圧器は送配電用の変圧器で 容量500KVAまでのものが291211、容量 500KVAを超えるものが291212に分類さ れる。 注2：電子機器用は282114に分類される。		2914 13	分電盤 住宅用分電盤、産業用分電盤等	-
2912 11	標準変圧器 送配電用変圧器、柱上変圧器等	台	2914 19	その他の配電盤・電力制御装置 避雷装置、抵抗器、密閉形ガス絶縁装置、 電磁クラッチ等	-
2912 12	非標準変圧器 油入り変圧器、乾式変圧器、ガス絶縁変圧 器等	台		注：電子機器用抵抗器は282111に分類される。	
2912 13	特殊用途変圧器 ネオン変圧器、水銀ランプ用変圧器、試験 用変圧器、コットレル用変圧器、スライダ ック及び定電流変圧器、信号用変圧器（ベ ル用は291519に分類される。）、昇圧器、 電気炉用変圧器等	台	2914 21	配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・ 附属品	-
			2914 91	配電盤・電力制御装置・同部分品・取付具 附属品（賃加工）	-

中分類 29 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2915 配線器具・配線附属品		
	注：配線器具用プラスチック製品は183111、 配線器具用陶磁器は214419に分類される。	
2915 11	小形開閉器 カットアウトスイッチ、解放ナイフスイッチ、カバー付きナイフスイッチ、箱開閉器等	千個
2915 12	点滅器 ロータリースイッチ、タンブラースイッチ、押ボタンスイッチ等	千個
2915 13	接続器 屋内用ソケット、コンセント、プラグ、コードコネクタ、タップ、レセプタクル、アダプタ、ローゼット、クラスタ等	千個
2915 19	その他の配線器具・配線附属品 電球保持器、ヒューズ、パネルボード、ベル用変圧器、端子、小形配線箱等	-
2915 91	配線器具・配線附属品（賃加工）	-
2921 電気溶接機		
	注1：超音波応用溶接機は296911に、高周波ウェルダは296912に、電子ビーム応用溶接機は296919に分類される。	
	注2：溶接棒は247915に分類される。	
2921 11	アーク溶接機 交・直流アーク溶接機、回転式アーク溶接機、自動アーク溶接機、アルゴンアーク溶接機、スタッド溶接機、高周波アーク溶接機等	台
2921 12	抵抗溶接機 スポット溶接機、シーム溶接機、バット溶接機、高周波抵抗・誘導溶接機等	台
2921 13	電気溶接機の部分品・取付具・附属品	-
2921 91	電気溶接機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2922 内燃機関電装品（ワイヤーハーネスを含む）		
	注1：自動車、航空機などの内燃機関電装品もここに分類される。	
	注2：内燃機関用ワイヤーハーネスは292221に分類される。	
2922 11	充電発電機	台
2922 12	始動電動機	台
2922 13	磁石発電機	台
2922 19	その他の内燃機関電装品 点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん（スパークプラグ）、点火せん用結線装置等	-
2922 21	内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品	-
2922 91	内燃機関電装品・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2929 その他の産業用電気機械器具（車両用、船舶用を含む）		
2929 11	コンデンサ（蓄電器） 電力用コンデンサ、産業機器用コンデンサ等 注：電子機器用コンデンサは282112に分類される。	-
2929 12	電気炉 アーク炉、誘導炉、乾燥炉、抵抗炉等	台
2929 13	産業用電熱装置 電熱乾燥装置、赤外線乾燥装置、誘導加熱装置、抵抗加熱装置等	-
2929 14	電力変換装置 系統用電力変換装置、高周波電源装置、無停電電源装置、電動機駆動用変換装置（インバータ等）等	-
2929 15	シリコン・セレン整流器	-
2929 19	その他の整流器 水銀整流器、ゲルマニウム整流器、接触整流器、管形整流器等	-
2929 29	その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品 はんだこて、電磁石、電磁チャック（保持器）、集電装置（パンタグラフ）等	-
2929 91	その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2931 ちゅう房機器		
2931 11	電気がま 電子炊飯ジャー、ジャー炊飯器 注：保温だけを目的とする電子ジャーは293119に分類される。	-
2931 12	電子レンジ オープンレンジ	-
2931 13	電気冷蔵庫 電気冷凍冷蔵庫	台
2931 14	電磁調理器（卓上型を含む） IH調理器、IHクッキングヒーター	-
2931 19	その他のちゅう房機器 電気こんろ、電気なべ、電気ポット、トースタ、ホットプレート、電気オープン、ジュース（ミキサを含む）、コーヒーメーカー、クッカー、食器洗い機、食器乾燥機、餅つき機、ディスプレイ等	-
2931 21	ちゅう房機器の部分品・取付具・附属品	-
2931 91	ちゅう房機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

中分類 29 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貸加工品番号	製造品名及び貸加工品名	数量単位名
2932 空調・住宅関連機器			2941 電 球		
2932 11	扇風機 卓上扇風機、天井扇風機等	台		注：部品は2999の各々に分類される。	
2932 12	換気扇 ウィンドファン、空調換気扇、レンジフード換気扇等	台	2941 11	一般照明用電球	千個
2932 13	エアコンディショナ ウィンド形、セパレート形等	台	2941 12	豆電球、クリスマスツリー用電球	千個
	注：パッケージ形エアコンディショナは253513に分類される。		2941 13	自動車用電球	-
2932 19	その他の空調・住宅関連機器 電気温水器、加湿器、除湿器、冷風扇、空気清浄機、家庭用タイムスイッチ等	-		注：自動車用ハロゲン電球は294119に、HIDランプは294129は分類される。	
2932 21	空調・住宅関連機器の部分品・取付具・附属品	-	2941 19	その他の電球 赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、反射形電球、ハロゲン電球等	-
2932 91	空調・住宅関連機器・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-	2941 21	蛍光ランプ 直管形、環形、電球形等	千個
			2941 29	その他の放電ランプ 水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ、キセノンランプ、HIDランプ、点灯管等	-
			2941 91	電球（貸加工）	-
2933 衣料衛生関連機器			2942 電気照明器具		
2933 11	電気アイロン	-	2942 11	白熱電灯器具	-
2933 12	電気洗濯機	台	2942 12	直管蛍光灯器具	-
2933 13	電気掃除機	台	2942 13	環形管蛍光灯器具	-
2933 19	その他の衣料衛生関連機器 ハンドクリーナ、床みがき機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレス等	-	2942 14	蛍光灯器具（直管、環形管を除く）	-
	注：家庭用電気ポンプは252114に分類される。		2942 15	水銀灯器具	-
2933 21	衣料衛生関連機器の部分品・取付具・附属品	-	2942 19	その他の電気照明器具 発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、点検灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウインカ等	-
2933 91	衣料衛生関連機器・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-	2942 21	電気照明器具の部分品・取付具・附属品 照明器具用安定器（スリムライン）、調光器等	-
			2942 91	電気照明器具・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-
2939 その他の民生用電気機械器具			2951 蓄 電 池		
2939 11	電気こたつ やぐらこたつ、家具調こたつ、あんか等	-	2951 11	鉛蓄電池 車両用バッテリー、自動車用蓄電池等	千個
2939 12	理容用電気器具 注：業務用を含む。	-	2951 12	アルカリ蓄電池 アルカリ電池、ニッカド電池等	千個
2939 13	電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）	台	2951 13	リチウムイオン蓄電池	千個
2939 19	他に分類されない民生用電気機械器具 電気ストーブ、電気カーペット、電気温風暖房機、電気火ばち、電気足温機、電気毛布、家庭用高周波等治療器、電動鉛筆削器等	-	2951 14	蓄電池の部分品・取付具・附属品 隔離盤、極板等	-
	注1：温風暖房機は243311、石油ファンヒータは243221に分類される。		2951 91	蓄電池・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-
	注2：電子体温計は273921に分類される。				
2939 29	その他の民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	-	2952 一次電池（乾電池、湿電池）		
2939 91	その他の民生用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-	2952 11	一次電池 積層マンガン乾電池、アルカリ乾電池、アルカリボタン電池、水銀乾電池、コイン形リチウム電池、湿電池、筒形マンガン乾電池等	-
			2952 12	一次電池の部分品・取付具・附属品	-
			2952 91	一次電池・同部分品・取付具・附属品（貸加工）	-

中分類 29 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2961 X	線装置		2971	電気計測器（別掲を除く）	
	注：電子部品は28の各々に分類される。			注1：電気・電子式以外の周波数計は273919に分類される。	
2961 11	医療用X線装置	-		注2：電子部品は28の各々に分類される。	
	診断用X線装置、歯科用X線装置、医療用X線CT装置等		2971 11	電気計器	-
2961 12	産業用X線装置	-		積算電力計、電流計、電圧計、電力計、力率計、周波数計、電力需給計器等	
	照射装置、計測装置、非破壊検査装置、異物検査装置、分析装置、透過写真撮影装置、産業用X線CT装置等		2971 12	電気測定器	-
2961 13	X線装置の部分品・取付具・附属品	-		電圧標準計、電流標準計、回路計、周波数測定器、電波及び空中線測定器、伝送量測定器、真空管特性測定器、位相測定器、波形分析器、試験装置の測定器等	
2961 91	X線装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2971 13	半導体・IC測定器	-
				ICテスター、半導体特性測定器、集積回路測定器等	
2962	医療用電子応用装置		2971 19	その他の電気計測器	-
	注：電子部品は28の各々に分類される。			物理量測定器、化学分析機器、地質探査装置、測定用補助機器等	
2962 11	医療用電子応用装置	-	2971 21	電気計測器の部分品・取付具・附属品	-
	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置（循環器用、腹部用を含む）、超音波ドプラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）、高周波及び低周波治療器（家庭用を除く）、CTスキャン（X線装置を除く）等		2971 91	電気計測器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2962 12	医療用電子応用装置の部分品・取付具・附属品	-			
2962 91	医療用電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	2972	工業計器	
				注：電子部品は28の各々に分類される。	
2969	その他の電子応用装置		2972 11	工業計器	-
	注1：高周波アーク・抵抗溶接機は2921の各々に分類される。			温度・熱量自動調節装置、圧力・真空自動調節装置、流体自動調節装置、液面自動調節装置、流体組成自動調節装置、自動燃焼制御装置、計測制御装置等	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。		2972 12	工業計器の部分品・取付具・附属品	-
2969 11	超音波応用装置	-	2972 91	工業計器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
	測深機、魚群探知機、探知機、探傷機、超音波加工機械、超音波応用溶接機、超音波洗浄装置等				
2969 12	高周波電力応用装置	-	2973	医療用計測器	
	高周波誘電加熱装置、高周波誘導加熱装置、高周波ウェルダ、高周波マシン等			注：電子部品は28の各々に分類される。	
2969 13	電子顕微鏡	-	2973 11	医療用計測器	-
2969 14	数値制御装置	-		生体物理現象検査用機器（体温・血圧等検査用モニタ等）、生体電気現象検査用機器（心電・脳波・筋電等検査用モニタ等）、生体現象監視用機器（集中患者監視装置、新生児モニタ等）、生体検査用機器、医療用検体検査機器（血液検査機器等）等	
2969 19	他に分類されない電子応用装置	-	2973 12	医療用計測器の部分品・取付具・附属品	-
	ガイガー計数器、粒子加速機、レーザー装置、放電加工装置、赤外線応用装置、磁気応用探知装置、電子ビーム応用溶接機、低周波電力応用装置等		2973 91	医療用計測器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
2969 29	その他の電子応用装置の部分品・取付具・附属品	-			
2969 91	その他の電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-			

中分類 29 - 電気機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2999 その他の電気機械器具			金属くず		
2999 11	導入線	-	2211 68	鉄くず	t
2999 12	太陽電池モジュール	-	2399 31	非鉄金属くず	-
2999 19	他に分類されない電気機械器具	-	くず・廃物		
	電球口金、電球・電子用タングステン、モ リブデン製品、永久磁石、電気接点、 リードフレーム等	-	7966 00	製造工程からでたくず・廃物	-
2999 91	その他の電気機械器具(賃加工)	-			

中分類 30 - 情報通信機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3011 有線通信機械器具					
	注：電子部品は28の各々に分類される。				
3011 11	電話機 標準電話機、多機能付電話機、コードレスホン、公衆電話機、I S D N用電話機等	台	3013 15	無線応用装置 航法装置（ロラン装置等）、方向探知機、ビーコン装置、レーダ装置、着陸誘導装置、距離方位測定装置、無線位置測定装置、テレメータ・テレコントロール、GPS装置、カーナビゲーション、ETC等	-
3011 12	電話自動交換装置 電子交換機等	-	3013 19	その他の無線通信装置 パーソナル無線装置、アマチュア用通信装置等	-
3011 13	電話交換装置の附属装置	-	3013 91	無線通信機械器具（賃加工）	-
3011 19	その他の電話（有線）装置 手動交換装置、有線放送装置、簡易交換電話装置、列車内電話装置、船舶内電話装置、ボタン電話装置、留守番電話装置、インターホン等	-	3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機		
3011 21	高速（超高速を含む）ファクシミリ	-		注1：VTR一体型テレビを含む。	
3011 22	ファクシミリ（高速を除く）	-		注2：電子部品は28の各々に分類される。	
3011 29	その他の電信・画像（有線）装置 光通信装置、テレビ電話装置、テレビ会議電話装置、ビデオテックス装置、テレックス等	-	3014 11	ラジオ受信機	台
3011 31	デジタル伝送装置 高周波伝送装置、符号伝送装置、変復調装置等	-	3014 12	プラズマテレビジョン受信機	台
3011 32	搬送装置（デジタル伝送装置を除く）	-	3014 13	液晶テレビジョン受信機	台
3011 91	有線通信機械器具（賃加工）	-	3014 19	その他のテレビジョン受信機	-
3012 携帯電話機・PHS電話機			3014 91	ラジオ受信機・テレビジョン受信機（賃加工）	-
	注：電子部品は28の各々に分類される。		3015 交通信号保安装置		
3012 11	携帯電話機、PHS電話機 簡易型携帯電話機（PHS）等	-		注：電子部品は28の各々に分類される。	
3012 91	携帯電話機・PHS電話機（賃加工）	-	3015 11	交通信号保安装置 電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器、電気運動器、分岐器、踏切しゃ断機、自動列車停止・制御装置等	-
3013 無線通信機械器具			3015 12	交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品	-
	注：電子部品は28の各々に分類される。		3015 91	交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
3013 11	ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置	-	3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具		
3013 12	固定局通信装置 単一通信装置、多重通信装置等	-		注1：ハンドサイレンは259112に分類される。	
3013 13	その他の移動局通信装置 衛星搭載用通信装置、航空用通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、タクシー無線機器装置等	-		注2：電子部品は28の各々に分類される。	
3013 14	携帯用通信装置（可搬用を含む） トランシーバ、ポケットベル等	-	3019 11	火災報知設備 火災警報装置	-
			3019 19	他に分類されない通信関連機械器具 防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、モータサイレン、ガス警報機等	-
			3019 91	その他の通信機械器具・同関連機械器具（賃加工）	-

中分類 30 - 情報通信機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3021	ビデオ機器		3023 19	その他の電気音響機械器具	-
	注1：業務用も含む。			拡声装置、ジュークボックス、レコードブ	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。			レーヤ、カラオケ（CD又はミュージック	
3021 11	録画・再生装置	台		テープ用）、ICレコーダ等	
	ビデオテープレコーダ、ビデオディスクブ		3023 21	スピーカシステム、マイクロホン、イヤ	-
	レーヤ、レーザーディスクカラオケ、DVD			ホン、音響用ピックアップ類等（完成品）	
	プレーヤ、DVDレコーダ等		3023 22	電気音響機械器具の部分品・取付具・	-
3021 12	ビデオカメラ（放送用を除く）	台		附属品	
	防犯カメラ、防犯用VTR装置、産業用			注：磁気ヘッドは282212に分類される。	
	VTR装置等		3023 91	電気音響機械器具・同部分品・取付具・	-
	注：放送用ビデオカメラは301311に分類される。			附属品（賃加工）	
3021 13	ビデオ機器の部分品・取付具・附属品	-	3031	電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）	
	注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に			注：電子部品は28の各々に分類される。	
	分類される。		3031 11	はん用コンピュータ	-
	注2：磁気テープ・ディスク（生のもの）は2832		3031 12	ミッドレンジコンピュータ	-
	の各々に分類される。			オフィスコンピュータ、ワークステー	
	注3：磁気ヘッドは282212に分類される。			ション等	
3021 91	ビデオ機器・同部分品・取付具・附属品	-	3031 13	電子計算機の部分品・取付具・附属品	-
	（賃加工）		3031 91	電子計算機・同部分品・取付具・附属品	-
				（賃加工）	
3022	デジタルカメラ		3032	パーソナルコンピュータ	
3022 11	デジタルカメラ	台		注：電子部品は28の各々に分類される。	
	電子スチルカメラ等		3032 11	パーソナルコンピュータ	-
3022 12	デジタルカメラの部分品・取付具・附属品	-	3032 12	パーソナルコンピュータの部分品・取付	-
3022 91	デジタルカメラ・同部分品・取付具・附属品	-		具・附属品	
	（賃加工）		3032 91	パーソナルコンピュータ・同部分品・取	-
				付具・附属品（賃加工）	
3023	電気音響機械器具		3033	外部記憶装置	
	注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に			注：電子部品は28の各々に分類される。	
	分類される。シンセサイザーは324921に分		3033 11	磁気ディスク装置	-
	類される。		3033 12	光ディスク装置	-
	注2：スピーカ（単体のもの）、マイクロホンな		3033 13	フレキシブルディスク装置	-
	どの音響部品は282211に分類される。		3033 19	その他の外部記憶装置	-
	注3：電子部品は28の各々に分類される。			磁気テープ装置、磁気ドラム装置、USB	
3023 11	ステレオセット	台		メモリ等	
	DAT・DAD付ステレオセット等		3033 21	外部記憶装置の部分品・取付具・附属品	-
3023 12	カーステレオ	台	3033 91	外部記憶装置・同部分品・取付具・附属品	-
3023 13	テープレコーダ	台		（賃加工）	
	デジタルオーディオテープレコーダ（DAT		3034	印刷装置	
	）、ラジカセ（DATプレーヤ付を含む）、			注：電子部品は28の各々に分類される。	
	ヘッドホンステレオ（DADプレーヤ付を		3034 11	印刷装置	-
	含む）、テープデッキ等			シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図	
3023 14	デジタルオーディオディスクプレーヤ	-		装置（プロッター）等	
	CDプレーヤ（自動車用を含む）、MD		3034 12	印刷装置の部分品・取付具・附属品	-
	プレーヤ等		3034 91	印刷装置・同部分品・取付具・附属品	-
3023 15	ハイファイ用アンプ	台		（賃加工）	
	プリアンプ、メインアンプ、ステレオア				
	ンプ・レシーバ等				
3023 16	ハイファイ用・自動車用スピーカシステム	-			
3023 17	補聴器	-			

中分類 30 - 情報通信機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号			製造品番号及び 賃加工品番号		
製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3035	表示装置		金属くず		
3035 11	表示装置 ディスプレイ（電子計算機用）等	-	2211 68	鉄くず	t
3035 12	表示装置の部分品・取付具・附属品	-	2399 31	非鉄金属くず	-
3035 91	表示装置・同部分品・取付具・附属品 （賃加工）	-	くず・廃物		
			8066 00	製造工程からでたくず・廃物	-
3039	その他の附属装置				
	注：電子部品は28の各々に分類される。				
3039 11	金融用端末装置 現金自動預け払い機（ATM）、キャッシュ ディスプレイ（CD）等	-			
3039 19	その他の端末装置 POS端末装置、予約装置等	-			
3039 29	その他の入出力装置 光学文字読取装置（OCR）、光学マーク 読取装置（OMR）等	-			
3039 39	他に分類されない附属装置 データ作成装置、データ変換装置等	-			
3039 41	その他の附属装置の部分品・取付具・附属品	-			
3039 91	その他の附属装置・同部分品・取付具・附属品 （賃加工）	-			

中分類 31 - 輸送用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3111 自動車(二輪自動車を含む)			3113 13	二輪自動車・モータスクータ用内燃機関	台
	注：サンドバギー車、ポケットバイク、ゴーカートは325319に、ゴルフカート(ゴルフカーを含む)は319919に分類される。		3113 14	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品	-
3111 11	軽・小型乗用車(気筒容量2000ml以下)(シャシーを含む)	台		ラジエータ、オイルストレーナー(自動車用)、オイルフィルタ(自動車用)、ピストン、吸気弁、排気弁、燃料ポンプ、キャブレタ(気化器)、空気清浄器、燃料噴射装置等	
3111 12	普通乗用車(気筒容量2000mlを超えるもの)(シャシーを含む)	台	3113 15	駆動・伝導・操縦装置部品	-
3111 13	バス	台		ディファレンシャルギヤ(自動車用)、トランスミッション、クラッチ装置、ステアリング装置、タイロッド、プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、車輪(ホイール)、ハンドル、自動変速装置等	
3111 14	トラック(けん引車を含む)ワゴン車(貨物車に限る)、ライトバン、ジープ等	台	3113 16	懸架・制動装置部品	-
3111 15	特別用途車 救急車、パトロールカー、霊きゅう車、塵芥収集車、宣伝車、無線車、ガソリタンク車、コンクリートミキサー車、散水車、給水車、消防車、工作車、ダンプカー、雪上車、クレーン付トラック等	台		ブレーキ、ショックアブソーバー、ブレーキ倍力装置、ブレーキシリンダ、ブレーキパイプ、ブレーキシュー等	
3111 16	バス・トラックシャシー	台	3113 17	シャシー部品、車体部品	-
3111 17	二輪自動車(原動機付自転車、モータスクータを含む)(125ml以下のもの)	台		ドアヒンジ、ドアハンドル、ドアロック、燃料タンク、窓枠、窓ガラス開閉装置、排気管、消音器(マフラ)、ワイパー等	
3111 18	二輪自動車(側車付、モータスクータを含む)(125mlを超えるもの)	台	3113 18	カーエアコン	-
3111 91	自動車(二輪自動車を含む)(賃加工)	-	3113 21	カーヒータ	-
			3113 22	座席(完成品に限る)	-
3112 自動車車体・附随車			3113 29	その他の自動車部品(二輪自動車部品を含む)	-
3112 11	乗用車ボデー	-		バックミラー、カーライター(自動車用)等	
3112 12	バスボデー	-	3113 31	KDセット(乗用車、バス、トラック)	-
3112 13	トラックボデー	-	3113 32	KDセット(二輪自動車)	-
3112 14	特別用途車ボデー	-	3113 91	自動車部分品・附属品(二輪自動車を含む)(賃加工)	-
3112 15	トレ-ラ(トレ-ラシャシー、ボデーを含む)	-			
3112 91	自動車車体・附随車(賃加工)	-			
3113 自動車部分品・附属品			3121 鉄道車両		
	注1：ワイヤーハーネスは292221に分類される。		3121 11	機関車	台
	注2：自動車、航空機などの内燃機関電装品は、2922に分類される。			電気機関車、内燃機関車、蒸気機関車、蓄電池機関車等	
	注3：ピストンリングは259511に分類される。			注：産業用機関車は315919に分類される。	
	注4：プレスし放しの部品は245111、245211に分類される。		3121 12	鉄道用電車(動力付)	台
	注5：蓄電池(バッテリー)は295111に、ナビゲーションシステムは301315に分類される。		3121 13	内燃動車	台
	注6：自動車用座席(シート)については、自動車用の座席としてすぐ取り付けられるものは311322、シートの縫製は、材質によって、合成皮革、ビニールレザーの場合は182511、布の場合は119919に分類される。			ディーゼルカー等	
	注7：自動車用ヘッドライトは2942に分類される。		3121 14	鉄道用被けん引客車、電車	台
3113 11	自動車用ガソリン機関(ガソリンエンジン)	台	3121 15	鉄道用貨車	台
3113 12	自動車用ディーゼル機関(ディーゼルエンジン)	台		有がい車、無がい車、炭水車、タンク車、ホッパー車等	
			3121 19	その他の鉄道車両	-
				排雪車、ケーブルカー、特殊車両、鉄道車両修理等	
			3121 91	鉄道車両(賃加工)	-

中分類 31 - 輸送用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3122 鉄道車両用部分品			3134 船用機関		
3122 11	機関車の部分品・取付具・附属品 台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、 機関車用車輪、ブレーキ装置、ジャン パ連結器、ドア等	-		注1：船用機関の修理は890000修理料収入に分類 される。 注2：ヒーティングコイルは292913に分類 される。	
3122 12	電車・客貨車の部分品・取付具・附属品 ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア等	-	3134 11	船用ディーゼル機関	台
3122 91	鉄道車両用部分品(賃加工)	-	3134 19	その他の船用機関 船用焼玉機関、船用蒸気機関、船用電気 点火機関、船用ガスタービン、船用蒸気 タービン等	-
3131 船舶製造・修理			3141 航空機		
	注：改造修理を含む。数量単位名が隻/総tとな っているものは、隻、総tの両方を、隻、 総tの順番で記入し、隻数は で囲んでくだ さい。なお、数量単位名が隻だけになってい るものについては、隻数を で囲まないでく ださい。			注：航空機用原動機は314211に、ハンググライ ダーは325319に分類される。	
3131 11	鋼製客船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t	3141 11	飛行機	台
3131 12	鋼製貨客船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t	3141 12	ヘリコプター	台
3131 13	鋼製貨物船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t	3141 19	その他の航空機 グライダー、飛行船、気球等	-
3131 14	鋼製油そう船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t	3141 21	航空機の修理・オーバーホール	-
3131 15	鋼製漁船の新造(20総t以上の動力船)	隻/総t	3141 91	航空機(賃加工)	-
3131 16	特殊用途鋼製船舶の新造(20総t以上の動力船) 気象観測船、練習船、鉄道連絡船、監視船、 救難船、消防船、ケーブル船、給水船、工 作船、測量船等	隻/総t	3142 航空機用原動機		
	総トン(総t)：船の容積の2.83m ³ が1総トンです。		3142 11	航空機用エンジン	台
3131 17	軍艦の新造	隻	3142 12	航空機用エンジンの修理・オーバーホール	-
3131 18	鋼製無動力船の新造	隻	3142 13	航空機用エンジンの部分品・取付具・附属品	-
3131 21	鋼製動力船の新造(20総t未満)	隻	3142 91	航空機用エンジン・同部分品・取付具・ 附属品(賃加工)	-
3131 22	鋼製船舶の船体	-	3149 その他の航空機部分品・補助装置		
3131 23	鋼製国内船舶の改造・修理	隻	3149 19	その他の航空機部分品・補助装置 プロペラ、回転翼、主翼、胴体、尾部、降 着装置、パラシュート、操縦訓練用設備、 バルブ等	-
3131 24	鋼製外国船舶の改造・修理	隻	3149 91	その他の航空機部分品・補助装置(賃加工)	-
3131 25	軍艦の改造・修理	隻	3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品		
3131 26	木造船舶の新造・改造・修理(20総t以上) 木造船舶、木造客船、木造貨物船、木造 無動力船、木造船舶の船体、木造船舶の 改造・修理(20総t以上)等	-	3151 11	フォークリフトトラック	台
3131 91	船舶新造・改造・修理(賃加工)	-	3151 12	フォークリフトトラック の部分品・取付具・ 附属品	-
3132 船体ブロック			3151 91	フォークリフトトラック ・同部分品・取付具・ 附属品(賃加工)	-
3132 11	船体ブロック	-			
3132 91	船体ブロック(賃加工)	-			
3133 舟艇製造・修理(注：改造、修理を含む)					
3133 11	木製・金属製舟艇(鋼船を除く)の新造	隻			
3133 12	プラスチック製舟艇の新造	隻			
3133 13	舟艇の改造・修理	隻			
3133 91	舟艇の新造・改造・修理(賃加工)	-			

中分類 31 - 輸送用機械器具

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品	
3159 11	構内運搬車（けん引車を含む） 蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等	台
3159 19	他に分類されない産業用運搬車両 産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、道路用スイーパー、構内用スイーパー、産業用トレーラ（農業用を含む）等	-
3159 21	その他の産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品	-
3159 91	その他の産業用運搬車両・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
3191	自転車・同部分品	
3191 11	軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク	台
3191 12	子供車（車輪の径の呼び12・24 インチのもの）	台
3191 13	特殊車（スポーツ、実用車を含む） 一輪車、分解車、タンデム車、競技車、電動アシスト自転車等	台
3191 14	車いす（手動式） <small>注：車いす（電動式）は319919に分類される。</small>	台
3191 15	自転車用フレーム（完成品に限る）	台

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3191 16	自転車の部分品・取付具・附属品 リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クランク、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、どろよけ、ペダル、空気入れポンプ、バルブ等	-
3191 91	自転車・同部分品（賃加工）	-
3199	他に分類されない輸送用機械器具	
3199 11	飛しょう体、同部分品・附属品 ロケット、人工衛星、宇宙船、気象観測用バルン等	-
3199 19	他に分類されない輸送用機械器具、同部分品・取付具・附属品 荷車、リヤカー、人力車、手押車、台車、ショッピングカー、荷牛馬車、そり、キャスター、ハンドパレットトラック、ゴルフカート、ゴルフカー、ハンドトラック、車いす(電動式)等	-
3199 91	他に分類されない輸送用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
金属くず		
2211 68	鉄くず	t
2399 31	非鉄金属くず	-
くず・廃物		
8166 00	製造工程からでたくず・廃物	-

「製造品出荷額等」の船舶数量の記入について

記入例

1 3 製造品の出荷額、在庫額等																			
ア 品目別製造品出荷額（年間）（消費税等内国消費税額を含む。）																			
		番号				製造品名		数量 単位名	数量	金 額									
		3	1	3	1	1	6	特殊用途鋼製船舶の新造	隻 / 総t	/ 1600	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
		3	1	3	1	2	3	鋼製国内船舶の改造修理	隻	4						1	5	3	6

注 1：船舶艀装品については、特に分類項目を設けず、個々の製品別に、以下に示す例のように記入してください。

船舶艀装品と記入するのは誤りなので特に注意してください。

（例）マスト（木製） - 129919

家具 - 131119、131219

鎖（鍛造のもの） - 235411

いかり（鍛造のもの） - 225411

いかり（鋳造のもの） - 225311、225312

配管工事用品 - 243111 ~ 243113

暖房装置 - 243229

鋼索 - 247913

ポンプ - 252111 ~ 252121

デリック - 253319

操舵機 - 253119

消火器 - 259111

照明器具 - 294211、294221

船舶用通信装置 - 301313

無線距離方位測定装置 - 301315

信号装置 - 301919

ジャイロ計器、磁気コンパス - 273711

総トン（総t）：

船の容積の2.83 m³が

1 総トンです。

注 2：船舶、鉄道車両の改造・修理及び航空機又は航空機エンジンの修理・オーバーホールを行っている事業所で、それらの完成品の製造設備・能力がある場合は、各々の該当する製造品番号に分類してください。製造設備・能力がない場合は、その他収入額に「880000 修理料収入」として記入してください。

改造・修理の内容		自己所有の原材料 による改造修理	他から原材料の支給 を受けて改造・修理
鉄道車両の改造・修理		312119	312191
船舶の改造・修理	鋼 船	鋼船国内船舶	313191
		鋼船外国船舶	
		軍 艦	
	木造船舶	313126	313191
舟 艇		313313	313391
航空機の修理・オーバーホール		314121	314191
航空機用エンジンの修理・オーバーホール		314212	314291

自家用の鉄道車両の改造・修理は製造業に分類されません。

中分類 32 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3229 その他の装身具・装飾品			3251 娯楽用具・がん具（人形を除く）		
3229 11	かつら、かもし（人形の髪を含む） かつら、かもし、ヘアピース等	-		注1：エンジン、モーター、ぜんまい等を内蔵したものは325113金属製がん具に分類される。人形は細分類3252の各々の製造品に、児童乗物は325116に分類される。	
3229 19	他に分類されない装身具・装飾品	-		注2：ゲームセンター等で業務用に用いられるテレビゲーム機は272212に、パチンコ台等は272211に分類される。	
3229 91	その他の装身具・装飾品（賃加工）	-			
3231 時計・同部分品			3251 11	かるた、すごろく、トランプ、花札、囲碁、将棋、チェス、麻雀ばい、ゲーム盤等	-
	注：デジタル時計は323111～323119の各々に分類される。		3251 12	電子応用がん具 テレビゲーム、ゲームウォッチ、ゲーム電卓、ラジコンカー、電子楽器がん具等	-
3231 11	ウォッチ（ムーブメントを含む） ぜんまい時計、電池時計等	個	3251 13	金属製がん具 刀（がん具）、ミニチュアカー、メリーゴ ーランド、トランシーバ（がん具）等	-
3231 12	クロック（ムーブメントを含む） 機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計 器盤時計（自動車、航空機用）、設備時計、 自動車用時計等	-	3251 14	プラスチックモデルキット	-
3231 19	その他の時計 ストップウォッチ、タイマー時計等	-	3251 15	空気入りビニルがん具	-
	注：家庭用タイムスイッチは293219に分類される。		3251 16	児童乗物（部分品、附属品を含む） 歩行補助機、乳母車、三輪車、自動車、ス クータ、自転車（車輪の径の呼び12イン チ未満のもの）等	-
3231 21	時計の部分品 半組立品、文字盤、ぜんまい、針、ばね棒、 振り玉、歯車、ねじ等	-	3251 19	その他のプラスチック製がん具 プラスチック製積木・自動車・飛行機、ビ ニル製たこ等	-
	注：時計用ガラスは211919、プラスチック製は 189719に分類される。		3251 29	その他の娯楽用具・がん具 縫いぐるみ動物、木製がん具（竹製がん具、 羽子板を含む）、陶磁器製がん具、クリ スマス用品、仮装用品、鯉のぼり、紙製がん 具、紙たこ、風船、折紙、塗り絵、クラッ カー等	-
3231 31	携帯時計側	-		注：クリスマス用等の飾り電球は294112に、花 火は329111に分類される。	
3231 39	その他の時計側	-	3251 31	娯楽用具・がん具の部分品・附属品 テレビゲーム用コントローラ等	-
3231 91	時計・同部分品（賃加工）	-		注：がん具用のばね・ぜんまいは249214に、電子 応用がん具用のカセットは329613に分類され る。	
3241 ピアノ			3251 91	娯楽用具・がん具（賃加工）	-
3241 11	ピアノ	台			
	注1：ミュージックワイヤの両端をフレームに、 ピン及びチューニングピンでとめてあるも のをいう。これ以外のものは、木製がん具 に分類される。		3252 人形		
	注2：電気ピアノ、電気オルガンは324919に分類 される。		3252 11	日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形 京人形、博多人形、こけし人形等	-
3249 その他の楽器・楽器部品・同材料				注：縫いぐるみ動物は325129に分類される。	
3249 11	電子楽器 電子オルガン、キーボードシンセサイザ、 電子キーボード、電子ピアノ等	-	3252 12	節句人形、ひな人形	-
3249 12	ギター（電気ギターを含む）	本	3252 19	その他の人形	-
3249 19	その他の洋楽器、和楽器 ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦 楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、鼓、和 太鼓、オルゴール、電気ピアノ等	-	3252 21	人形の部分品・附属品 人形マスク、人形衣服、ひな壇、ひな道 具等	-
3249 21	楽器の部分品・取付具・附属品 木管リード、パイプ、ギターマイク、こま、 弦、オルゴールのムーブメント、シンセサ イザ等	-		注：人形の髪は322911に分類される。	
3249 91	その他の楽器・楽器部分品・同材料 （賃加工）	-	3252 91	人形（賃加工）	-

中分類 32 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3253 運動用具			3262 毛筆・絵画用品（鉛筆を除く）		
	注1：帽子、ユニホーム、靴、ベルト等は各々の産業に分類される。		3262 11 水彩絵具		-
	注2：ネット地は115311に分類される。		3262 19 毛筆、その他の絵画用品		-
	注3：ヘルメットは329913に分類される。			クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、 絵画用木炭、パレット、ナイフ、スケッチ ボックス、キャンバス、画架、画板、画布、 美術用ワックス、ポスターカラー、絵絹、 定着液等	
3253 11 野球・ソフトボール用具	野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミット、バット、ベース、防具類等	-	3262 91 毛筆・絵画用品（賃加工）		-
3253 12 バスケットボール・バレーボール・ラグビー・サッカー等用具	ボール、チューブ、防具類等	-	3269 その他の事務用品		
3253 13 テニス・卓球・バドミントン用具	テニスボール、ラケット、卓球台、シャトルコック等	-	3269 11 印章、印肉、スタンプ、スタンプ台		-
3253 14 ゴルフ・ホッケー用具	ゴルフボール、クラブ、ティー、スティック、防具類等	-		焼印、ゴム印、ナンバリング等	
3253 15 スキー・水上スキー・スケート用具	スキー、ストック、ローラースケート、スケートボード、締め具等	-	3269 12 図案・製図用具		-
3253 16トラック・フィールド用具、体操用具	円盤、砲丸、やり、ハンマー、ボール、バー、ハードル、バトン、とび箱、踏切板、平行棒、鉄棒、つり輪、あん馬等	-		定規、コンパス、製図板、T定規、三角定規等	
3253 17 釣道具、同附属品	釣ざお、釣糸、釣針、うき、びく、リール（電動リールを含む）等	-		注：定規のうち、目盛りのあるものは中分類27に分類される。	
	注：漆塗りの釣りざおは327119に分類される。		3269 13 事務用のり、工業用のり		-
3253 19 その他の運動用具	玉突台、ぶらんこ、すべり台、シーソー、空気銃、猟銃、剣道用具、ボクシング用具、フェンシング用具、ボーリング用具、ゴーカート、ハングライダー、サンドバギー車等	-		注：合成のりは169919に、ゴムのりは193319に分類される。	
3253 21 運動用具の部分品・附属品		-	3269 19 他に分類されない事務用品		-
3253 91 運動用具（賃加工）		-		計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ（ホッチキス）、筆箱、すずり箱、印箱、プラスチック製文房具、穴あけ機、鉛筆削器、墨汁、千枚通し、黒板ふき等	
3261 万年筆・ペン類・鉛筆				注1：プラスチック製消しゴムは189719に、ゴム製は199919に分類される。	
3261 11 万年筆		千本	3269 21 その他の事務用品の部分品・附属品		-
3261 12 シャープペンシル		千本	3269 91 その他の事務用品（賃加工）		-
3261 13 万年筆・シャープペンシル部分品、ペン先、ペン軸	万年筆用ペン先、スペアインキ（カートリッジ式、充てんずみのもの）、シャープペンシル軸、鉄筆、ガラスペン等	-	3271 漆器		
3261 14 ボールペン		-		注：カシュー塗りを含む。生地（材質）を問わない。	
3261 15 マーキングペン	蛍光ペン、サインペン等	-	3271 11 漆器製家具		-
3261 16 ボールペン・マーキングペン部分品		-		テーブル、机、鏡台、仏壇等	
3261 17 鉛筆	黒芯鉛筆、色芯鉛筆等	グロス	3271 12 漆器製台所・食卓用品		-
3261 18 鉛筆芯、鉛筆軸（シャープペンシルの芯を含む）		-		はし、ぜん、盆、重箱、菓子容器等	
3261 91 万年筆・ペン類・鉛筆（賃加工）		-	3271 19 その他の漆器製品		-
				小物箱、化粧箱、美術品、装飾品、仏具、 金属漆器、漆工芸品、漆器製宗教用具等	
			3271 91 漆器（賃加工）		-

中分類 32 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品			3289 その他の生活雑貨製品		
3281 11	麦わら・パナマ類帽子、帽体（紙いと帽子、経木帽子を含む） さなだ帽子、麦わら帽子等	-	3289 11	洋傘（パラソル、男女児兼用を含む）	本
3281 19	その他のわら工品 わら縄、かます、俵、養蚕用品、わら細工品等	-	3289 19	その他の傘、傘部分品 和傘、和傘部分品、洋傘骨、洋傘部分品等	-
3281 91	麦わら・パナマ類帽子・わら工品（賃加工）	-	3289 21	マッチ（軸木、箱を含む）	-
3282 畳			3289 22	魔法瓶、魔法瓶ケース（ジャー、ジャーケースを含む）	-
3282 11	畳、畳床 注：プラスチック製畳床は中分類 1 8 の製造品に分類される。	畳	注：ガラス製中瓶は211911に、電子炊飯ジャーは293111に分類される。		
3282 12	畳表 い草畳表、合成繊維製畳表、プラスチック製畳表等	畳	3289 29	他に分類されない生活雑貨製品	-
3282 13	花むしろ、ござ	-	3289 91	その他の生活雑貨製品（賃加工）	-
3282 91	畳・むしろ類（賃加工）	-	3291 煙 火		
3283 うちわ・扇子・ちょうちん			3291 11	煙火（がん具用を含む） 花火、信号用煙火、がん具用煙火、せん光弾、鉄道信号用煙火、観賞用煙火、爆竹等	-
3283 11	うちわ、扇子（骨を含む） 羽根扇子、うちわ等	-	3291 91	煙火（賃加工）	-
3283 12	ちょうちん（骨を含む）	-	3292 看板・標識機		
3283 91	うちわ・扇子・ちょうちん（賃加工）	-	注：ほうろう製看板・標識は219919に分類される。		
3284 ほうき・ブラシ			3292 11	看板、標識機、展示装置（電氣的、機械的でないもの） 道路標識、広告塔、アドバルーン等	-
3284 11	歯ブラシ 注：電動歯ブラシは293319に分類される。	-	3292 12	看板、標識機、展示装置（電氣的、機械的なもの） 電光表示器、ネオンサイン等	-
3284 19	その他のブラシ 化粧用ブラシ、靴ブラシ、ワイヤーブラシ、たわし、はけ、ペンキ用ローラ等	-	3292 91	看板・標識機（賃加工）	-
3284 21	清掃用品 竹ぼうき、畳ぼうき、くまで、はたき、針金ぼうき、草ぼうき、ささら、モップ等 注：布製ぞうきん及びモップの布の部分は119919に分類される。紙製ぞうきんは149939に分類される。	-	3293 パレット		
3284 91	ほうき・ブラシ（賃加工）	-	注：材料のいかんを問わない。		
3285 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）			3293 11	パレット 木製パレット、金属製パレット、プラスチック製パレット等 注：絵画用パレットは326219に分類される。	-
3285 11	喫煙用具 たばこ用ライター、たばこ用ケース、たばこ用フィルター（カートリッジ式のものの）、喫煙パイプ、きせる等 注1：自動車用ライターは311329に分類される。 注2：灰皿は材質により各々の産業に分類される。フィルタープラグは329919に分類される。	-	3293 91	パレット（賃加工）	-
3285 91	喫煙用具（賃加工）	-	3294 モデル・模型		
			3294 11	マネキン人形、人台	-
			3294 19	その他のモデル、模型 地球儀、果物模型、食品模型、人体模型等	-
			3294 91	モデル・模型（賃加工）	-
			3295 工業用模型		
			3295 11	工業用模型（木型を含む） 鋳造模型、デザインモデル、試作品モデル等	-
			3295 91	工業用模型（木型を含む）（賃加工）	-

中分類 32 - その他の製品

数量単位名が - となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3296	情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）		3299 14	ユニット住宅	-
	注：録音・録画される前の生のテープは283213に、同ディスクは283212に分類される。			注1：プレハブ住宅は構造材の材質により分類される。 木質系 122413 鉄骨系 244411 コンクリート系 212322	
3296 11	音響用情報記録物 オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等	-		注2：ツー・バイ・フォー住宅は122411に分類される。	
3296 12	映像用情報記録物 ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等	-	3299 15	ルームユニット	-
3296 13	ゲーム用の記録物 電子応用がん具用カセット等	-		注：システムキッチン131112（木製）、131214（金属製）に分類される。	
3296 19	その他の情報記録物 プリペイドカード（テレホンカード等）、コンピュータソフトフロッピーディスク、辞書フロッピーディスク、電子手帳用情報カード等	-	3299 19	他に分類されないその他の製品	-
3296 91	情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）（賃加工）	-		ランプかさ（ガラス製、金属製を除く）、葬儀用品、オガライト、フィルタープラグ、処理馬毛、処理豚毛、天然テグス、魚りんはく、パールエッセンス、くつ中敷（革製を除く）、つえ、たどん、懐炉灰、貝細工品、リノリウム、鳥獣魚類のはく製、押絵、幻灯スライド、懐炉、真珠核（貝殻製）、靴ふきマット、種子帯、教材用紙粘土、プラスチック粘土、ドライフラワー等	
3297	眼鏡（枠を含む）		3299 91	他に分類されないその他の製品（賃加工）	-
3297 11	眼鏡 サングラス、老眼鏡等	-		金属くず	
3297 12	眼鏡枠	-	2211 68	鉄くず	t
3297 13	眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）	-	2399 31	非鉄金属くず	-
3297 14	眼鏡の部分品 テンプル、ブリッジ、眼鏡枠の部品（プラスチック）等	-		くず・廃物	
3297 91	眼鏡（賃加工）	-	8266 00	製造工程からでたくず・廃物	-
3299	他に分類されないその他の製品				
3299 11	繊維壁材（化粧用吹付材を含む）	-			
3299 12	線香類	kg			
	注：蚊とり線香は165211に分類される。				
3299 13	人体安全保護具、救命器具 呼吸保護具、顔面保護具、安全衣、安全ベルト、救命胴衣、救命浮環、救命いかだ、救命用ゴムボート、救命索発射機、救命シュート、消防用救命器具、保安帽、ゴーグル等	-			
	注1：保安帽帽体の金属製は249919に、同プラスチック製は184419に分類される。				
	注2：ゴム製のウェットスーツは199919に分類される。				

その他収入分類表(1/2)

利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。
収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例 示
710000	農業、林業収入	<p>耕種農業(しいたけ、きのこ、もやしの生産を含む)、畜産農業、農業サービス、園芸サービス(築庭・花壇の手入れなど)、素材生産、木炭製造(購入した原料からの製造も含む)、育林、林業サービス、狩猟</p> <p>購入した農作物を加工したものは、製造品出荷額とします。 自家栽培した農作物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。</p> <p>加工の内容が、包装、洗浄、カット等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した農作物の場合 転売収入、自家栽培した農作物の場合 農業、林業収入)。 農家と請負契約によって脱穀をした収入はここに入りますが、農家の家庭消費用として精米した収入は生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉などの穀類の賃加工は製造品出荷額に記入してください。</p>
720000	漁業収入	<p>漁業、水産養殖</p> <p>購入した水産物を加工したものは、製造品出荷額とします。 自家採取した水産物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。</p> <p>加工の内容が、包装、洗浄、前処理等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した水産物の場合 転売収入、自家採取した水産物の場合 漁業収入)。</p>
730000	鉱業、採石業、砂利採取業収入	<p>金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石、砂・砂利・玉石採取、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業</p> <p>採石現場での破碎・粉碎などの製造は鉱業収入としますが、現場から移動した場所での破碎・粉碎などは製造品出荷額とします。 ただし、採取した鉱物に包装、選別、洗浄等の販売に伴う軽度な加工のみを行う場合は鉱業、採石業、砂利採取業収入とします。</p> <p>碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する場合は、転売収入(卸・小売)とします。</p>
740000	建設業収入	<p>一般土木建築、土木工事、舗装工事、建築工事、造園工事、建築リフォーム工事、大工工事、塗装工事、内装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事など</p> <p>自ら製造したものをを用いて自ら建設・建築(工事・据付)及び保守・点検を行う場合、製造品については製造品出荷額に、建設・建築(工事・据付)の代金は建設業収入に、保守・点検の代金はサービス業収入に、それぞれ分離して記入してください。</p> <p>家庭消費者向けのものは製造代金を含めてすべて建設業収入とします。 ただし、個人の注文を受けて金属製及び木製建具を製作しこれを取付けることによる収入は、転売収入(卸・小売)とします。</p>
750000	販売電力収入	<p>電力供給</p> <p>販売した電力の収入で、自家用発電の余剰電力を販売したものを含みます。</p>
760000	ガス・熱供給・水道業収入	<p>導管によるガス供給、導管による熱供給、水道管及びその他の設備による水道供給など</p>
770000	情報通信業収入	<p>ソフトウェア作成、情報処理サービス、情報提供サービス、市場調査、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報作成、出版、広告作成など</p> <p>ソフトウェアを格納したものを製造出荷した場合は製造品出荷額とします。</p>
780000	冷蔵保管料収入	<p>冷蔵倉庫</p> <p>他の事業所のものを冷蔵保管している場合の保管料(常温保管は運輸業、郵便業収入とします)。</p>
790000	運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)	<p>貨物運送、倉庫(冷蔵倉庫を除く)、こん包など</p>
800000	転売収入 (仕入商品販売収入)	<p>卸売・小売(製造小売を除く)</p> <p>自ら製造せず、仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の収入。 検査、選別、洗浄、包装、小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものの収入も含まれます。</p> <p>仕入と販売については、お金のやりとりを伴わない受入、受渡を含むこととし、その場合、市価に換算して計上します(例えば同一企業間の受入、受渡)。</p> <p>他の事業所(同一企業、海外子会社などを含む)から仕入れて出荷したものは転売収入とします(製造品出荷額としないください)。</p> <p>売店や自動販売機等については、主として事業所内(従業者(下請等を含む))向けの販売は含めないものとしますが、主として事業所外向けの販売は含めます。</p> <p>主として事業所外向けの販売の自動販売機について、事業所で管理しているものは転売収入に、別会社の管理下にあるものは、手数料をサービス業収入とします。</p> <p>不動産取引については、転売収入とせず不動産業収入とします。</p> <p>製造事業所における委託生産品(他の企業の事業所に原材料を支給して製造させた商品)の卸売は、当該商品に係る製造行為を当該事業所で行わない場合であっても、製造品出荷額とします。</p> <p>転売収入の価格については、事業所売渡価格とします(送料は含めない)。 (注)転売収入がある場合は、それに対応する商品の仕入額を「転売した商品の仕入額」に記入します。</p>

その他収入分類表(2 / 2)

利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。
収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例 示
810000	製造小売収入	製造小売 自ら製造した商品とその場所で消費者へ販売したものの収入で、インターネットや電話などを通じて店舗によらず販売した製造品は製造品出荷額にします。 自らの車などを用いて消費者へ販売する場合も含まれます。 消費者からの注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達を行う場合は宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
820000	金融・保険業収入	貸金業、証券業、商品先物取引業、保険媒介代理など 利子、配当、株の売買、先物取引、為替取引などによる収入は入りません。 金融・保険業収入としては、顧客から預かった保険料等の代金ではなく、それに伴う手数料収入等としてください。
830000	不動産業、 物品賃貸業収入	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸、駐車場、不動産管理、物品賃貸 事業所の所有する土地、建物の売却は入りません。 主として従業者(下請等を含む)から得る収入(駐車場代、建物使用料など)は入りませんが、それ以外から得る収入は不動産業収入とします。 主として従業者(下請等を含む)向けの売店などのテナントから得る収入は入りませんが、それ以外向けから得る収入は不動産業収入とします。 分譲するために自ら建物を建設し、販売した収入は建設業収入とします。
840000	学術研究、専門・ 技術サービス業収入	試験研究、商品検査、測量、計量証明、経営コンサルタント、広告収入、デザイン、機械設計、建築設計、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンスなど 製造品と一体化している保守・点検の代金についても、製造品と分離して学術研究、専門・技術サービス業収入に記入してください。
850000	宿泊業、 飲食サービス業収入	飲食店、旅館、ホテル、下宿、持ち帰り飲食サービスなど 主として従業者(下請等を含む)向けの食堂などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは宿泊業、飲食サービス業収入とします。 客の注文に応じて調理し、その場での飲食、持ち帰り又は配達により飲食料品を提供する場合、宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
860000	生活関連サービス業、 娯楽業収入	洗濯、理容、美容、洗髪・染物、衣服裁縫修理、食品加工、旅行代理、家事サービス、興業団、スポーツ施設、公園・遊技場 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 個人の注文によって織物などの染色をした収入はここに入りますが、業者からの委託を受けて染色を行った場合は製造品出荷額に記入してください。 個人持ちの材料で衣服の縫製・修理をした収入はここに入りますが、購入した材料又は業者から材料を支給されて縫製した場合は製造品出荷額に記入し、客の注文により店持ちの材料で縫製した場合は転売収入(卸・小売)に記入してください。 家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賃加工した収入はここに入りますが、商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉などの穀類の賃加工は製造品出荷額に記入してください。
870000	教育、学習支援業 収入	学校、博物館、職業・教育支援施設、教養・技能教授など 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは教育、学習支援業収入とします。
880000	医療、福祉収入	病院、診療所、保育所、歯科技工など 主として従業者(下請等を含む)向けの診療所、保育所などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは医療、福祉収入とします。 歯科技工士が業として特定人に対する歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工による収入はここに入りますが、歯科医の指示によらないで歯科材料を製造した場合は製造品出荷額に記入してください。
890000	修理工収入	自動車整備、機械修理、表具、家具修理など 製造品(新品)の生産工程の一部として他事業所から原材料を支給されて、加工を行うものは、加工賃収入額とします。
900000	サービス業収入 (上記以外のもの)	清掃、廃棄物処理、鉄くず破砕請負、船舶解体請負、液化ガス充てん、LPG充てん、郵便切手類販売、印紙うりさばき、ビルメンテナンス、産業用施設洗浄など 特許権や営業権などの知的財産収入は入りません。 廃棄物処理を行っており、それを加工処理して有価物を出荷している場合、有価物については製造品出荷額に、廃棄物処理のために受け取った収入は、サービス業収入としてください。

(参考)

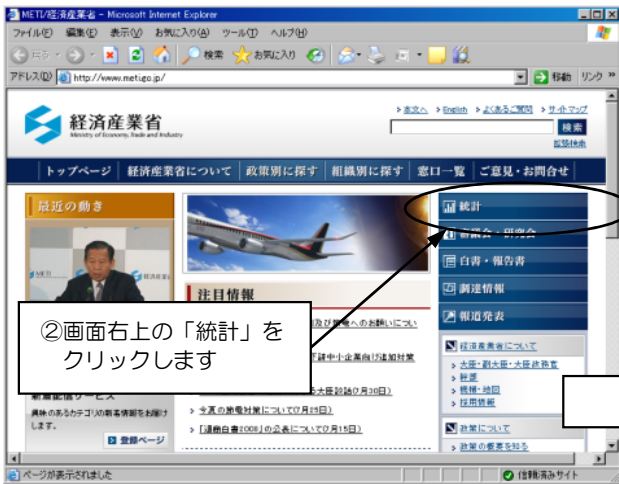
「商品分類表」の検索方法について



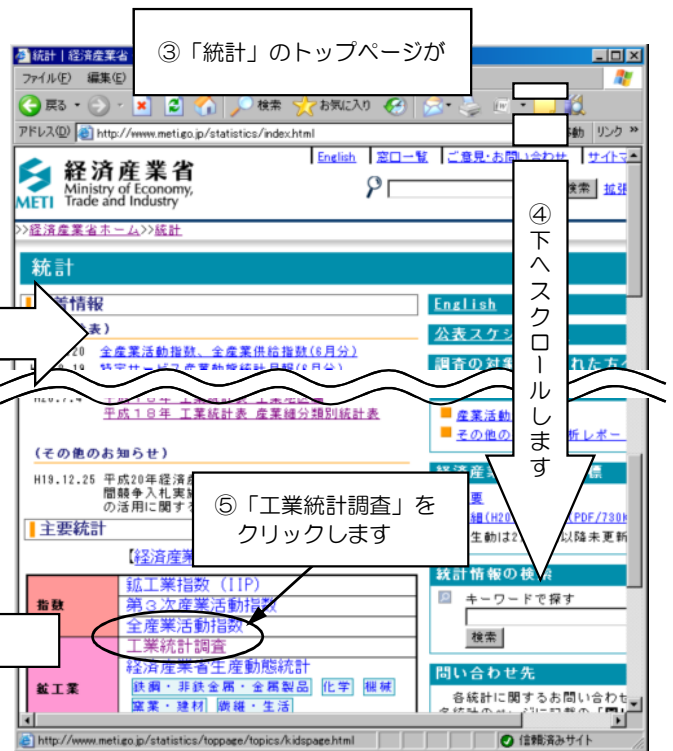
●工業統計調査「商品分類表」は経済産業省HPにPDF形式ファイルで掲載されています。
PDFの検索機能を利用して、商品の名称から6桁コードを検索することが可能です。

文中の図表は
実際のHPとは若干異なる場合がございますので、ご了承下さい。

①経済産業省HPを表示します → <http://www.meti.go.jp/>
(YahooやGoogle等の検索サイトで「経済産業省」と入力することで検索も可能です)



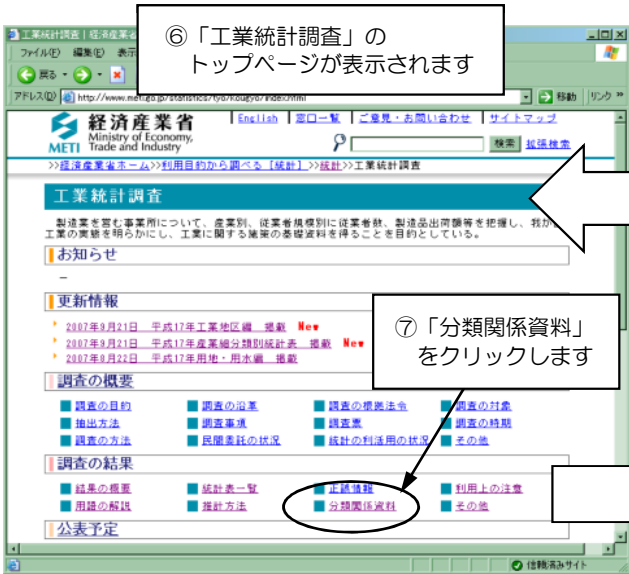
②画面右上の「統計」をクリックします



③「統計」のトップページが

④下へスクロールします

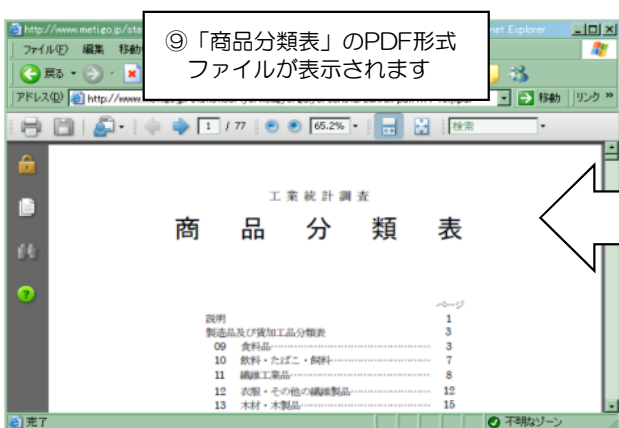
⑤「工業統計調査」をクリックします



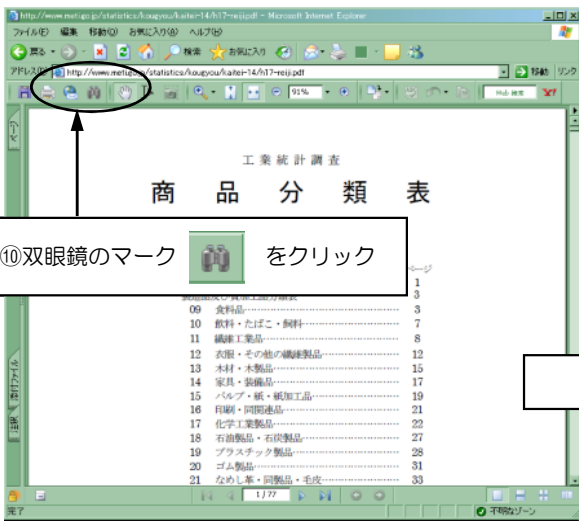
⑥「工業統計調査」のトップページが表示されます

⑦「分類関係資料」をクリックします

⑧「分類関係資料」の一覧が表示されますので、ご覧になりたい分類表を選択してください

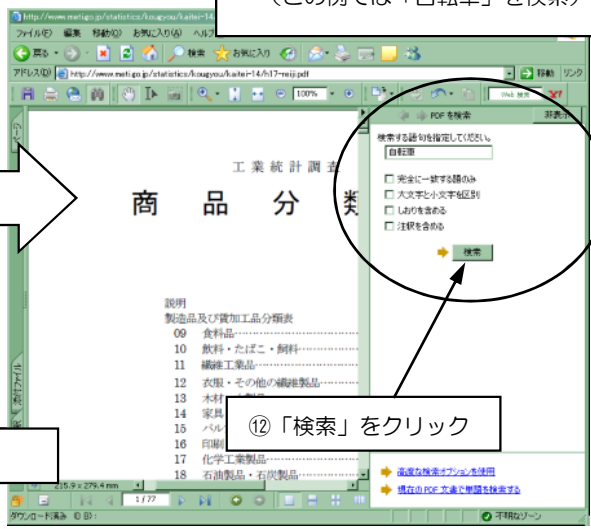


⑨「商品分類表」のPDF形式ファイルが表示されます

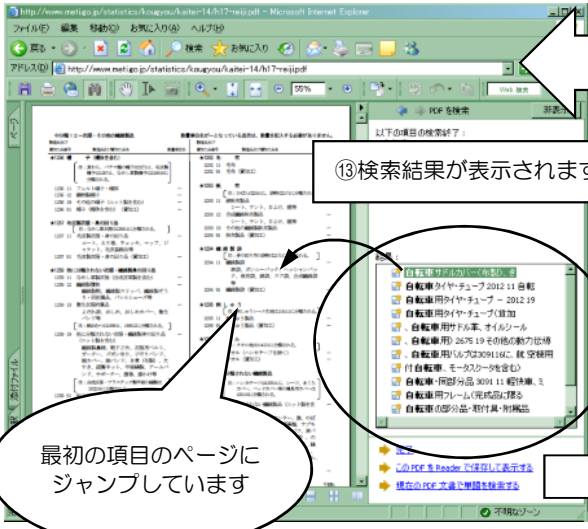


⑩ 双眼鏡のマーク  をクリック

⑪ 右側に検索パネルが開いたら、検索したい語句を入力します
(この例では「自転車」を検索)



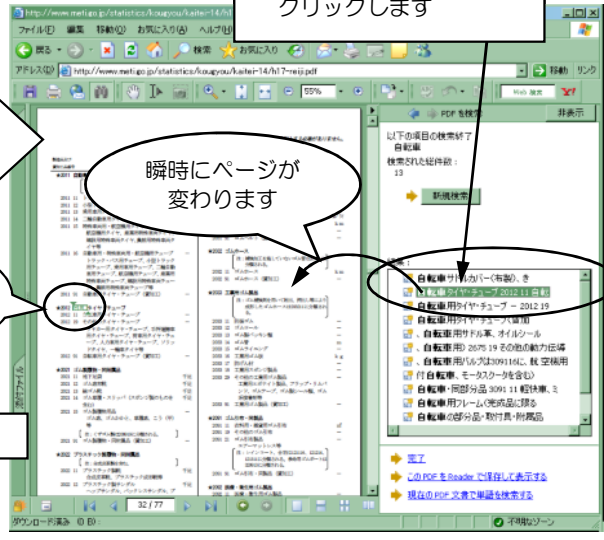
⑫ 「検索」をクリック



⑬ 検索結果が表示されます

最初の項目のページにジャンプしています

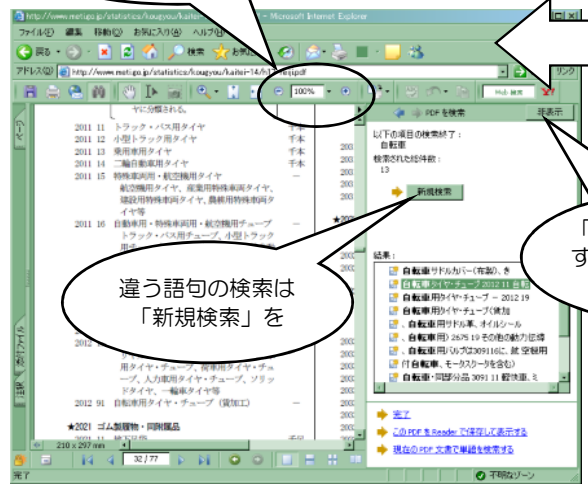
⑭ 表示させたい項目名をクリックします



瞬時にページが変わります

表示倍率を変えると見やすくなります

ここに「自転車」の文字があります(反転表示)



違う語句の検索は「新規検索」を

「非表示」をクリックすると、検索パネルを閉じます



お探しの商品名は見つかりましたでしょうか？ お疲れ様でした。今後とも工業統計調査にご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

メ モ 欄



